

平成23年第366回定例会

矢吹町議会会議録

平成23年12月2日 開会

平成23年12月12日 閉会

矢吹町議会

平成23年第366回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	5
監査報告	5
矢吹町議会活性化等調査特別委員会中間報告	6
町政報告	8
議案の上程、説明(議案第61号～議案第76号)	13
散会の宣告	17

第 2 号 (12月5日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
角田秀明君	21
藤井精七君	28
棚木良一君	36
永沼義和君	48
大木義正君	55
熊田宏君	60

散会の宣告	69
-------	----

第 3 号 (12月6日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
一般質問	73
青山英樹君	73
吉田伸君	82
総括質疑	94
角田秀明君	94
棚木良一君	95
議案・請願・陳情の付託	96
散会の宣告	97

第 4 号 (12月12日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	101
議案第61号、議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	101
議案第62号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決	103
議案第68号、議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	110
議案第72号～議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
日程の追加	116
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	117

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
会議時間の延長	132
閉会中の継続調査の申し出について	133
議員の派遣について	133
町長発言	133
閉会の宣告	134
署名議員	135

平成23年第366回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年12月2日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町政報告

日程第5 議案の上程

議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号
議案第67号・議案第68号・議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号
議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君

欠席議員(2名)

12番	遠	藤		守	君	16番	柏	村		栄	君
-----	---	---	--	---	---	-----	---	---	--	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 代表監査委員 佐藤昇一君

企画経営課長	圓 谷 誠 君	総務課長	会 田 光 一 君
税務課長	井 戸 沼 寿 量 君	町民生活課長	円 谷 一 雄 君
保健福祉課長	深 谷 昌 利 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須 藤 源 太 君
都市建設課長	藤 田 豊 君	上下水道課長	円 谷 清 茂 君
会計管理者 兼出納室長	水 戸 邦 夫 君	教育次長兼 学校教育課長	藤 田 忠 晴 君
生涯学習課長	近 藤 尚 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
--------	---------	----------------------------------

◎開会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

初めに、柏村議長及び12番遠藤守君より、今定例会を病気入院加療のため、欠席する旨の届け出がありました。

議長欠席のため、私、栗崎副議長が、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、第366回矢吹町議会定例会の議長の職務を行うことといたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第366回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 大木 義正 君

8番 角田 秀明 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

それでは、会議の日程についてご説明をさせていただきます。お手元の会期日程をごらんください。

第366回矢吹町議会定例会が、本日12月2日招集になりましたので、それに先立ちまして、11月30日午前10時より議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日12月2日から12月12日までの11日間とすることに協議が成立をいたしました。

町長提出の議案は16件であります。条例改正2件、指定管理者の指定関係の3件に衛生処理一部事務組合、

水道用水供給企業団及び広域市町村圏整備組合の統合関係5件について関係各常任委員会に付託し、審議をすることにいたします。

また、6件の補正予算議案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、本会議で議案第61号から第76号を一括上程して、町長からの提案理由説明のみとして、初日は終了をします。

第2日目の12月3日、第3日目の4日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の5日月曜日は、午前10時より通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の6日火曜日は、前日に引き続きまして、午前10時から一般質問を行い、総括質疑、議案の付託をいたし、午後1時から各常任委員会を開催いたします。

第6日目の7日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の8日木曜日は、午前10時から前日に引き続き、予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の9日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の10日、第10日目の11日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の12日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行った後、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、12月12日、今議会最終日、本議会終了後の午後6時から、ホテルニュー日活において町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆さんのご参加をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日12月2日から12月12日までの11日間いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月12日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

日程第3、これより諸般の報告をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 暫時、休議します。

(午前10時09分)

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前10時12分）

○副議長（栗崎千代松君） 議員の派遣についての中に永沼義和議員の名前が記載されておりませんでした。名前を記載させていただいて、不備を陳謝申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 訂正をして、皆さんに配付をいたしますので、ご了解をお願いいたしますと思います。

暫時、休議いたします。

（午前10時13分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前10時27分）

○副議長（栗崎千代松君） 議員の派遣について誤りがありましたので、訂正をした内容のものと差しかえをお願いいたします。

◎諸般の報告

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成23年度定期監査結果報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○副議長（栗崎千代松君） これより例月出納検査の結果報告及び平成23年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

今回の報告は、例月出納検査結果報告並びに平成23年度定期監査結果報告の2件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成23年度第5回8月分は9月22日に、第6回9月分は10月25日に、第7回10月分は11月28日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成23年7月1日から9月30日までの第2・四半期を10月26日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計

数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成23年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の期間ですが、平成23年11月2日、4日、7日、8日、9日、10日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業の執行はおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項としては、最初に震災関係事業の完遂であります。

ことし3月の東日本大震災の発生で、本町の町並みも大きな被害を受け、そのつめ跡は、町内の至るところに存在しています。行政機関の皆様につきましても、大変な努力をもって対応していただいておりますが、現在もまだ修復途上にあると思いますので、町民のためにさらなる努力をお願いするものです。

次に、経費の削減等についてであります。

ご承知のとおり、現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政の健全化についても、国・地方共通の重要な課題となっており、国では、新成長戦略の推進を図り強い経済を、そして経済成長による税収の増額や地域主権改革などによって、財政の健全化実現を目指しております。

また、地方財政については、自主財源となる地方税収入が、今震災に関連する景気的大幅な後退から、税額の低下や収納率にも大きな不安が残り、さらに国庫補助負担金や地方交付税についても、世界同時不況に係る経済危機対策によって一時的には増加したものの、今後も抑制という方向性に变化はなく、引き続き財源不足が生じる状況にあると報じられております。

こうした背景から、町の財政状況においても引き続き厳しい状況が予想されることから、財政再建の検証結果を十分に踏まえながら、今後も職員一人一人がこれらの現状を十分に認識し、効果額の確実な検証に基づいた投資的経費の削減もさることながら、経常経費の削減についても、これまでどおり節減に努められたい。

また、全庁的な会計業務においては、財務会計システムを活用した適正な事務処理の管理徹底を望みます。

次に、町税等の収納向上についてであります。町税等の徴収については、担当各課においてそれぞれ努力されていることと認めます。しかしながら、税収の伸びが期待できないばかりか、町税等の滞納についてもなお一層懸念されるため、町税等の収納向上に努力されることを願います。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上、事務の効率化に向けた公の施設等の指定管理者制度の積極的な導入姿勢は大いに評価されます。しかしながら、これまでも基本的な事務手続ばかりが先行し、管理運営の実態やその費用負担など、受委託者双方による詳細な協議が不十分かと思われ。施設管理の実態にあった事務手続の簡素化や修繕費用負担限度額のとらえ方について、受託者はもとより、委託者による見解の全庁的な統一化を望みます。

以上で、例月出納検査の結果並びに23年度の定期監査結果の報告を終わります。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

○副議長（栗崎千代松君） 次に、矢吹町議会活性化等調査特別委員会より中間報告を求めます。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） それでは、お手元の平成23年度議会活性化等特別調査特別委員会中間報告書をごらんいただきしたいと思います。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長遠藤守の名前で代読をさせていただきます。

議会活性化等調査について（中間報告）

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました矢吹町議会活性化等調査特別委員会の調査検討の経過について、矢吹町議会会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

1番から5番につきましては、お手元の資料をご参照いただきたいというふうに思います。

6、特別委員会開催経過及び基本的な考え方。

矢吹町議会活性化等特別調査委員会は、議会の活性化を図ることを目的に、議長を除く15名の全議員により設置されました。

さらに、その中から、専門部会6名の委員を選任し、現在、本議会が抱えている議題の抽出項目を絞り、具体的な方策について三度協議をしております。

また、検討委員会の意向を受け、本委員会を4回開催して意見交換を行い、下記のとおり中間報告をまとめました。その結果について、ご報告をいたします。

1、調査研究事項と調査研究結果に関する対応。

当委員会は、地方分権の流れの中で住民の意思を代表する議会として、議会活性化のために次の事項の調査検討を行い協議してきました。

（1）議員定数、議員報酬等（処遇について）

議員定数の変更、議員報酬の見直しについては、町財政状況と社会情勢を考慮し、今後、町民意見を反映させた改善案を取り入れ、協議を重ねていくこととしました。

（2）議員提出議案（発議）に向けた取り組み。

議員提出議案に向けて、その目的と議案作成の手法及び常任委員会との調整体制について検討しました。

議員発議による議案、陳情等の提出については、制度上、認められてはいますが、調整機構を有している常任委員会との関係から、今後とも協議が必要だと考えます。

また、全体協議会や委員会の欠席が目立つことから、今後、全体の中で議員としてのモラルの再啓発を行う取り組みを行う必要があります。

（3）一問一答方式の導入。

一問一答方式は、納得がいくまで答弁、質疑を繰り返すことで、議案の審議を十分深めることができると考えられることから、今後の本町議会においても、導入を検討すべきであり、今後の体制の中で、十分な協議と研究を行い推進していくべきである。

（4）議長、副議長の任期期間の検討。

現在の常任委員会と議会議長、副議長の任期のあり方について協議を行いました。矢吹町議会の申し合わせ

事項ということで、常任委員会の任期にあわせて2年任期の方向が提案をされました。

(5) 議会報告会。

議会の経過審議や議決内容、個々の議員活動を町民に理解してもらうための報告会が必要であるとの意見が総体的に出ています。町民との交流の中で現実した議員定数や報酬に関する意見も聴取できると考えています。

今後の取り組みと対応について。

前述の提言のとおり、議員発議の提出に向けた取り組みについては、その流れや体制づくりの面からも、矢吹町議会のルールづくりを定めることを望むところであるが、そのスタートは議長からの呼びかけをもって進めることが望ましいと考えます。

また、本調査研究事項については、平成24年3月の最終答申に掲げていきます。

以上、中間報告とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 次に、白河地方広域市町村圏整備組合西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の統合に関する全員協議会等での議題資料等につきましては、配付しました報告書のとおりであります。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○副議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第366回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、議長を初め議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、矢吹町復興ビジョンについてであります。3月11日の東日本大震災の発生以来、今年度予定した事務事業の見直しや先送りを行い、震災復旧を優先して取り組んでまいりました。町民の皆様の日常生活の回復のための応急復旧をおおむね終了し、公共施設の復旧事業も国の補助金等がほぼ確定し、本格的な復旧に取り組んでおります。これらの復旧に加えて、今後は震災以前以上のまちづくりを目指した復興に取り組まなくてはならないと考えております。

これまでにアンケート調査等により、町民の皆様からいただいた意見を踏まえ、復興に向けた各分野における基本的な考え方を取りまとめ、「矢吹町復興ビジョン」として策定すべく、過日まちづくり総合審議会からの提案を了承する旨の答申をいただき最終的な作業を進めております。今後は、改めて町民の皆様にご意見をいただきながら、復興を実現させるための具体的な事業を位置づける「復興計画」づくりを進め、来年3月までに取りまとめたいと考えております。

次に、東日本大震災の義援金の支給についてであります。国・県及び町の義援金につきましては、5月10日に申請受付を開始し、5月25日に第1回目を配分、11月30日までで合計15回の配分をいたしました。

第15回までの配分世帯、配分総額は、全壊及び全壊扱い世帯が358世帯、大規模半壊と半壊世帯が1,374世帯で、配分総額は12億4,839万7,392円であります。

なお、町義援金につきましては、これまでご支援いただきました義援金総額が11月30日現在で、6,027万176円であり、11月30日の第15回までの配分総額は3,805万円です。

次に、災害救助法に基づく住宅応急修理についてであります。本制度は、東日本大震災により住宅が半壊以上の被害を受け、住宅の屋根、外壁、浴室など日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するものであります。

申込件数と修理費総額につきましては、4月20日から受付を開始し、10月31日の受付終了までで658件の申込があり、修理費総額が3億2,133万4,567円となりました。

次に、一部損壊住宅の修繕費助成事業についてであります。本事業は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、東日本大震災で一部損壊の被害を受けた、住宅の修繕費の一部を助成するものであります。事業の概要につきましては、修繕費が15万円以上の工事を対象とするものであり、助成金額は、修繕費の3分の1で10万円を限度としております。

これら事業内容につきましては、広報やぶき11月号への掲載及びチラシを全戸配布するとともに、町ホームページにも掲載し周知を図っております。

申し込み状況につきましては、11月14日から受付を開始し、11月24日までで、28件の申し込みがあり、今後もさらなる周知を図りながら、多くの町民の皆様が活用できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の町税等の減免についてであります。町では「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例」に基づき、減免申請の受付を行っております。11月末現在で町民税1,963件、減免税額5,700万円、固定資産税4,500件、減免税額7,800万円、国民健康保険税696件、減免税額7,800万円となっており、総額で2億1,300万円の減免措置を行っております。

町県民税及び国民健康保険税については減免申請の受付順に、固定資産税については11月末に税額更正通知を一括発送することで、還付対象の方々には年内に振り込みできるよう手続を進め、被災された方々の生活再建のため税負担の軽減を図ってまいります。

次に、農業者戸別所得補償制度についてであります。今年度は、羽鳥幹線水路の損壊により羽鳥用水が通水できなかったため、本町の水田の約6割で水稲作付ができない状況になりました。このため、転作の推進等により、農家の方の所得を可能な限り確保するため、農業者戸別所得補償制度への加入を重点課題として取り組みました。

その結果、612名の方が農業者戸別所得補償制度の申請を行い、また、従来の「とも補償」である米の生産数量目標の調整としても158名の方が申請を行うなど、延べ780名の方が申請を行いました。

転作面積の内訳では、大豆95ヘクタール、ソバ12ヘクタール、飼料作物12ヘクタール、野菜30ヘクタール、エン麦305ヘクタールとなっており、米の所得補償交付金の対象面積540ヘクタールを含め、農業者戸別所得補償制度に係る国の交付金の総額は、約2億円程度になると見込んでおります。

また、農業者戸別所得補償制度への加入促進を図るため、町単独助成として、大豆、ソバ、飼料作物、小麦については10アール当たり1万円、エン麦については5,000円の上乗せ助成を行い、さらには被災田に対する助成としても、10アール当たり3,000円の矢吹町商店会連合会発行の商品券を12月1日より交付しております。

このような支援策により農業者戸別所得補償制度への加入が促進され、農家の方の所得確保が可能になったと考えており、来年度以降についても、農業者戸別所得補償制度については、農業者の所得確保の有効な手段として位置づけ、加入促進を図っていききたいと考えております。

次に、やぶき復興祭についてであります。東日本大震災からの復興と、放射能による風評被害を払拭するため、町・商工会・JA東西しらかわ・JA白河の共催にて、矢吹球場をメイン会場とし10月22日土曜日、午前10時から午後6時まで「やぶき復興祭」を開催いたしました。

農・商業関係団体等より64団体、中畑清さんによるトークショー、アレグリアによるサンバショー、白河青年会議所によるアンパンマンショー等、アトラクション参加団体が11団体と多くの皆様のご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

内容としましては、豚・牛の丸焼きを初め各種ブースの出店、復興なべや復興餅の無料配布、フィナーレには復興花火の打ち上げ等、参加団体が一丸となり復興祭を盛り上げ、悪天候にもかかわらず1万人以上の方々が来場いたしました。今後も、さらなる町の復興と風評被害の払拭に向け取り組んでまいります。

次に、矢吹町地域ブランド戦略検討事業についてであります。東日本大震災以降、地域経済は大きな打撃を受けており、地域資源を活用したブランド化による地域の復興・活性化など一日も早い復興へ向けた取り組みが求められております。

このため、地域資源を活用した新たな商品開発、統一パッケージデザインの検討、三鷹市に期間限定で設置されている東日本応援ショップや町内イベント実施時のアドバイスやサポート、地域ブランドのコンセプトおよびアクションプログラムの作成などを「株式会社ブランド総合研究所」に業務委託し、矢吹町の地域ブランド化へ向けた取り組みを行っております。

現在、「矢吹町地域ブランド検討会議」を立ち上げ、13名の委員のもと地域ブランド化へ向けた検討をしており、年度末には具体的な提案を含めた報告書を作成することになっております。

次に、放射線低減クリーンアップ作戦についてであります。福島原発事故による放射性物質を除染し、子供たちを健康被害から守るため、9月25日「放射線低減クリーンアップ作戦」を実施いたしました。町、区長会、教育委員会の主催により、町議会、消防団等、各種団体のご協力をいただきながら町内全域で実施することができました。皆様のご理解とご協力で深く感謝申し上げます。

さて、本事業につきましては、各行政区が主体となり県の補助事業を活用し実施したため、補助金申請等の事務手続については町職員がサポーターとして参加するなど、きめ細かな対応を心がけました。また、除染作業を実施する場所の選定については、事前に通学路の放射線量の測定を実施し、比較的放射線量が高い箇所を重点的に除染するなど効果的な作業を実施いたしました。除染作業終了後には再度放射線量の測定を実施し、多くの箇所を実施前を下回る値となり一定の効果が得られたと認識しております。

なお、作業で発生した土砂につきましては、テクノパーク地内の町有地へ国の基準に基づく対応を講じながら、現在仮置き場の設置を進めております。

次に、個人線量計の配布についてであります。放射線の影響を受けやすい15歳未満の子供及び妊婦に対して県の補助事業を活用し個人線量計を配布いたしました。小・中学生に対しては、学校を通じてガラスバッチ式線量計を10月3日から、未就学児及び妊婦に対しては、幼稚園・保育園を通じて、また個人通知をするなどして電子線量計を9月29日から配布いたしました。このように、生活環境の違いも考慮し放射線量を確認することで、さらなる安心が得られるよう努めてまいります。

次に、健康センターの営業再開についてであります。東日本大震災により大きな被害を受け、4月から休業を余儀なくされていた「あゆり温泉」が11月25日より営業を再開いたしました。また、「温水プール」については応急修理により9月まで営業しておりましたが、災害復旧工事のため1カ月間の休業の上、11月2日より営業を再開しております。なお、温水プールについては現在ボイラーによる加温で営業しているため、水面に保温シートを張るなど各種対策を講じながら、冬季間についても営業していきたいと考えております。

次に、中町地内の町道通行止め解除についてであります。倒壊のおそれのある建物に隣接する町道北町新町線を二次災害及び危険回避のため5月3日より全面通行止めを行い、地域住民を初め、利用者及び商店会など多くの皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、10月27日に建物の取り壊しが完了し、建物倒壊の危険性が回避され道路状態の安全性が確認されましたので11月1日に通行止めを解除いたしました。皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

次に、東日本大震災に係る災害復旧事業の進捗状況についてであります。

初めに、道路災害復旧事業のうち国庫補助事業として工事を予定している96カ所、総額約4億4,000万円につきましては、11月末現在で、工事発注予定件数35件のうち25件を発注し71%の発注率となっております。

また、単独道路災害復旧事業につきましては、537カ所の被災現場の確認を行い、158カ所について工事が完了し、災害復旧率は約30%となっております。現在も余震等により路面が沈下するなど、さらに被害が増加している状況であるため、道路パトロールの強化を行い被災箇所の安全対策及び工事発注を随時実施いたします。

次に、公園災害復旧事業につきましては、国庫補助事業として大池公園とひまわり公園で7カ所、約4,000万円の事業費が確定し、工事発注予定件数5件のうち3件を発注し60%の発注率となっております。

次に、農業施設・農地災害復旧事業につきましては、11月30日現在、ため池23カ所、農地24カ所、水路38カ所、道路5カ所、揚水機場11カ所の合計101カ所と、対象となる全ての箇所の災害査定が完了し、総額約5億8,000万円となっております。現在は、補助対象2地区の工事発注が完了し、残りの地区についても、12月中旬を目標に工事発注を完了させたいと考えております。

また、300カ所程度の小災害については、台風15号災害の小災害と合わせて現地の確認作業を実施しており、早期の復旧作業に向け努めております。

次に、公共下水道施設災害復旧事業につきましては、田町大池線を中心とした下水道幹線の下水道本管被害延長約10キロメートルのうち、約2.1キロメートルの復旧工事を発注しております。また2月を目標に全延長の工事発注を完了させる予定としております。

次に、農業集落排水施設災害復旧事業につきましては、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害延長約4.5キロメートルのうち、約1.8キロメートルの復旧工事を発注しており、残りについては年内の工事発注を予定しております。

次に、水道施設災害復旧事業につきましては、水道本管等の施設の被害が約200カ所のうち、約9割の復旧工事を完了し、災害査定も10月末で完了しております。現在、柿之内水管橋や仮設管の布設替え等の工事の発注準備をしており、年度内の完成を目指しております。

次に、台風15号災害の被害状況についてであります。

初めに、9月21日に東北地方を襲った台風15号の豪雨による住家等への被害状況につきましては、阿武隈川の増水等により床上浸水が住家10世帯、非住家8棟、床下浸水で住家11世帯と甚大なものでありました。特に、三城目地区及び明新地区の9世帯12名の方々には、自主避難を誘導するなど予断を許さない状況となりました。これら浸水した住家21棟については、2回の消毒作業を実施するなど衛生環境の確保に努めてまいりました。また、柿之内地区の東北自動車道沿線付近での土砂崩れによる通行規制や、多くの河川等でも氾濫の危険性があつたため、消防団の皆様等のご協力により未明までの警戒態勢をとりました。

次に、道路・河川の被害状況につきましては、主に阿由里川沿線の堤体ブロックが被災しており、今月中旬に予定されている国の災害査定に向け、測量・査定設計作成等の作業を実施しております。現段階では、河川6カ所、道路2カ所の計8カ所、全体事業費約4,000万円を国庫補助事業として見込んでおります。

次に、公園の被害状況につきましては、三十三観音史跡公園が隈戸川の増水により園路が被災し、今月中旬に予定されている国の災害査定に向け、測量・査定設計作成等の作業を実施しており、事業費約300万円を国庫補助事業として見込んでおります。

次に、農業施設・農地の被害状況につきましては、11月末現在で、農地175カ所1億5,500万円、水路31カ所2,000万円、農道27カ所2,800万円、ため池10カ所4,800万円、揚水機場3カ所2,000万円、総計で246カ所、約2億7,100万円の被害を受けております。

現在、80カ所程度の農業施設・農地について災害補助申請を行うため、現地の測量調査作業を進め、今月上旬から実施される災害査定準備を進めております。残り170カ所程度の小災害については、東日本大震災の小災害と合わせて、現地の確認作業を実施しており、早期の復旧作業に向け努めております。

次に、農業集落排水施設の被害状況につきましては、11月末現在で、大和久及び三城目地区の2カ所の処理場で被害を受け、被害額550万円となっております。復旧については11月に工事の発注を終え、2月末の完成の見込みであります。

このように、阿武隈川の増水によりたび重なる農地の冠水被害及び家屋の浸水被害が発生しているため、11月2日に河川管理者である県中、県南建設事務所長及び石川土木事務所長に対し、阿武隈川の流下能力の向上と準用河川阿由里川合流部の早期改修、阿武隈川堤体の被災箇所早期復旧について強く要望してまいりました。ここまで、東日本大震災並びに台風15号災害関連についてご報告申し上げます。

臨時会を含め毎月のように議会を開催させていただいておりますが、矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの23項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配布いたしました第366回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

三鷹市姉妹・友好市町村わくわく交流フェスタについて。

東京やぶき会秋の懇親会について。

第61回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

矢吹町区長会事業について。

平成20年度矢吹町表彰式について。

永年勤続職員の表彰について。

矢吹町統計調査員協議会事業について。

矢吹町消防団秋季検閲式の開催について。

交通・防犯行政関係について。

敬老会について。

保健指導について。

ヘルスステーション事業について。

町道整備事業について。

ふくしま駅伝の町内コースのボランティア清掃活動について。

河川愛護団体の活動について。

子ども議会の開催について。

教育委員会表彰について。

ふくしま駅伝競走大会について。

第31回さわやか健康マラソン大会について。

三鷹市民駅伝大会の参加について。

あゆり祭について。

町民体育祭について。

第5回市町村対抗福島県軟式野球大会について。

以上であります。

私、一部読み違いがございましたので、訂正させていただきます。平成23年度矢吹町表彰式についてと読むべきところを平成20年度と読んでしまいました。おわびして訂正をお願いします。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、町政報告を終結いたします。

ここで、暫時休議します。

(午前11時02分)

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時16分)

◎議案の上程、説明（議案第61号～議案第76号）

○副議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号及び第76号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

初めに、議案第61号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容の主なものとしましては、個人住民税の寄附金税額控除について、県が指定しております社会福祉法人のうち、町に事務所を有する団体を別表により個別指定するものであります。

また、租税罰則の改正により、各地方税の納税義務者及び納税管理に係る申告に関する過料につきましては、現行の3万円を10万円に引き上げるものであります。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきましては、3カ年延長され、平成27年度までの適用となるものであります。

その他税法の改正による条文の整備を行っております。

次に、議案第62号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は市町村が消防団を設置する際の根拠法令となる消防組織法に一部改正があったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号 矢吹町健康福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。関連がございますので、あわせてご説明いたします。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、かつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設された制度であり、本町においても、平成18年4月から健康センター及びふれあい農園で導入をしてきたところであります。

今回、平成24年4月1日より指定管理者の継続を予定している施設について、指定管理者候補者との条件等の協議が整いましたので、指定管理者の指定について提案するものであります。

健康センターにつきましては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成23年10月に公募を行い、1団体の応募があり、11月7日公開による選定委員会が開催されました。企画提案と面接審査を実施した結果、高い評価を受けて候補者が選定された旨を報告いただきました。町といたしましては、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等の詳細についての協議を進めてきたところであります。

また、ふれあい農園であります。ご承知のとおり、ふれあい農園はあゆり温泉の温泉熱を活用し、施設の有効利用を図るため、健康センターの敷地内に設置されております。健康センターの指定管理者に指定される団体をふれあい農園の指定管理者として指定することにより、ふれあい農園と健康センターを一体化した施設

として効果的かつ効率的な管理運営が図られるものとし、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、健康センターの指定管理者候補者との協定に向けた条件等の協議が整いましたので、議案書のとおり、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園の指定管理者に福島県西白河郡矢吹町新町207番地1、伸和建设株式会社を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては両施設とも平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。当施設は平成13年3月より地域サービスの拠点として、保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの複合施設として業務を開始しました。現在は、それらの業務の担い手である矢吹町社会福祉協議会が前述の業務に加え、子育て支援センター、地域包括支援センター、ボランティアセンターを展開し、保健福祉の拠点として機能をあわせ持つ施設に成長しております。施設の管理につきましては、平成21年より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会を指定管理者として効率的な管理運営を行っております。この間の管理運営につきましては、関係法令を遵守し、町民の平等な利用促進を図り、維持管理経費の一段の削減にも努めております。

さらに、デイサービスセンターには専門的な職員として、介護福祉士、看護師を配置し、適切な人員等を確保し、職員の能力向上対策にも努め、住民サービスの向上が図られております。東日本大震災発生の折、避難所として約120名を収容し、社会福祉協議会の職員が昼夜を問わず、避難してきた重病患者、要介護者のケアをしてきた実績もございます。これは、社会福祉協議会が専門的職員を多数配置し、かつ指定管理者であったからこそできた避難者支援であると考えております。これらの実績に加え、施設の管理業務に精通しており、利用者の安心、安全に配慮している姿勢が十分であることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、保健福祉センターの指定管理者候補者との条件等の協議が整いましたので、議案書のとおり、矢吹町健康福祉センターの指定管理者に福島県西白河郡矢吹町一本木100番地1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第66号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散について及び議案第67号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分については、関連がございますので、あわせてご説明いたします。

本案は、効率的な組織及び事務の効率化、職員の資質向上及び人事交流の促進を図り、複合的に広域行政を推進するため平成24年3月31日をもって、西白河地方衛生処理一部事務組合を解散し、平成24年4月1日から白河地方広域市町村圏整備組合に編入するものであります。

なお、解散に当たり必要とする同組合の財産処分も含め、地方自治法第288条及び第289条の規定に基づき、協議がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第68号 白河地方水道用水供給企業団の解散について及び議案第69号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分については、関連がございますので、あわせてご説明いたします。

本案は、先の提案と同様となりますが、法律的な組織及び事務の効率化、職員の資質向上及び人事交流の促進を図り、複合的に広域行政を推進するため、平成24年3月31日をもって、白河地方水道用水供給企業団を解散し、平成24年4月1日から白河地方広域市町村圏整備組合に編入統合するものであります。

なお、解散に当たり必要とする同組合の財産処分も含め、地方自治法第288条及び第289条の規定に基づき、協議がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第70号 白河地方広域市町村圏整備組合同規約の変更についてであります。本案は、平成24年3月31日をもって解散する西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の共同処理事務を白河地方広域市町村圏整備組合が承継することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合同規約の変更に関する協議がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,729万5,000円を追加し、総額を106億1,437万2,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税6,407万4,000円、国庫支出金7,381万1,000円、町債2億840万円をそれぞれ増額し、東日本大震災による被災者に対する減免等により町税9,023万4,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が損壊家屋等解体処理支援事業等により2億1,689万1,000円の増額、農林水産業費が、強い農業づくり支援事業等により2,596万4,000円の減額、土木費が臨時地方道整備事業等により427万1,000円の減額、教育費が教員住宅の取り壊し事業等により2,162万3,000円を増額するものであります。

次に、債務負担行為の補正内容につきましては、矢吹町健康センター指定管理料1億50万円、矢吹町保健福祉センター指定管理料1,048万5,000円を平成24年度から平成26年度までの期間とし、追加制定するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、住宅災害復旧事業債360万円、歳入欠陥債1億3,520万円を追加するとともに、事業費の変更により、地方道路等整備事業債を570万円減額し3,820万円、公立学校施設災害復旧事業債を1,410万円減額し5,620万円、公共土木施設災害復旧事業債を200万円増額し2億910万円、災害廃棄物処理事業債を8,740万円増額し2億3,540万円とするものであります。

次に、議案第72号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,306万4,000円を追加し、総額を22億3,990万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税7,969万4,000円を減額し、国庫支出金1億738万円、療養給付費交付金4,907万7,000円、諸収入630万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費267万7,000円、後期高齢者支援金等1,018万3,000円、基金積立金6,600万円を減額し、保健給付費1億5,520万2,000円、諸支出金672万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第73号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ368万9,000円を追加し、総額を12億9,009万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、諸収入318万9,000円、町債50万円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費310万8,000円、事業費58万1,000円を増額するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、流域下水道事業債を50万円増額し、220万円とするものであります。

次に、議案第74号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,835万5,000円を追加し、総額を11億24万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,873万9,000円、支払基金交付金2,288万8,000円、県支出金1,062万7,000円、繰入金981万円を増額し、保険料2,370万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費27万6,000円、保険給付費5,259万3,000円を増額し、基金積立金1,451万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第75号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,851万4,000円を減額し、総額を1億1,954万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料1,860万1,000円、繰入金1万3,000円を減額し、諸収入10万円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費1万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,860万1,000円を減額し、諸支出金10万円を増額するものであります。

次に、議案第76号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の予算から24万1,000円を減額し、支出予算総額を4億7,061万3,000円とするものであります。

支出の内容は、人件費24万1,000円を減額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の予算を組み替えするものであります。

支出の内容は、材料費200万円を増額し、工事請負費200万円を減額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、直ちに、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

(午前11時35分)

平成23年第366回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年12月5日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君

欠席議員(2名)

12番	遠	藤		守	君	16番	柏	村		栄	君
-----	---	---	--	---	---	-----	---	---	--	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君											
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君								
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	井	戸	沼	寿	量	君							
町	民	生	活	課	長	円	谷	一	雄	君	保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君				
産	業	振	興	課	長	須	藤	源	太	君	都	市	建	設	課	長	藤	田		豊	君				
兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長																
上	下	水	道	課	長	円	谷	清	茂	君	会	計	管	理	者	兼	出	納	室	長	水	戸	邦	夫	君

教育次長兼 藤 田 忠 晴 君 生涯学習課長 近 藤 尚 一 君
学校教育課長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀 主 幹 兼
局長補佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○副議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○副議長（栗崎千代松君） 通告1番、8番、角田秀明君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

野崎町長2期8年、最後の議会、大変ご苦労さまでございます。町長に対し心から敬意と感謝を申し上げ、通告いたしました質問に入らせていただきます。

3月11日の東日本震災以来8カ月、復旧、復興に町が努力されていることは、私たち議会はもとより町民だれもが認めるところであります。仮復旧とはいえ、インフラ整備においても多少不満はあるものの、生活できていることに感謝をしているものであります。通告を申し上げました震災復旧工事の件であります。町内の業者に数多い工事の発注を調査をしてみると、今まで発注された現場の工期は年度内にほとんどがなっております。これからも数多く発注されます。

しかし、町内の企業にも限界があり、現在受けている仕事が工期内には無理であり、町もこれを知り、現場の責任管理の規制を緩和し、1人の責任者が3つの現場を管理できることを認めておりますが、震災の後、災害の状況を見たとき、町内の企業の数と隣接市町村の企業も地元の災害工事の受注が多く、他町村にまで協力ができなく、町内の企業に手助けをしていただくほかに方法がなく、工期期間中に完成が無理ではないかと思っておりますが、これからは私の本題であります。

震災による農地の災害が約400カ所であり、災害の状況などを産業振興課より説明されていたわけですが、秋に入り、台風12号、15号と立て続けに襲来し、農地災害が200カ所以上もでき、合わせて600カ所以上にもなり、果たしてこの農地災害が来年の植えつけ時期までに補修できるだろうかと思っているのは、私だけではありません。今までも私は町長にはもちろんのこと、産業課の職員に対しても話をし、理解を得るようにしてきました。

しかし、ただいま私が申し上げたようなことがあることは十分承知はしているつもりですが、農地災害には来年の植えつけ時期があるため、現在の状況を見ると、農地災害を受けた企業が植えつけ時期までに仕事を終了することができないのではないかと思ひ質問をいたし、町長の理解と企業の協力を得て、初めてなせるわざでございます。農家を営む被災者の望む声がありますので、快い答弁が伺えれば大変うれしく思います。

次に、東京電力福島原発による放射線量は、事故当時よりは下がったとはいえ、安心して生活ができる状態になったわけではありません。毎日防災無線の放送が町じゅうに響いていますが、町が地域の皆さんに協力をいただきながら、除染作業をしてもらいましたが、多少線量は下がったものの、いまだに震災以前の数値に戻ることはなく、私の地域では独自に除染作業を行いました。昔からのことわざに、桜切るばかに梅切らぬばかというように、桜の枝を切るの昔はばかでもなければ切らないのが普通なのに、何の罪もない桜の枝が見るも無残に切り落とされ、来年は桜の花も見れません。震災で家が壊れたり道路が壊れたり、いろいろと困難はありますが、これは時間とともに解決をしていきますが、この放射能の場合はいつまでというはっきりとしたことがわからないのが一番の不安だと思います。

この矢吹町でさえも、自分の家で作った野菜を年寄りには食べるが、若いこれからの人たちや子供は食べないし、また食べさせられない、この憤りをどこにぶつければよいのか。米の問題一つにしても、昨年までなら関東地方の米と比べ、矢吹町の米は、会津、新潟に続く食味がよいとのことで高値で販売されておりましたが、ことしは関東地方の米よりも2,000円も3,000円も安値で取り引きされ、今は福島、伊達、そして我が三神地区にも放射セシウムが出た途端、福島県の米は要りませんと言われる始末であります。風評などと言っている場合ではなくなってきました。

毎日町役場で測定し、0.23マイクロシーベルトとか0.27マイクロシーベルトなどと言っておりますが、1年間で1ミリシーベルトだそうです。我が地域では毎日の線量が3倍から5倍ありますので、単純計算でも3ミリシーベルトから5ミリシーベルトもあります。その結果、罪もない桜の木を切ったり、除染をしたり、これはだれの責任ですか、町長。東京電力の責任は、明快であると思う。だから、私は町長が町民を代表して東京電力に物を申したかという質問をいたしました。私の質問はおかしいでしょうか、伺いたいと思います。

次に、第2次幼稚園、保育園に関する基本方針を検討に入りますが、今、町では子育て事業の一環として第3子以上の子供に対し保育料の無料化を行っております。町民の方々はもちろん、若者定住事業の推進からしても大変ありがたい事業であることは皆さんご承知であります。

しかし、今の幼稚園や保育園の体制を見ると、年々幼稚園離れをし、保育園ばかりに入園希望が最近は見受けられます。我々が保育園の運動会などに招待されたときなど、園に行ってみても、3世代、4世代の家族構成の人たちもかなりおるわけであり。保育所が大人気であることがここでもわかります。

しかし、ある反面、幼稚園の運動会や音楽祭に行くと、年々生徒の数が減って、寂しくなっているものがあります。これも時代の波かと思っはいましたが、これから基本方針の検討が始まる時期とのことで質問をさせていただきます。

この問題は、幼稚園、保育園の問題だけにとどまらず、各小学校の将来にまでかかわってくるのだと思っております。1つを例にしてみますと、幼稚園の数からしても三神、中畑、矢吹、中央と4つの幼稚園があり

ますが、三神、中畑は20人足らず、矢吹も二、三十人、今いる幼稚園の先生方もあと四、五年しますと管理職になるような先生方もいなくなるようでございます。よほど生徒配分や運営をうまくやらないと困るのではないかと思います。若者定住を促進することは、子育てをするのに大変なわけで、保育所に自然と申し込みをするしかないわけであります。幼稚園は、昔からの地域集落で、家族に両親以外に祖父母などがおられるような家庭でないと、なかなか幼稚園には入れられません。夫婦共稼ぎの方々は保育所に頼らざるを得ないわけで、保育園希望が多くなるのは当然のことです。

しかし、国も今までは幼保一貫教育を推進してきましたが、最近は文科省で待ったがかかったようでありませぬ。なかなか一環というわけにもいなくなるようなわけですが、町、教育委員会はどのように考えているか。そしてまた、小学校の生徒数が善郷小学校に偏り、三神、中畑はもちろん、矢吹小までも過疎化が起きているように思われます。30年前、矢吹小学校が生徒の数が多くなり、善郷小学校を新築し、通学区域を線引きしましたときは田町や八幡町の子供たちまで善郷小に通うことに抵抗をして、矢吹小に通わせたなどというのは夢のようでありませぬ。今までは善郷小だけが生徒の数が多くなり、先ほど言ったように矢吹小までも過疎化が進んでいることは現実であります。こういった状況からも、前に同僚議員からも質問がありましたが、矢小、善郷小の通学区域の見直しや三神、中畑小のこれからのあり方を踏まえ、町と教育委員会のあり方を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めませぬ。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございませぬ。

それでは、8番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、震災による復旧工事の優先順位、先が見えない農地災害、農地災害工事を優先することは可能かについてのおただしであります。さきの6月定例町議会において、東日本大震災による農地及び農業施設等の被災状況については、既にご報告しておりますが、その後の進捗状況と9月21日発生台風15号災における農地、農業施設等の被災状況とあわせ、今後の見通しについてお答えをいたします。

東日本大震災による被災箇所は402カ所、被災総額約12億7,000万円に上っております。そのうち101カ所、総額約5億5,800万円の事業費用を見込む復旧予定工事について補助対象とするため、国の災害査定申請等手続を進め、11月30日をもって現地査定及び審査が完了いたしました。引き続き、これら補助対象工事について12月中旬までに工事を発注するため、実施設計書作成業務等を進めております。

次に、台風12号災による被災箇所は253カ所、被災総額約2億1,000万円と見込んでおります。これらについても12月末までに80カ所、総額約1億6,000万円の補助申請を行う予定であり、査定終了後、来年1月中旬を目標に補助対象工事の発注ができるよう準備を進めております。

なお、補助対象以外の小災害については、町単独の災害復旧工事として、東日本大震災の約250カ所、台風15号災の約170カ所を合わせた約420カ所を12月末までに現地確認等を完了し、補助申請業務と工事発注業務を並行して行いながら、来年1月中には工事を発注する予定としております。

ご質問の農地災害工事の優先につきましては、東日本大震災により一般住宅を初め、道路、水道、下水道、農業集落排水、ため池、水路、農地、国営限戸川パイプライン、羽鳥幹線水路など広範囲にわたり被災しており、現在災害復旧を担当する各課において鋭意努めておりますが、町としては来年度の水田の作付を実現するためには、短期間で迅速な対応が必要であると強く考えております。そのため、災害復旧工事を主に担当する都市建設課、上下水道課、産業振興課の3課において、農業施設等の復旧を最優先に関連する復旧工事等の工事や施行、施工順序の検討、調整を行っているところであります。また、発注後においても工事期間の調整や進捗にあわせた施工指示等をするなど万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東京電力福島原発による町の対応及び東京電力に対する対応についてのおたがしであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、福島県内はもちろんのこと、県外の市町村と広範囲にわたり汚染が拡大しております。

このような中、放射性物質の影響を取り除く除染等の対応を迫られた自治体のうち、少なくとも首都圏の自治体を中心に18自治体が経費の支払いを求め東京電力に請求したことがマスコミ等から報道されました。多くは関東地方の2県15市1町、福島県内では1町のみで賠償請求の内容は、水道水の検査費や校庭の除染費用等と汚染物質を扱う職員の人件費であると伺っております。

矢吹町においては、これまで東京電力に対するこうした賠償請求はしておりませんが、震災に加え放射能汚染という考えもつかなかった未曾有の原子力災害は、町民に大きな不安と恐怖を与えた責任は重大だと認識しております。

このようなことから、今後県の動向を見きわめながら、具体的な賠償すべき内容をよく検討し、町としての方針等を決定し、さらには周辺自治体と歩調を合わせた具体的な損害賠償に向け、取り組んでまいります。

また、今後の除染に関しての取り組みであります。来年1月1日に施行される平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放出された放射物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の骨子は、放射性廃棄物の処分や除染については、国の責任において万全の対策を講じるものとし、実情に応じ地方公共団体は国に協力するものとしており、除染費用については国が負担するとしております。

しかしながら、個人で実施した場合の助成措置等については何も示されていないのが現状です。

町といたしましては、今後除染計画の策定やそれに基づく除染作業を確実に実施する必要があると認識しております。具体的な実施方法、体制等の検討を進め、計画的かつ効果的な除染活動の実施に努めてまいりたいと考えています。

このように放射能の問題への対策に明け暮れる中、この問題の原因者である東京電力株式会社に対し、角田議員おたがし同様、私も激しい憤りを覚えております。これまで福島原発の恩恵をみじんも受けていなかった本町は、何の落ち度もなく、一方的にかつ不条理に災難が降りかかった形となりました。それに対し東京電力は、まさしく当事者意識が全く見られない責任逃れの対応に終始しております。

私は、放射性物質の除去、放射線量低減の取り組みについて国及び東京電力の責任のもとで行われることが大原則であると強く考えております。また損害賠償については、農商工業がこうむった損害はもちろん、避難区域内外を問わず、広く福島県民が受けた精神的苦痛、風評被害による農産物を初めとするブランド価値の失

墜、さらにはそれら要因の積み重ねがもたらす自治体の税収の減収などあらゆる損害について賠償の対象となることは至極当然であると認識しております。

この認識に基づいて行われた東京電力に対する直接の働きかけはこれまで3回実施しており、4月8日の県町村会による要望活動、8月12日のJA福島中央会による福島県農林漁業者総決起集会、9月2日の県主催による原子力損害賠償の完全実施を求める福島県総決起大会において東京電力本店に出向き、事故の早期収束、除染の早期実施、あらゆる損害に対する賠償の適用などを強く要求してまいりました。このほかにも玄葉大臣を初めとする地元選出国會議員、鹿野前農林水産大臣らへ繰り返し要望を行ってきたところであります。今後引き続き東京電力及び国に対しこうした活動を積極的に実施してまいりますが、これまでの要望内容に加え町として実施した、あるいは今後実施する予定の放射能から子供たちを守るための各種事業、除染活動、放射線量の検査、風評被害払拭等、職員人件費も含め放射能問題対策に要したあらゆる経費について精査し、賠償を求めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、将来の幼稚園、保育園についてのおたただしであります。議員おただしのように幼稚園児は減少傾向にあり、保育園の保育需要が増加傾向にあることは承知しております。これまでも幼稚園における預かり保育の実施や保育園の民営化による町立の施設の柔軟な運営、新規民間保育園の開設等により保育需要の増加に対応してまいりました。

しかし、今後ますます増加するであろう保育需要に対応し、現在国で議論されている子ども・子育て新システムにおける幼保一体化によるこども園の設置等に対応するため、新たに矢吹町教育委員会において第2次幼稚園・保育園に関する基本方針を定め、情報を提供しながら、議会の皆様を初め多くの町民の意見を集約し、平成24年度以降に第2次幼稚園・保育園に関する実施方針を策定することとしております。

次に、小学校の通学区の見直し等についてのおたただしであります。今後6年間の各小学校の児童数の推計によりますと年度ごとに若干の変動はありますが、おおむね現在の各学校の児童数と変わらないとの推計であります。角田議員がご心配されている少人数学級による教育上の弊害は、すぐにはあらわれないと考えますが、将来的にはさまざまな事態も想定されますので、状況を継続的に把握し、必要な情報をお知らせいたします。

学区割りの変更、小学校の統廃合等の見直し等については、町民生活に多大な影響のある問題であり、十分な議論が必要でありますので、早い段階でのお知らせをしていきたいと考えております。詳しくは後ほど教育長が答弁いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、角田議員の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

8番、角田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、幼稚園・保育園の入園数の見込みについてのおたただしであります。少子化の進行による児童数の減少が続き、また3、4、5歳児の就園率は平成22年度で約95%に達していることから、幼稚園入園時の大幅

な増加は見込めないと考えております。

一方、保育園は、共働き世帯の増加、核家族化の進行等の社会環境の変化により保育需要の増加が見込まれます。また、ゼロ、1、2歳児の保育園就園率は、平成22年度で約31%であることからゼロ、1、2歳児の保育需要は増加すると考えられます。

矢吹町では、これまで保育園の民営化、民間保育園の新規開設支援、幼稚園での預かり保育の実施等、保育環境の整備に努め、現在は保育園入園の待機児童はありませんが、法定内ではありますけれども、定員を超えて入園している施設があると、今後も安心できる状況ではありません。また、各町立幼稚園、保育園の施設の老朽化等の対策も課題であります。

今後、国で検討している幼稚園・保育園一体化を含む子ども・子育て新システムに対応し、矢吹町の抱える幼稚園・保育園の課題を解決するため、平成22年度から議員の皆様、関係機関、町民の方々に情報提供を行い、実施方針検討会議を設置し、十分な議論を重ね、25年度までに幼稚園・保育園に関する実施方針を定めることにしております。

次に、小学校の児童数についてのおただしであります。各小学校の児童数は、平成23年度、矢吹小学校258名、善郷小学校463名、中畑小学校154名、三神小学校123名であります。今後の児童数を推計しますと、年度により増減はございますが、平成29年度は、矢吹小学校258名、善郷小学校429名、中畑小学校162名、三神小学校118名であり、本年度と比較しまして、善郷小が約30名ほど減少することになります。他の3つの小学校大きな変化は見られませんが、現在の通学区域が定着していることから、通学区域の変更につきましては現在のところ現状のままとし、もう少し児童数の推移を見守りたいと考えております。

しかしながら、今後児童数の大幅な変動等がある場合は、通学区域の変更、小学校の再編成等も考えていかなければならないと思います。

この問題は、町民生活に多大な影響があり、十分な議論による町民の皆様のご理解が必要でありますので、今後も各小学校の児童数の推移を見守り、変更等の必要がある場合には早い段階で状況をお知らせし、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のお考えを伺いながら、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（角田秀明君） 農地災害については、町長のほうから万全を期するというふうなことで回答いただきましたので、町民の皆さんも安心をして来年の作付に期待を込めることでありましょう。

また、東京電力問題については、県、また隣接の市町村と対応しながら町民の皆さんにも安心していただけるような考えを持っているということで、一安心をしました。

また、幼稚園検討方針の問題については、幼稚園や小学校の場合、地域の方々の考えを考慮して今の答弁を聞きますと、これから地域の方々の意見を聞きながらという答弁でございますけれども、いつまでもいつまでもそういう形でいくのか、また少ない人数で勉強できるし、これからもそういった体制でいくとしましたらどうなるでしょうか。最終的には、中学校は1つになるわけでありますので、そういったことも考えていただきたいと思っております。

過日、教育長が夏休みの子供たち6年生を対象に三神、中畑、善郷、矢吹と一緒に夏期講習をした成果を子供たちは大変よかったということで評価しているわけでありますが、いつ、どのタイミングで大なたを振るうのか、大なたを振るう時期はいつ来るのか、先ほどの答弁であります、地域の方々の皆さんやということでもありますので、答弁としては大変皆さんに傷をつけないような答弁でありますけれども、それがいつまで続くのか、将来的にこのままずっといくのか、再度質問したいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 角田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

夏休み中の夏期講習につきましては、議員からお話がありましたように、全小学校が中学校に集まって、今年度は講習会を実施しました。そうしましたところ、子供たちからは中学校に入らないと4つの小学校が一緒になる機会は今まで余りなかったので、とてもよかったというような意見も聞かれました。

そして、これが実現したといいますのは、昨年度の子供議会で6年生のある子供議員から質問があつて、昨年からは少しずつそのようなことを始めたわけでございます。今年度は、中畑小と三神小で宿泊学習のとき6年生が一緒の行事ということで行いました。そのような交流もしているわけでございます。

それで、現在のその学区体制がこのままでいいのか、少人数にさらになったらどうするのか、それを再編成とか、再編成ということは、結局統廃合ということを見野に入れなければいけない、これは重大な問題です。で、十分な町民の方々のご意見を伺ってというお話をしたわけですが、それで、統廃合再編成等を考えるその数字というのは、今はっきりとここでもう何人になったらということは申し上げられませんが、しかし、1つの目安としては複式学級ができるようなことになれば、といいますのは、1年生と2年生が一緒の学級でとか、3、4年生一緒とか、そういうような事態になりましたら、これは再編成ということを考えなければならぬかなと。それは、出生数で、私が先ほど29年度と申し上げましたのも、中畑小学校、三神小学校それぞれ29年度もほとんど変わらないというのは出生数が年度によって多少はあっても6年間と見ると変わらないということでも申し上げました。

それで、複式学級が29年度まではできることはありませんので、それ以降のところそういう出生数が激減といいますか、そういうことになりましたら、検討していかなければならない。ですから、目安としては複式学級かなというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

8番。

○8番（角田秀明君） 今の教育長に再度質問をしたいと思います。

今、小学校のことだけを答弁いただきましたが、私は小学校も大事ですけども、幼稚園の場合に3歳児から今入っているわけですけども、十数人ということで中畑も三神もそういう少ない人数の中での幼稚園、そして私が先ほど最初の質問でしましたように、幼稚園の先生方の将来的な展望が、中間的な先生方の人数がないんじゃないかというようなことも踏まえ、そして先ほど教育長からありましたように、将来的に建て直すこともあるではないかというような話もありましたので、私はそういった中で今、きょう、あしたの問題じゃ

なくて、将来的に5年、10年先の問題を考えたときに、今から中畑、三神の子供たちのバスで送り迎えをしながらの幼稚園建設や小学校の建設などを今から考えないと、5年、10年先のことが、今は大丈夫だからということじゃなくて、将来的なことを頭に入れながら、そういう教育をしていただきたいというようなことで質問しましたので、勘違いをさせてもらっては困るんですが、今ここ数年のことじゃなくて、将来的なものを考えながらの質問でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁と求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

角田議員ご指摘のとおり、幼稚園によりましては十数人という学級もございます。

現在、三神幼稚園や中畑幼稚園は50人から60人前後で推移しているわけですが、その学級編制を見ますと、例えばある学年は15人、ところが次の年になると25人、学年によって10人ぐらい差がありまして、必ずしもそれがぴったりでもないんですけれども、1年置きにふえたり減ったりしているというのが現状でございまして、数字からいうとそのような状況でございます。

それからもう一つは、幼稚園の教諭、それから保育園の保育士につきましては、これも議員ご指摘のとおり、あと五、六年、10年までにいかないうちに、いわゆる正規の教員がその後10年ぐらいは、要するに40代の保育士、幼稚園教諭が正規教員、正規保育士がおりません。そのころになると管理職をどうするのかという問題もございまして。

それからもう一つは、各幼稚園、保育園の老朽化ということがございます。耐震上は心配ありませんが、しかし全体的な老朽化は大きな問題でございますので、その幼稚園や保育園の大規模改修あるいは新設ということもいずれこれは早いうちに計画を立てて、改めていかなければならない。

そういうことから、幼稚園や保育園については、25年度までに実施方針を決めまして、そのことも含めて幼稚園、保育園のあり方、そして国で今進めようとしているこども園、幼稚園や保育園を一体的なものとして、そういうときに矢吹町としてもこども園というものがいいのかどうかですね。もしこども園がいいということになれば、町にどこか真ん中1つにつくったほうがいいのか、あるいは今あるところを全面改修して、あるいは新設をして、つくっていったほうがいいのか、そういうことをいろいろとご意見を伺いながら方針を決めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、そういう課題がたくさんあることは事実でございますので、ご指摘をいただいたことも含めて、慎重に検討をして、25年度までには方針を定めて、それ以降その方針に基づいて、子供たちのための園のあり方、幼稚園教諭、保育士の採用等も含めて総合的に検討をして、方針を示していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、8番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） おはようございます。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

通告に従いまして、順次一般質問いたします。

まず、質問に入る前に、3月11日の大震災後、町執行部また職員の皆様には、復旧、復興のためそれぞれの立場からのご労苦に対し心より感謝と御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

農業関係災害の復旧は、どのような計画、方法で取り組んでいくのか、伺います。

先ほどの同僚議員と同様の質問になりますが、これも農業災害の大きさとまた深刻な状況にほかなりません。まず、農業関係の災害、その復旧に最大限の努力をしていただくようお願いしておきます。

町長は、矢吹原土地改良区の理事長として、国、県の関係機関に何度も足を運び、さまざまな要望、要求をしているという現状と思いますが、私も矢吹ヶ原土地改良区の理事、また関係水系の委員長として、地権者の皆さんから要求、要望をいただいております。あの3月11日の震災後の現場の状況から、またこれでもかと襲いかかった台風15号による大きな被害はすさまじいものです。町全体から見れば、震災の災害また台風による追い打ちをかけた災害とで、災害査定の事務も膨大なものとなると思いますが、どのような計画を立て、この来年の作付可能な復旧、その方法等を伺います。

次に、放射線除染活動協力団体への助成金等はスムーズに配られたのかということで伺います。

今まで、だれもが経験したことのない作戦、放射線軽減化クリーンアップ作戦でしたが、この作戦事業は各行政区が主体となり、県の補助事業を活用し実施し、またこれに必要な補助金の申請等の事務手続については、町職員がサポーターとして参加するなどきめ細かな対応を心がけました。また、除染作業を実施する場所の選定については、事前に通学路の放射線量の測定を実施し、比較的放射線量が高い箇所を重点的に除染するなど、効果的な作業を実施しました。除染作業終了後には、再度放射線量の測定を実施し、多くの箇所を実施前を下回る値となり、一定の効果が得られたものと認識しております。

なお、作業で発生した土砂につきましては、テクノパーク地内の町有地へ国の基準に基づき対応を講じながら、仮置きすることで準備しております。これは町長からの報告であります。私の集落では除染作業希望用具等の回覧があり、草刈り機の刃、かま、スコップなどの種類の中からどれを希望するのかというそういう申込書がありました。今までにないクリーン作戦、放射線除染という作業でしたが、みんなの理解、協力が得られ、私の集落も無事終わりました。

でも、ある集落の人からは、大きい部落でも小さい部落でも同じ助成金で大丈夫なのかな、そういう声とか、この作戦に全部の行政区が参加できたのかと感心の声もあります。除染という課題はいつまで続くかわかりません。今、補助金の関係で質問をしましたが、初めての作戦、作業、放射線軽減クリーンアップ作戦、またこうした事業、作業が今回で終わりでないと思います。今後のことも考えなくてはなりません。この事業に課題はなかったのか、そういう点を伺っておきます。

次に、町職員の本年度の退職者数と来年度の採用予定人員はということで伺います。

町長は2期8年の任期が間もなく終わろうとしており、今月の末に町長選挙があります。私も4期16年の任

期が来年3月に終わります。4期約16年の間、3人の町長と町政に携わってきました。前任の町長さん時代には余り聞かれませんでした。だれとだれさんが今度は定年で退職なんじゃない早いもんだ、あの人ももう定年退職なのかい、そういう言葉、声がありました。しかし私が思うには、現野崎町長からは、そうした声でなく、まただれとだれとが早くやめるんだなという声です。確かに町長は財政再建とともに中学校の建設、そして今度の1000年に一度と言われる大震災、原子力発電所の爆発による放射線の問題、そして台風による大災害、そうした負といえますか、マイナスとのめぐり合わせ、これも大変なことと思います。

しかし、それは職員の方も立場は違いますが同じだと思います。このような困難なときに多くの職員が早期退職してしまう、役場は大丈夫かいという極端な声も聞かれます。人はいつときでは育ちません。なぜこの大震災に職員が最後まで頑張って町の復旧、復興のために尽くす、そういう気構えがなえてしまって早期退職してしまうのか、本当に残念でたまりません。本年度の退職者数、採用予定人員はということで伺います。

9月議会で3期目の出馬表明をしたが、町民に復旧、復興はもちろんであるが、何か大きな公約はあるのかということで伺います。

この通告書の町長の出馬の「ば」が、「ば」違いで、選挙の「ば」は「馬」でございますので、大変失礼しました。

私は、町長に1期目のときは、町長室を初め、引越して始まり引越して終わりではないかという、そういう保健センターから保健福祉課の本庁舎への移動などと言いましたが、2期目は中学校建設という大事業がなし遂げられましたが、私は健康センター、保健福祉センターの指定管理者委託、これは甚だ残念です。3期目は大きな公約はあるのかということで伺います。

四国の倍ほどの土地に約70万人が住み、アジアでも最も貧しい国の1つと言われながら、医療や教育はほぼ無料、食料も自給に近い、ヒマラヤ山中の高地の国ブータン国ですが、折に触れ世界の耳、目を引きつけています。経済の大きさをはかる国民総生産より、人の幸せ度を示す国民総幸福量、世界の経済が混迷する中、生活の質に焦点を当てる指標として今注目されております。幸福はひとえに人それぞれ違い、何を基準にするかは難しい問題がありますが、ブータンでは、精神面の幸福、健康、教育、文化、生活水準、地域活力、時間の使い方、環境、よい統治の9項目を指標とし、複数の選択肢から満足度を訪ねて数値化する、こういう作業をしているそうです。一人一人が抱く幸福感とは別に、社会に共通する幸せの大きさ、今矢吹町は災害からの復旧、復興でなかなか大きな公約も町長は掲げられていないと思いますが、3期目は私の町政にとって仕上げの町政だ、よくそういう声も聞きます。何か大きな目標はあるのか、公約はあるのか。災い転じて福とするということわざがありますが、そういう点、今度の3期目を目指す町長に伺います。

次に、矢吹町損壊家屋等解体処理支援事業、取り組みについて伺います。

東日本大震災により甚大な被害を受けた家屋等の所有者に対し、町が支援を行うことにより、二次災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とするこの事業の目的の1条の項目文ですが、なかなか損壊家屋を解体したくてもできない方もこの事業で決断できる人も大勢いると思います。この事業について、12月1日付のお知らせを見ましたが、私もこの事業で迷っていました火事には強いが地震には弱い蔵、蔵を解体するそういう決断に至りました。また、こういう解体事業に対して知り合いにそういう工事をしている人がいますので、そのうちおれの蔵を壊してくれなんていう簡単に頼みましたが、それはちゃんとした解体事業の資格を持って

いる方ですが、そうした自分本位にどうか、知り合いに頼んで問題はないのか。また、持ち主が障害の方にもこのチラシ等を配っているのか、知らせているのか、こうした新事業の取り組みについて伺います。

○副議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午前10時59分）

○副議長（栗崎千代松君） それでは、再開いたします。

（午前11時12分）

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 傍聴者、少し静かにお願いします。

それでは、5番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業関係災害の復旧はどのような計画、方法で取り組んでいくのかについてのおたかしであります。先ほど角田議員に答弁した内容と重複する部分がありますが、改めてお答えさせていただきます。

まず、東日本大震災による被災箇所は402カ所、被災総額約12億7,000万円、そのうち補助対象工事が101カ所、被災総額約5億5,800万円となり、これらに関しては11月30日までに補助申請業務である査定審査を完了し、12月中旬までに工事を発注する予定としております。

次に、台風15号災の被災箇所は253カ所、被災総額約2億1,000万円となっております。これらについては、12月5日より査定を開始し、箇所数80カ所、被災総額約1億6,000万円の補助申請を行うこととしております。12月いっぱいには査定申請業務を行い、1月中には約80カ所の補助対象工事の発注を完了する予定としております。

また、補助対象以外の町単独の小災害については、東日本大震災で約250カ所、台風15号災で約170カ所、合わせて420カ所について、現在現地確認等を進めており、近接する被災箇所を集約、調整しながら、1月中には工事を発注する予定としております。

その中で農地農業施設については、平成24年度の作付に支障を来さぬよう年度内の復旧工事完了に向け鋭意努力をしており、総被災箇所が600カ所を超える厳しい状況ではありますが、農業施設等の復旧を最優先に関係土地改良区や水利組合、受益者等と水利状況や各復旧工事の竣工状況などの確認を行い、復旧完成に向け全力を傾けて復旧してまいります。東日本大震災と台風15号災の2つの災害からの復旧、復興に向け、農家の皆様の生産基盤である農地及び農業施設が安心できる環境となるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射線除染活動に伴う行政区への補助金助成交付についてのおたかしではありますが、9月25日に全町民挙げて実施した放射線低減クリーンアップ作戦では、各行政区を中心に各種団体のご協力により、町内全域で実施することができました。皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

さて、本事業にご協力いただいた行政区は町内全87行政区となっており、その多くが県の線量低減化活動支

援事業を活用しているため、補助金申請等の事務手続については、町職員がサポーターとして参加するなど、きめ細かな対応を心がけました。

議員おただしの補助金交付につきましては、町職員が事務手続をすることでスムーズな対応が図られております。11月末現在、既に補助金の交付を完了している行政区が58行政区、補助金交付額で2,700万円となっております。残り29行政区のうち、現在14行政区が申請中であり、12月中旬には補助金が交付される予定であります。その他15行政区については、送付等の関係で複数の行政区を1団体として補助金の申請をしている、または補助金を必要とせずに事業を実施しているとの状況となっております。

なお、補助金については線量計、エンジン高圧洗浄機、側溝ふた上げ機等の備品購入、作業用の消耗品等の購入費用として活用しており、このような資機材が各行政区に整備されたことで継続的な除染活動にご協力くださるといふ行政区も数多くあります。本来であれば、原因者である国及び東京電力の責任のもと行われることが原則である中、地域のきずなや支え合いの心により町民の皆さんが一丸となって取り組んでくださいました。町民の皆さんに改めて重ねて感謝を申し上げますとともに、町としても全力でこの放射能除染問題に取り組んでまいります。

なお、前回実施しました除染活動における課題等の詳しい内容については、町民生活課長に答弁させていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町職員の本年度の退職者数及び来年度採用予定人員についてのおただしであります。町は職員の定員適正化計画に基づき計画的に適正な人員管理を進めてきたところであり、今年度の職員数は定員適正化計画の職員数142名を上回る136名体制となっております。

このような中、3月11日に発生した東日本大震災により想定外の事態が発生したため、災害の復旧、復興に当たる技術職と相当数の職員の不足が生じたことから、一日も早い復旧復興を目指すため、災害復旧部署等への職員の配置がえや他の自治体からの職員の支援をいただき、災害復旧事業を進めているところであります。

平成24年度におきましては、さきに実施いたしました職員採用候補者試験の合格者4名を新規採用候補者名簿に登載しておりますが、今年度末定年退職者3名に加え、数名の早期退職希望者がおり、定員適正化計画による計画数139名を上回る職員数の減少が見込まれております。このようなことから災害復旧事業等の早期完成を図るためには、職員の補充が急務であり、技術職や嘱託職員の採用に向けて早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、次年度以降の職員採用につきましても、少数精鋭の時代に対応できる優秀な人材を確保するため、定員適正化計画に基づき、計画的に実施してまいりたいと考えております。今後ともこの難局を職員一丸となって乗り切り、安定した行政運営を図るため、職員一人一人が自分の能力を発揮できる職場体制づくりを進め、さらにはこれまで以上に業務の民間委託の推進や指定管理者制度の活用、嘱託職員や臨時職員の適正な配置により、組織力の強化を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、私の3期目出馬に伴う公約についてのおただしであります。藤井議員ご指摘のとおり、東日本大震災からの早期復旧、そして復興がまず果たさなければならない公約であると考えております。

本来公約となる政策は、矢吹町の最上位計画である第5次矢吹町まちづくり総合計画に網羅されるべきであります。震災の被害は余りにも大きく、当面はあらゆる施策に優先して取り組む必要があり、ゆえに年内に

策定する矢吹町復興ビジョン及び来年3月までに策定する復興計画に基づき公約を掲げさせていただきました。

しかしながら、今年度スタートした第5次まちづくり総合計画後期基本計画を構成する6本の柱、そしてそれぞれに位置づけられた政策等は、本町の明るい未来に向け、着実に推進すべきものであると確信しております。震災の影響により停止した事業、次年度以降に先送りした事業が一部生じてはおりますが、復興計画がまとまり、復旧、復興の方向性が決定次第、後期基本計画の見直しを行い、それら事業の再開見通しを明らかにする予定であります。

したがって、私の重点課題である農商工の連携による産業振興によるまちづくり及びみんなで地域を支える協働のまちづくり、この2つのまちづくりを軸に町が目指すべき将来像である「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を実現することは、引き続き私の最大の公約であります。

第5次まちづくり総合計画後期基本計画及び復興計画の着実な実施による震災からの力強い復興、そしてその先にある矢吹町の光り輝く明るい未来の実現に向け、3期目も邁進していく覚悟でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ブータン国に例をとった町民の幸せについても第5次矢吹町まちづくり総合計画の中に網羅されておりますので、再度ご確認いただければ幸いと存じます。重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町損壊家屋と解体処理支援事業の取り組みについてのおただしであります。本事業を実施するに当たり白河地方の市町村が一定の統一基準を定めることが必要とあり、協議を重ね、このたび要綱等の基準が整備されましたので、12月1日より受け付けを開始したところであります。

事業の周知については、チラシを全戸配布をするとともに、対象となる家屋の所有者には、別途個別通知を準備するなど、万全な対応をしております。

なお、11月末現在で取り壊し済み建築物等の届出が269棟となっており、今後取り壊しを行う建物を含め、対象となる家屋が約400棟と見込んでおります。このように多くの対象者が見込まれる中で、申請受け付けや相談業務を円滑に進めるため、12月中の受け付けを、これから取り壊しを行う方、1月中の受け付けを既に取り壊した方とし、2月までの受け付けを行い、申請漏れ等がないよう十分配慮してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、障害者の対応、個人が業者を選定することの2点についてのおただしは、これについても町民生活課長より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で5番、藤井議員の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） 5番、藤井精七議員のご質問に答弁いたします。

除染計画の今後の課題ということでございますが、国は除染計画を策定し、市町村がこの除染について実施をするというようなことになっております。

しかしながら、現在除染の、先般通学路等につきましては、行政区の皆さんに大変お世話になりまして実施をしていただきましたが、今後永遠に続くということを考えますと、やはり行政区の皆さんを含めて、町とし

て実施をしなければならないというようなことになるかと思えます。その場合、やはり町の職員等で実施するというものもなかなか困難なこともありまして、業者等に委託して、個人の家庭の除染とか障害者の家庭の除染とかそういった部分については実施をするようなことで考えるというようなことで、現在私ども除染計画の策定に向けて取り組んでおります。今後農地等を含めた中で、相当広い範囲での除染が必要なこともありますので、それらをどのような計画に基づいて実施をしていくか、私どもとしても現在大きな課題として考えております。

それから、損壊家屋の解体処理事業の件でございますが、まず1つに町外に住んでいらっしゃる方で町内に建物を所有している方の場合の周知の方法ということでございますが、これらにつきましては個人通知で内容的なものを詳しくお知らせするというように考えております。現在それらについて通知の発送を現在準備しております。

もう一つでございますけれども、解体する場合に個人で業者を選定して、自分で進めてよいのかというようなご質問でございますが、これから解体する場合につきましては、あくまで所有者にかわって町が解体するというようになっております。

したがって、町が業者に委託して行うということでございますので、これらについては単価等の協議等がございます。そういった同意も必要なものから、町が委託業者を指定して、実施するというようになりますので、町のほうで要するに業者を指定するというようにございます。ですので、実際には、このような災害の復旧工事がほかにも進んでいることから、なかなかその業者を指定するというのも町としても難しいのではないかと考えております。ですから、できる限り皆さんの希望に沿った形で、町として業者を指定したいと思いますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

以上で、藤井議員の答弁といたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（藤井精七君） 3つほど再質問をさせていただきます。

最初に農業関係の災害の質問なんですけれども、これは余りにも災害箇所が多いために、果たして復旧は年度内に終わるのかという、こういう心配があります。どうしても私の立場からの再質問になってしまいますが、羽鳥からの通水ができた、そしてその関係地権者で水路等の補修工事を計画を立てて行う。しかし、なかなか見えない、この池に入る末端の用水路等の被害が案外大変なものがあります。上から水が流れて、大雨が降りますとすごい量になって末端の水路には流れ込んできます。どうしても用水路等が被害が起きていますから、大規模とか大きな災害箇所からやっていくのもいいんですけれども、やはり上から下に流れる水、そういう水の流れも考慮しながら復旧計画は進めていかなければならないと考えています。

なお、私もこういう災害があって、初めて回った現場等がありますが、いろいろこういう末端のなかなか目に見えないとか細かい被害がありますから、そういう面にも十分目を配りながら、復旧に取り組んでいただきたいと思ひ、また年度内なんていう考えでなくても、改修の場合は5月いっぱい何とか終了しますと、三神地区の場合、例年その時期に作付をしているようなところもありますから、そういう早急というか、時期に、年度内というこれに限られなくて、5月、目いっぱいというそういうある程度長期的な視野に立って、計画に

取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、放射線除染活動の協力団体の助成金はスムーズに配られたのかということで、再度お尋ねします。県からのこの除染活動に対する費用5,000万円だと思いますが、この5,000万円は最終的には残金なしで終わるのか。そして、そうした請求というか補助に大きな問題はないのか、その辺も再度伺っておきます。

また、損壊家屋の解体のことでございますが、私も先ほど一般質問で知り合いの業者がいるので、今度頼むぞというような形で言ってしまいましたが、震災直後のこの解体作業等は、余りそういう規制がなくて、ある意味では無許可の方も仕事に携わったというようなことも見受けられますが、今度きちんとした許可業者、こういうのが最優先課題ですが、今生活課長の答弁では、柔軟な対応をもって解体業者、施主さんの意向に沿うようなそういう答弁がありました。再度その辺を確認しておきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、藤井精七議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の農業災害は果たして年度内に復旧できるのかと。羽鳥からの通水はできても支線の用水路、そうしたものについては被害箇所が膨大になるために、果たして本当に終わるのかというようなおたがいでございますが、羽鳥については、ご案内のとおり2月までに国の直轄事業ということで今現在順調に復旧工事が進んでいる状況でございます。これについては、間違いないだろうと。問題は、補助災害も含めて、小災害600カ所にも及ぶそうした箇所、特に小災害、目に見えないまだ気づかない箇所もあるというようなことで、先ほども答弁させていただいたように、今産業振興課のほうの職員体制を増員を図りながら、12月までに小災害も含めて完全に調査のほうは実施していく、その後その調査に基づいて、年度内の復旧に向けて全力を傾けさせていただく。

しかしながら、本当に終わるのかということについては、今詳細にそのスケジュール等も含めて調査をしている段階でございます。例えば、小災害の部分については須賀川や鏡石、泉崎で行っているような各農家の方によるお手伝いもいただきながら、自己による修復、それに対する手当てという形でのかかった経費については、町で支給するとか原材料を支給するとか、そういった手法も含めて、できるだけ年度内というようなことでの今作業の調整に当たっているところでございます。

なお、これらの進捗状況等については、議員の皆様にも農家の皆様にも詳しく進捗状況をお伝えしながら、万が一にもそうしたことのないように、そういうおそれがある場合についても農家の皆さん、そして議員の皆様にも前もってお知らせをしていきたいというふうに思っております。今言えることは、最大限の努力を払って、年度内の復旧に全力を傾けるということでございます。

さらに、除染活動における費用、県からの費用負担、補助などでございますが、80を超える団体で、約4,000万円の総額というものが想定されております。この補助額については、申請主義になっております。

先ほどもお話をしたように、高圧洗浄機、さらには草刈り機、かま等々そうした除染活動に必要なものについては、これだけかかりますよということで申請になりますので、50万円満額を一律に支給するというものではございませんので、当然予算はとっておりますが、その額に満たないというようなことで、余ること

については考えられる事態でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

さらに、震災直後における災害瓦れきの半壊以上の撤去についてのおただしでございますが、解体直後については解体業者、無許可のものもあったのかどうかということについては、私のほうでは承知しておりません。

今後の対応としましては、先ほど町民生活課長のほうから、所有者にかわって町が業者を委託して、町が指定した業者というような答弁、これは原則論だというふうに私は理解しております。町民も業者を選択することができるような、そんな柔軟な対応についても今後検討し、早急に結論を出してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございますか。

○5番（藤井精七君） ありません。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、5番、藤井精七君の質問は打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） どうも議場の皆さん、こんにちは。

まだお昼前ですので、順次一般質問を行います。

私からは7点なんですが、1つは、放射能から子供を守る徹底した測定と除染をとということで質問をさせていただきます。

10月30日に、「なくせ！原発大集会 in ふくしま」が、福島市四季の里を会場に開かれ、県内のみならず北海道から沖縄まで、全国から1万人を超える人々が集う熱気あふれる集会に参加してまいりました。全町民がふるさとを追われた浪江町の馬場町長、4カ月後に全村避難を強いられた飯舘村の菅野村長の話は、営々として築いてきた生活と産業を一瞬にしてすべてを破壊した原発事故に対する悔しさ、家族がばらばらになり、いつ帰れるかわからない避難生活の苦悩、東京電力と国の責任の重大さ、加害者と被害者を逆にするような東京電力の態度への怒りなど私たち参加者の胸に深く食い入りました。集会では、福島の子供たちが大きな声で叫びました。外で遊びたい、プールに入って遊びたい、だれだれちゃん自主避難していなくなったと、また遊びたい、放射能被曝を避けるために屋内でしか遊べなくなった子供たちの切実な願いに胸が詰まりました。矢吹町の未来を担う子供たち、そして町民の健康を守る対策は急務であります。

矢吹町も放射線低減クリーンアップ作戦を子供たちを守るために実施したわけであります。

12月の広報を見ますと、放射線の測定、いわゆる20カ所が載っております。除染事業を実施した除染前と除染後ですね、これは矢吹町の各保育園、幼稚園、小学校、中学校とやったわけでありましてけれども、ご承知のように政府は学校などの年間被曝量の暫定基準を見直したわけでありまして。年間20ミリ、1時間当たり3.8マイクロという基準は廃し、1時間当たり1マイクロシーベルトを目安とするとしました。

しかし、これでは子供の健康は守れません。1時間1マイクロは、年間被曝量で5.26ミリです。原発事故が

起きる前から通産省は一般人が原発から浴びる放射線量の上限は年間1ミリとしています。原発労働者で白血病を発症し、労災認定された人の中には被曝量が5ミリだった人もいます。子供に年間5ミリ以上の被曝を認める政府や文科省の目安は論外で、福島県の子供の健康などを本気で考えてはいないといわざるを得ません。現に、県内の学校では保護者の切実な訴えを受けて、校庭の表土の除去が進み、今や県内に1時間当たり1マイクロもあるような校庭は1つありません。町はもともとの基本である経産省の年間1ミリ1時間にすると0.19マイクロ以下になるように、小・中学校の除染対策を抜本強化すべきであります。

これまで除去前の測定では、中学校では0.38、幼稚園では平均0.37マイクロで、年間にすればどこも1ミリを超えてしまいます。この除染事業をやった後の除去後は、それぞれ下がったわけでありまして。あさひ保育園では0.10、ひかり保育園では0.08、中学校では0.11というふうになっております。

しかし、最近になってまたいわゆる放射線が測定しますと、例えばあさひ保育園では、0.10だったのが今後は0.13、ひかり保育園では0.08から0.14、聖和幼稚園では0.11から0.13、矢吹幼稚園では0.10から0.12というふうになんか上がってきておりますので、そういった点では今後のやはり放射能から子供を守るために除染は徹底して行わなければならないというふうに思います。

それで、提言をするわけですが、やはりこれまでも広報などで放射線の測定結果についてはお知らせをしているわけでありましてけれども、きめ細かに町内各地の放射線を計測して線量マップを作成すると同時に、除染計画を策定して、その対策を具体化すること。そしてまた、各家庭のホットスポットをやはり線量計を現在各自治会にあって貸し出しをしておりますので、そういった各家庭のホットスポットを町が把握すると同時に、除染できない家庭については町が支援をする、そういったことも必要ではないかと思っております。

また、この除染計画をつくる上では、専門家、いわゆるアドバイザーの助言を得て、やはり除染計画を策定して、それに基づいて除染をする、そういったことが大切ではないかと思っております。

また、先ほど役場職員が毎年毎年退職する前にやめてしまう、こういうことであつたわけでありましてけれども、やはりこの放射能汚染は大変長くかかるわけでありまして。そして、放射線被曝の健康への影響というのは、これ以下なら安全という閾値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であると言われておりますので、そういった点では、やはりこの例えば仮称放射線対策課とかそういった課を設置して、専門に除染活動をする、そういうことが必要ではないかと思っておりますので、そういった点についても早急に検討していただきたいというふうに思います。

まず、第1点目はこの辺にしておきます。

2点目は、学校給食を初め農産物の放射能検査体制の強化をとということで、9月議会でも町民の安全と暮らしを守るために食品や飲料水の放射能検査ができるゲルマニウム半導体検出器を購入し、無料で測定ができるようにすべきではないかということで質問したわけでありましてけれども、ゲルマニウム半導体検出器ではないけれども、このほど3台を町が購入をして、矢吹町農林水産加工物及び井戸水などの放射性物質検査事業実施要綱が今回全員協議会の中で配付されたわけでありましてけれども、これを見ますと、学校給食あるいはいわゆる農家でなくても自家用野菜、あるいは山からとってきた山菜、こういったものなどは触れていないわけですが、そういったものも該当すべきだというふうに思っておりますけれども、そういった点についてはどうなのか、その点をお尋ねいたします。

また、今回3台ということでもありますけれども、国や県に要望をして、やはり3台ではなく、いつでもすぐできるように台数は多いほどいいわけですから、そういった点で強く要望していただきたいというふうに思いますので、その点についても町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、距離で線引きせず、すべての町民に全面賠償と見舞金の支給についてであります。

いわゆる自主避難、精神的苦痛、風評被害などあらゆる被害の全面賠償を東京電力に請求するべきだというふうに思います。特に避難者への支援を抜本的に強化することも大事であります。

また、自主避難に賠償、子供、妊婦に配慮した、いわゆる住民の判断による自主避難についても必要な生活支援と、東京電力による賠償が行わなければならないというふうに思いますので、そういった点について町長は先ほど東京電力の対応については憤りを感じる、福島県内の町村では請求したのは1町だけだと、そういう点で、私はいわゆる30キロ圏内、あるいは指定されている地域のそういった線引きをされているわけでありませけれども、そういったところについては1人当たり月10万円が生活支援として支給されるわけでありませけれども、私は矢吹町民、その1人当たり1カ月分ですね、10万円くらいは見舞金として東京電力に請求してはどうかというふうに提案をするわけでありませ。そういった点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、今回矢吹町では、11月29日の全員協議会で、矢吹町中小事業者災害見舞金支給要綱というものがつくられて、今回の大震災により被害が生じたところに見舞金を支給するというところで、全壊、大規模半壊ということで、つまり事業施設が被害をこうむった事業所、そういったところにやるということですが、今回の大震災は、全壊が358世帯、大規模半壊と半壊世帯1,374世帯、そして一部損壊、合わせますと5,000世帯くらいになりますので、そういった点では私は事業者にももちろん必要だと思いますけれども、全町民いわゆる全世帯にやはり町は見舞金を出すべきではないかというふうに思います。

既にこの見舞金として出している町村も県内ではあります。この近くでも天栄村では1万円、浅川町ではお見舞いとして振興券、1世帯1,000円プラス1人当たり500円分の町振興券を全世帯にお見舞いとして郵送をしたわけでありませ。そういった点ではありますので、ぜひ被害の多い全町民にお見舞金として支給していただきたいというふうに思います。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、内部被曝やがん検診など健康診断を無料にということで質問をいたします。

いわゆる内部被曝を含めた被曝線量調査を初め健康管理を進める。福島県は200万県民全員を対象に健康調査を実施し、長期間にわたって放射線被曝の影響を調べることを決めているわけでありませ。この調査は極めて重要であります。本来国の責任で行うべきものであり、必要な財政の保障など国の全面的な支援が必要であります。特に内部被曝の検査には、ホールボディカウンターなど特別の設備と医師や専門家が必要になってまいります。そういった点では、国が体制を整えるよう最大限の措置をとるよう要求をしていかなければならないというふうに思います。

11月26日のマスコミ報道ですが、つまり甲状腺検査を本宮市では18歳以下の子供たちに向かってもう開始したわけだ。そしてまた、田村市はホールボディカウンターを先月の25日ですか、内部被曝の度合いを測定するホールボディカウンターを1基を購入し、そして長期的な市民の健康管理体制を整備する方針を固めたということで記者会見が行われております。これは5,000万円を12月の補正予算に計上したということでありませ。

そういった点で、これから長い期間で、この放射能汚染とは闘っていかなければならないので、そういった点では矢吹町でもこのホールボディカウンターは5,000万円しますけれども、買って、そういった購入代金は全部東京電力に請求をする、そういったことをやってはどうかということを提言するものであります。

次に、18歳まで医療費を無料に。子供たちの健康についてどんな小さな変化にも対応できるように、18歳まで医療費を無料にしてはということであります。子供の医療費の無料化については、これまでも再三一般質問で取り上げてきたわけでありましてけれども、残念ながら矢吹町は小学校6年生までということであります。財政的に容易でないとそういったこともありました。

しかし、財政的には平成22年度の決算を見ても4億円以上も黒字になっているわけでありましてから、もう今回の場合には放射能ということがあるわけでありまして、特に県も国に対して医療費無料化を要望しているわけでありまして。

今度の野田首相も前向きに検討するよう方針を示したわけでありましてから、それ以前に矢吹町は、私は今回の12月の補正予算にこの予算が計上されるのかなと思ったわけですが、また、町長の選挙公約に出るのかなというふうにも思ったわけですが、残念ながらそういったことになっていないので、ぜひともそういった決意をして、18歳までの医療費を無料にする、そうすれば幕田町長のときには福島県では2番目に子供の医療費の無料化が矢吹町は進んだわけですが、大玉村が1番だったんですね、大玉村は現在高校卒業するまで無料であります。その後、中学校卒業まではありますけれども、高校卒業まではありません。ですから、野崎町長が18歳まで医療費を無料にするということになれば何とか追いつけるということになりますので、ぜひとも頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

次に、健康センターへの町費支出は年々多くなっている。この際、指定管理はやめて、町が運営し、町民の健康増進と住民サービスの向上に努力すべき。10月温泉プールは災害により改修工事を休んでいたわけでありましてけれども、工事が完了して11月から再開したわけでありまして。1月からは未定と、そして検討ということになってきたわけですが、先日の全員協議会の中では1月からも運営ができるような話でしたので、その点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

これまでも、健康センター、保健福祉センターの指定管理はやめるべきということで一般質問で取り上げてきたわけでありまして。今回3月末で委託任期が切れることから、指定管理者の指定について、健康センターについては事業収支も高額で、かつ高度な専門性、社会性、経営能力をあわせ持つ業者が求められていることから公募による選定としたということでありましてけれども、応募したのは1社だけということでありまして、建設業界の入札だったら1社だけだったら不調ということで終わるわけですが、健康センターの場合にはそのようにはならないのかというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

これまでも、財政難を乗り切るために民間の活力導入という名目で第三セクターなどの導入を図ったが失敗したという町村はたくさんあったわけでありまして。莫大な金をかけて、先人がつくった施設が本来の役割を果たさず、一方行政は低賃金の労働者をつくることに拍車をかける結果になっているわけでありまして。さらに、住民サービスもなくなり、事業をするなら委託費をふやせということになり、その結果、バラ色の民間委託は財政的に変化はなしという例も近くにあるわけでありまして。

こういったことをこれまでしてきたわけでありまして、私は健康センターについてはそのようになっている

んではないかというふうに指摘するわけであります。いわゆる健康センター指定料は年間2,150万1,000円プラス白河圏内相互利用298万4,000円プラス入湯税92万9,000円プラス休業補償67万5,000円プラス温泉無料開放305万円、合計、合わせますと2,913万9,000円にもなります。こういうふうな金額になるなら、私は指定管理はやめて、直接町が責任を持って運営をして、町民の健康増進と町民サービスの向上に努力すべきではないかということでこれまでも質問してきたわけでありますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

そして、これは年々多くなる仕組みになっているんですね、健康センターへの建物、温泉プールは町所有、土地は借地です。土地代は年間約300万円かかるんですね。それで、建物の維持費は20万円以上は町が負担で、施設が古くなるに従って町の負担も多くなってまいります。

これまでも、平成22年度では、あゆり温泉の施設改修工事が1,428万円、平成23年度は……

○副議長（栗崎千代松君） 棚木議員、残り時間5分です。

○6番（棚木良一君） 1,297万5,000円、あゆり温泉災害復旧工事4,095万円と工事代金もかかっておりますので、そういった点についてお尋ねをいたします。

次に、時間がありませんので、7番、保健福祉センターは協議会への指定管理はやめて、特別養護老人ホームの建設を検討すべきということで質問いたします。

特に問題なのは、町の各種事業を自分が会長をしている協議会に委託をしている、これはやはり問題だというふうに思います。公募による選定など絶対に認めるわけにはまいりません。高齢化が進む中で、介護保険制度がスタートしてから10年が経過しているわけでありますけれども、保険あって介護なしが一層進んでいることは、町にある特別養護老人ホーム寿光園での待機待ち150人、矢吹町では76人の方々が入れないでいるわけであります。このことを見ても明らかではないでしょうか。一日も早く2つ目の特別養護老人ホームを開設し、希望者は入所できるように、介護サービスへの充実、家族介護の負担軽減、介護労働者の処遇改善など町の課題はたくさんあります。

このようなことから建設目的に沿って、町が責任を持って管理、運営をすべきではないでしょうか。この点について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君） 昼食のため休議いたします。

（午後 零時02分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

初めに、放射能から子供を守るために徹底した測定と除染についてのおたがしであります。9月には議員の皆様にもご協力をいただき、全町民挙げて実施した放射線低減クリーンアップ作戦では、各行政区を中心に

各種団体のご協力により町内全域で実施することができました。道路や側溝を中心にした除染作業により全般的に実施前と実施後では線量の低下が見られ、大きな効果を得られたものと考えております。

現在は、町内の細部にわたる測定に着手し、これまで150カ所の測定を実施してまいりました。これまでの測定データから地域間でも差があり、今後さらに測定を進め、早い時期に町民の皆さんにお知らせをするともに、今後の除染計画に反映したいと考えております。

現時点では国は市町村単位で除染計画を策定し、市町村が除染活動を実施するとしておりますが、具体的な除染の方法や経費の負担などが示されておられません。今後、国等の動向を注視し、的確な除染活動に取り組んでまいりたいと考えておりますが、町として必要な方策を可能な限り早い時期に進めなくてはならないと考えており、現在進めている線量測定のほか計画策定、除染活動を実施するため準備を進めております。

大きな課題でありました除染活動により、発生する汚染土壌等の仮置き場が町有地の利用に見通しが立ち、仮置き場として整備に着手することができました。また、特に放射能の影響が心配される子供たちが通う学校施設については、議員の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力により、表土除去事業、校舎等の洗浄等により放射線量の低減が図られ、安全な教育活動が実施できる状況であると考えております。また、9月に実施した放射線低減クリーンアップ作戦により、町の多くの通学路における高放射線の地点、いわゆるホットスポットもある程度回収でき、通学における放射線からの被曝も減少させることができました。

しかし、時間の経過に伴い、雨風の影響による新たなホットスポットが発生する懸念もありますので、学校等においては引き続き空間放射線量の測定を続けており、高放射線の地点が発見されれば、除去作業を継続することにしております。

また、未就園児及び妊婦さんを含めた対策をして、個人線量計の配布をしております。福島県の線量計等緊急整備支援事業を活用し、15歳未満の子供及び妊婦さんに対して個人線量計を配布いたしました。小・中学生1,494名に対しては、学校を通してガラスバッチ式線量計を10月3日から、幼稚園、保育園児については各園を通じ597名に、未就園児または妊婦さんには個人通知により974名の方にそれぞれ電子線量計を9月29日より配布いたしました。

なお、小・中学生に配布しましたガラスバッチ式線量計は、1回目の回収を12月22日、2回目の回収を3月23日としており、回収した線量計は町が委託した専門業者に線量測定をしていただき、測定結果については、各小・中学校を通して、生徒・児童にお知らせをすることとしております。

また、幼稚園、保育園児に配布しました電子線量計は、積算計になっておりますので、1回目の積算数値を12月20日に、2回目の積算数値を3月19日に報告いただくこととしており、未就園児または妊婦さんに配布しました電子線量計につきましてもそれぞれ報告をいただくこととしております。

測定後の結果に対する判断基準は、現在のところ国・県から示されていない状況にありますが、県や関係機関と協議をしながら対応していきたいと考えております。

このように子供や妊婦さんに対する対策はもちろんのこと、すべての町民の皆様が安心して生活できるよう、放射線マップの作成、家庭の除染計画等を網羅した除染計画の策定を初め、放射能対策に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校給食を初め農産物の放射能検査体制の強化についてのおただしであります。農畜産物につきま

しては、福島県において緊急時モニタリング検査を実施し、その結果を報道機関や市町村を通じて検査結果を公表しております。

検査の結果、食品衛生法に基づく暫定基準値を超えた農畜産物については、国において摂取及び出荷制限等の措置を講じております。

本町におきましては、町独自に町民の安全・安心を確保するため、国の食の安全・安心推進運動の補助金を受け、放射性物質測定器2台を購入するほか、消費者庁から貸与される1台を加え、3台を備え付け、今月中旬から町民を対象に農林水産物、農林水産加工物及び井戸水等の検査を実施いたします。

検査後の対応であります。検査の結果については、直ちに申請者に通知するとともに、職員衛生法に基づく暫定基準値の80%を超えた検体については、福島県に対し制度の高い本調査を要請することにしております。また、検査体制については、絆づくり応援事業を活用した4名の人材派遣を受け、検査業務を実施する予定としております。

次に、学校給食につきましては、間もなく購入予定の放射性物質測定器を有効に活用し、学校給食についても検査を実施できるよう教育委員会と検査体制について協議しております。保護者の皆さんを初め、町民の皆様が一層安心していただけるよう、早い時期に検査を実施し、さらに学校給食の安全の確認をまいります。

詳しくは後ほど教育長が答弁いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発からの距離で線引きせず、すべての町民への全面保障と見舞金の支給についてのおたただしであります。その点については私も同じ思いであり、事故発生当時骨組みとなった原子力建屋を目撃した際の我々が感じた衝撃と恐怖は今でも忘れられません。また、子供たちや家族を放射能から守るため不便な生活を強いられた方も多数存在されたであろうとも推察いたします。それらの精神的不安や苦痛は、原発からの距離とは関係なく、等しく福島県民が味わったものであり、当然に賠償されるべきものと認識しております。

しかしながら、文部科学省に設置されている原子力損害賠償紛争審査会において8月5日に打ち出された東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針では、精神的損害に対する賠償の対象範囲は、原発から30キロメートル以内、あるいは飯館村全域、葛尾村及び川俣町の一部において指定された計画的避難区域のみが対象となっております。

先ほど申し上げたとおり、精神的苦痛は県民等しく抱いた思いであることは明白であり、当該指針に対し強い疑念を抱くものであります。この点についても先ほど角田議員に答弁させていただいたとおり、東京電力に対し強く要求するとともに、玄葉大臣を初め地元選出国會議員の皆様へ要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、先ほども角田議員に答弁させていただきましたように、個別具体的な賠償内容については、西白河地方の市町村会と連携しながら、賠償をしていただくことを前提に、対応を協議してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、内部被曝やがん検診など健康診断を無料でとのおたただしであります。ご存じのように原発事故による放射線被曝は、特に子供への影響が大きいとされ、数十年後に発症する可能性のある甲状腺がんや白血病等の病気が心配されております。そのため、健康状態を把握し、病気の早期発見、早期治療につなげるためにも健康診断は極めて重要であります。

福島県では、全県民を対象に3月11日以降の行動記録に基づく外部被曝線量を推定するため、県民健康管理調査を現在実施しており、調査結果により検査が必要とされた方に対し、血液検査、尿検査等の詳細な検診を行う予定としております。また、ゼロから18歳の全県民を対象に甲状腺検査を行い、甲状腺がん等がないか超音波での検査を避難区域から順次開始したところであります。その他の検診としては、町で実施している40歳以上の健康診断に加え、19から39歳の方についても各関係機関と調整の上、準備が整い次第実施する予定としております。

矢吹町では、現在実施している特定健診やがん検診について集団検診の場合はすべて無料で実施しておりますが、施設検診でのがん検診の場合は自己負担をいただいております。放射線関係の詳細検診につきましても全員の方が無料で検診が受けられるよう県に要望するとともに、町としてもできる限りの対応をまいりたいと考えております。

なお、ホールボディカウンターについての検査については、先日町村会役員会と県との協議の中で、全町村への検査対応についてのスケジュールを含めた内容をできるだけ早く明らかにすることが要望されております。また、12月2日の西白河町村会の席上、県にできるだけ早く台数の増加を含め、早期の検査を実施していただくことを要望することを確認しております。

以上申し上げて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、子供の医療費18歳までの無料化についてのおたただしですが、第363回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、昨年4月に小学6年生まで無料化の対象年齢を引き上げました。また、県においては、東京電力福島第一原発事故による県民の健康不安に対処するため、県内の18歳以下の子供の医療費無料化を国に要望しております。

矢吹町においても今後の制度拡充につきましては、国・県の動向及び町財政の状況等を含め、総体的な住民ニーズの中で取り組まなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター、福祉センター管理運営の見直しについてのおたただしですが、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とし、町では平成18年度から指定管理者制度を順次導入してきたところであります。

健康センターは、平成18年度から導入し、平成17年度に収入の支出の差額がマイナス4,229万4,000円でありましたが、平成22年度は指定管理料2,613万9,000円となっており、1,615万5,000円の経費削減が図られております。また、あゆり温泉では、休日営業、営業時間の延長、敬老の日に無料開放及び施設を活用したイベントを実施し、温水プールでもこどもの日に合わせて無料開放を実施するなど、サービスの向上が図られております。

次に、保健福祉センターについては、平成21年度より導入し、維持管理経費節減等の効率的な管理運営のほか、指定管理者である矢吹町社会福祉協議会が町受託事業として、子育て支援センター、地域包括支援センター、ボランティアセンターを展開し、地域福祉の拠点及び地域生活サービスの向上に大きな成果を上げております。

町といたしましては、引き続き多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者

制度を継続する必要があると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームの建設を検討すべきとおたただしですが、特別養護老人ホームは、以前は都道府県や市町村が設置し、直営する運営する施設もありましたが、現在は知識と技術を兼ね備えた社会福祉法人は設置し、運営するのがほとんどであります。特別養護老人ホームを整備する場合の窓口は、都道府県の保険福祉事務所となっており、設置の認可や建設補助等の申請についても県となっております。さらに、介護保険事業の手続として指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業としての事前に知事の指定を受けることが必要となります。

市町村の役割としては、事業所が都道府県に提出する老人福祉施設整備事業計画書に市町村長の意見書を添付することです。そのほかに特別養護老人ホームの設置計画がある場合は、都道府県の整備計画や市町村の高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画にそのことを記載しておかなければなりません。さらに、設置しようとする場所によっては、都市計画や農地転用等の協議が必要な場合があり、特別養護老人ホームを設置しようとする事業所は、最低でも開設しようとする二、三年前から都道府県や市町村と協議等を行う必要があります。

当町には、特別養護老人ホームとして寿光園が1カ所あり、入所の要件としては常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護認定者となっております。定員は80名で、現在は空きがない状況ではありますが、差し迫って入所が必要なひとり暮らしの要介護者や介護度の重い要介護4、要介護5の方の待機はないと聞いております。

また、平成24年度から平成26年度を期間とする第5期介護保険計画においては、急激な入所の増加も見込まれていないことや、県南地域では棚倉町と中島村でそれぞれ80床と50床の特別養護老人ホームの設置計画があると伺っております。

さらには、鏡石町には、社会福祉法人青樹会が設置運営する特別養護老人ホーム牧場の朝が90床で、12月1日にオープンしたところであります。

このように周辺市町村に施設が整備され、現在当町に特別養護老人ホームを設置したいという事業者もないことから、特別養護老人ホームの整備については、平成27年度からの第6期介護保険計画の中で、需要と供給のバランス等も含め調査していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上で、6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

初めに、放射能から子供を守る徹底した測定と除染についてのおたただしですが、町長から答弁がありましたように、学校施設等の除染は議員の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力により、6月下旬からの表土除去事業、校舎等の洗浄等により一定の放射線量の低減が見られました。

また、9月25日に実施された放射線低減クリーンアップ作戦により、通学路についてもホットスポットと言われる高放射線の箇所も相当解消され、安心して教育活動に取り組めるようになっております。

しかしながら、時間の経過とともに雨、風により新たなホットスポット等が発生することも懸念されますので、学校等では1日2回の空間放射線量の測定を継続実施しております。そして、新たなホットスポット等が見つければ、地域や関係者の皆様のご協力を得ながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、学校給食の食材の放射能検査体制についてのおたただしですが、牛乳、牛肉については既に十分な検査体制により検査が行われ、安全なものが学校給食用として納入されております。

米につきましても、11月末までは、平成22年度産米を使用しており、12月からは県等による出荷段階の検査のほかに、販売業者が玄米搬入時及び精米加工時の2回検査を実施し、検査機器による検出限界値以下の米だけを学校給食会に納入し、さらに学校給食会においても再度独自に放射性物質検査を行い、安全・安心の確保に努めております。

矢吹町の学校給食用米は、このような検査体制により検査済みの県中、県南生産の米を使用することになっております。

そのほかにも町で放射性物質検査機器を3台準備して、できるだけ早急に学校給食の検査ができるよう産業振興課と協議しております。

学校給食用の米と牛乳以外の食材については、国・県や学校給食会、農協等において複数の安全検査を得たものを使用しておりますが、本町独自で学校給食用の食材の検査を実施することで、さらに保護者の皆様に安心していただけるものと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（棚木良一君） まず最初に、放射能から子供を守る徹底した測定と除染ということで、再質問をいたします。

先ほど、保育園、学校などの放射能を除去した後の数字も言ったんですが、いわゆる線量が少しずつ上がってきているわけです。これは何で上がっているのかという原因はわかりませんが、いわゆる校庭などの表土除去をやったときに、いわゆる近くに仮置き場をつくったということで、その仮置き場の土砂がまだ埋められていると、これは早急に埋め立て仮置き場が決まったわけですから、大至急にやはり運搬をしたほうがいいんじゃないかというふうに思います、その点。

そしてまた、いわゆる放射能汚染は長期的に長引くわけですから、今後のやはり除染活動を定期的にやる計画をつくって、除染をして、子供を守っていただきたいというふうに思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

次に、健康センターの町支出は年々多くなっている、この際、指定管理はやめて町が運営し、町民の健康増進との再質問に入らせていただきます。

今回の監査の指摘事項にも、管理費の実態やその費用負担など受託者双方による詳細な協議が不十分、施設管理の実態に合った事務手続の簡素化や修繕費用負担限度額のとらえ方によって、受託者と委託者による見解の全庁的な統一を望みますということで、私どもも予算要望でいわゆる指定管理者団体等のあれについては、見直しをするように毎年予算要望でやっているわけですが、一向に見直されないということでありますので、そういった点について、先ほど町長は比較すると1,600万円安いんだというようなことでありますけれども、

平成17年度の4,229万4,000円の町の負担増を基準にしてずっとやっているんですね。だけれども、このときの
人件費は3,539万7,000円ですから、689万7,000円しか多く負担しているだけだったんですね。ですから、そう
いった点では、私は指定管理はやめて、町が直接運営をして、シルバーに頼んだほうがいいんじゃないかとい
うふうに思うんです。特に、そういった点で、もし頼まないとすれば……

○副議長（栗崎千代松君） 残り1分です。

○6番（棚木良一君） 棚倉町の場合には、ルネッサンス棚倉、維持管理費は町、委託費は出していない。町に
家賃に相当する納付金が3,000万円納付することになっているということなんですよ。ですから、町もそう
いった点では家賃をもらって、そして修繕をしたり、維持管理費は町が持つというふうにしたほうがかえって
はっきりしているんじゃないかなというふうに思います。そういう点でその点を改善していただきたい。

次に7番、老人ホームの件ですが、私は現在ある保健福祉センターを活用して、それを活用しながら老人ホ
ームをつくってはどうかというふうに思うわけです。特に老人ホームが足りなくて、見るほうが倒れると言っ
ているわけです。家族介護を余儀なくされている方々が大勢いるわけでありまして。この本人や家族はいつにな
るかわからない入所の順番を待たされ、精神的にも肉体的にも経済的にも極めて厳しい状況に追い込まれてい
るわけでありまして、そういった線でぜひとも棚倉やあるいは隣の鏡石町が次々にふやされているときに、
矢吹町は黙って見ているだけではどうしようもないと思うんです。

○副議長（栗崎千代松君） 時間です。

○6番（棚木良一君） ですから、一日も早い老人ホームの建設を検討していただきたいというふうに、最後に要
望して私の質問を終わります。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

放射線から子供を守る徹底した除染、除染後も徐々に線量が上昇しているという内容で、特に小・中学校、
さらには幼稚園等において表土はぎをした部分についての設置した場所のそうしたものが影響しているのでは
ないかというようなおただしでございますが、これについては後ほど詳細に仮置きしている学校の表土関係の
放射線量を測定しながら、その対応については積極的に、しかも前向きに検討していきたいというふうに思っ
ておりますが、ただ、仮置き場の問題については、解決はしたというものについては、9月25日に除染活動
をした際の今各行政区の公民館等に仮置きしているものだけでございますので、今町有地に仮置き場と指定した
ところについては、学校のほうの表土はぎをしたその土砂等の入るだけのスペースが確保できない状況にあり
ます。ですから、今後学校等で表土はぎをした部分についての仮置き場については、さらにどの場所にするか
ということについても検討を加えながら早急に実現が図れるようにしますが、ただ、先ほども申し上げました
ように、校舎等に仮置きしている部分についての詳細な放射線量を測定しながら、協議を進めていくというこ
とでご理解をいただければというふうに思っております。

次に、健康センターの件についてでございますが、質問の趣旨は、1点目は、健康センターに指定管理をし
たことによって指定管理料が高くなったんじゃないかということと、今再質問であった監査委員からの報告に

については、ちょっと質問の意味が違うんじゃないかなというふうに思っております。確かに、監査委員のほうから事務手続の簡素化、さらに連携を密にしながら統一した基準を設けていただきたいということでございますが、これについては指定管理料とは関係ないというふうに私自身は理解しております。

なお、シルバー人材センターに頼んだほうがいいのではということについては、これについては公募という扱いになっておりますので、棚木議員が言うように、町のほうからシルバーセンターにお願いしますというようなわけにはいきません。一定のルールに従って、指定管理者の候補を決めなくちゃならないというようなそういう規定になっておりますので、そのことについてもご理解をいただきたいと思っております。

なお、運営方法に改善すべき点があるかということについては、ないというような考え方を持ってはございませんので、改善すべきところは住民のサービス向上、さらには喜ばれるそういった施設にするためにも指定管理者と鋭意協議を深め、改善していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の特別養護老人ホームでございますが、保健福祉センターを改造して、特別養護老人ホームにしてはどうかということでございますが、既に保健福祉センターについては、使途が決まっております。そして今現在も目的に沿った形で使用されておまして、利用者についてもそうした意味合いにおいて使用する方についても決められて形で使用しております。そうしたことをご理解いただいて、直ちに保健福祉センターを特別養護老人ホームにしてはということについては、棚木議員の一方的な乱暴な言い方ではないかというふうに理解しておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

黙って、見過ごしているわけではございません。先ほども答弁しましたように、高齢者の福祉計画、介護事業の福祉計画、そうしたもののひとつとして見直すべきものについては見直しを図りながら、改善を加えていきたい、努力をしてまいりたいというような答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 教育長からの答弁も必要ですか。いいですか。

答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、棚木議員の再質問にお答え申し上げます。

線量が次第に上がってきているのではないかというおただしがございましたが、私どもとしてもなぜそうなっているのかといいますか、要するにその日によって上下しているということがございます。低いところで今0.08から0.15くらいですね。中畑小と三神小が0.08、0.09くらいなんです。矢吹幼稚園等が0.15になったり0.12、その辺で上下しているということでございます。その原因はよくわかりませんが、いずれにしてもこの空中に風等によって浮揚しているものがあるのではないかというふうに思わざるを得ません。でも、これは素人考えでありますので、なお専門家等にも問い合わせながら、対応をできるところは対応していきたいというふうに考えております。

それで、校庭や園庭の隅に仮置き場にしているわけでございますが、これは国・県の置き場が決定すれば、

ぜひにも運搬をして国やあるいは東電等に運搬をしていただきたいんですが、町有地における置き場については今のところ余裕がないというので、やむを得ず現在地にということになっているわけでございます。

なお、幼稚園、保育園、学校等の仮置き場からの飛散は、恐らくないだろうというふうに、もちろん全くないというふうには言えませんけれども、それはなぜかと言いますと、その仮置き場のところは地下1メートル以上を掘りまして、そしてシートを敷いて、その上にその表土を入れて、それで放射線量がほとんどない、要するに1メートルくらい掘ると、もう0.0、簡易測定器ではこの数字が0.01か0.04か0.05くらいなんです。それは、原発が爆発する前と同じぐらいの量ですから、そのぐらいの土をかけて、30センチから40センチくらい土をかけて、幼稚園、保育園の場合にはその上にビニールシートで覆いをしております。小・中学校の場合には、周りにトラロープを張っただけにしておりますが、四、五十センチ土をかければ、セシウム等は、放射線量はほとんど出てきていないといえますね。私どももはかりますと、最初のころは0.1ぐらいは上のところあったところもありましたが、0.1以下になったところが大変多くありました。そういうことでございます。

でも、いずれにしても放射線量はあるのは確かですし、棚木議員のおっしゃるとおり子供たちにとって全く影響がないわけではありませんので、できるだけその放射線量を受けないように、今後とも教育委員会としては町と一緒に努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

◇ 永 沼 義 和 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、10番、永沼義和君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議場の皆さん、こんにちは。

3月11日、東日本大震災による地震大津波によりまして、浜通り地区、太平洋沿岸の住民の人たちは多くの老若男女が生命を絶たれたわけでございます。この方々に私、合掌をし、心からご冥福をお祈り申し上げます。

お父さん、お母さん、そしてご両親をなくされた多くの子供たち、これまでともに長生きしてきた年老いた夫婦、こうした生き残った、生かされた、不適切な言葉かもしれませんが、生かされてしまった年寄りの方たちに対し心からお見舞いを申し上げます。

さて、第366回定例会の通告、5点ほどあります。

まず初めに、地域の宝、町、住民に夢と希望をとということで質問いたします。

25日の投票、町町長選挙は、野崎町長の3期目が無投票で確定することにほぼ決定されている状況にあります。

さて、今の我が矢吹町は、大震災の影響により激甚災害と国にて位置がづけされ、多額の公金が注がれ、町が、そしてそこに暮らす町民ができるだけ早くもとの環境に復興できるよう、おくれはせながらではあるが、着実に前進しております。

壊れたところを直す、車の修理ではないと思います。町長、矢吹町に暮らす多くの住民、特に若者、子供た

ちが矢吹町のこの復興に対し、生涯楽しく明るく希望を持って暮らせる地域を築いていくことに汗をかいていただきたい。本町有権者約1万5,000人もの人たちが、野崎吉郎町長にこれからの4年間を、矢吹町のかじ取りを託すわけであります。野崎町長の名言を伺いたいのであります。

続いて、総合運動公園用地の利活用について。

昨年の6月議会まで、同僚議員初め、私、再三質問をしてまいりました。そうした中で、昨年の6月1日、全員協議会の中で、財政3カ年計画の目標が達成し、関係課の係長職10名による用地の検討会議を立ち上げ、検討結果を8月ぐらいにまとめ、9月か10月には町民の意見聴取を反映させ、10月にはまちづくり総合審議会に審議し、12月議会で最終的な中身について報告する形になると町長より報告がありましたが、その結果を1年おくれの今議会でございますが、公表していただきたい、ご答弁をお願いいたします。

続いて、矢吹町次世代育成推進協議会の進捗状況についてお尋ねいたします。

22年3月の報道にて、昨年3月2日、この協議会の会長は渡邊正樹副町長でございます。会長のあいさつの中で、後期計画、22年度から26年度までの5年間、まだ道半ばではありますが、その後期計画を策定する前に会長として、児童福祉の星となるような施策をとということでございますが、その進捗状況を会の会長であります副町長にお聞きしたいのであります。町長、よろしいですね。

最初で最後の答弁になるかわかりませんが、副町長、よろしく願いいたします。

〔「そういう前例があるのかよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（永沼義和君） いや、前例はないけれども、会長がよく知っているのではないかと、会長ですから、その辺が。

続いて、4点目、国の文科省では、1998年に告示、4年後の2002年度から多くの小学校にて英語を扱う学校が増加。既に何らかの形で多くの子供が英語に触れてきていたわけです。そうした中、私、前関根教育長に、今の日本国は世界に置かれている状況の中で早急に小学生に英語を習わせるべき状況であると問うたことがありましたが、答弁で関根教育長は、国・県教育機関より告示がないという答弁でありました。それがことし4月より英語教育が週1こま45分、年に35こま以上の指導をするようにと国・県のほうから指導が出て、その指導に入っているわけでございます。それが、この児童・生徒に配布されている英語ノートは11年度だけで、文科省は12年度以降はインターネットを活用するなどした新教材の提供を検討しているということでございます。すなわち、教師が試行錯誤をして、英語に不得意な教師が多いということでございます。

そこで、本町の小学5、6年生の英語教育の実態を教育長、お聞かせください。

続いて、最後に本町教育界の最高責任者、2期目の栗林正樹教育長の理想としている子供像を教育長としては学校、大学卒業以来教育現場で暮らしてきたわけでございますから、今もその最高責任者でいるわけでございます。栗林正樹教育長の子供の理想像をぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 傍聴席は、静粛に傍聴をお願いします。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、答弁させていただきます。

10番、永沼議員の質問にお答えいたします。

地域の宝、町、住民に夢と希望とのおただしであります。まず初めに町の復興のかなめの1つである商店街の復興についてお答えさせていただきます。

町では、これまでも中心市街地の活性化は重要な課題であると考えてまいりましたが、東日本大震災からの復旧の姿がうかがえるものの、商店街の被災は大きく、改修が困難であり、取り壊しを終え、更地の状態が各所に見られ、改めて中心市街地の活性化、商店街の復興を重要な課題として取り組まなくてはならないと強く認識しているところであります。

商店街の復興につきましては、町商工会より商店街の皆様の意向を反映した中心商店街復興計画を11月に策定し、町へ提出いただきました。また、商店街の復興を強く望む多くの方々から本町の歴史的な建造物を復興のシンボルとする復興の手法、あるいは本町の歴史的背景である宿場町をイメージした町並みや景観整備などの提言をいただいております。

町といたしましても、商店街の復興を重要な施策として復興ビジョンに位置づけており、年度末に向けて策定を予定する復興計画では、いただきました中心商店街復興計画に盛り込まれた熱意を踏まえ、事業内容、スケジュール等を明確にしなが、商工会及び地元商店街の皆様とともに活力ある商店街を再構築し、にぎわいがあり、夢と希望にあふれるまちづくりを目指すものであります。

矢吹町復興ビジョンの基本理念は、大震災以前の状態とする復旧ではなく、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指すこととしております。商店街の復興につきましても、将来のあるべき姿を想像し、未来に夢と希望の持てる商店街の整備を目指し、都市基盤の整備の検討を進めるとともに、商業振興政策全般にわたる再点検を行い、人々が集う町並みづくりをコンセプトとした商店街の復興再生を目指したいと考えております。

現在、商業振興の重点施策として、産業活性化支援センターの設置について検討を進めておりますが、中心市街地の復興、まちづくりを強力に行うため、商店街の中心部に復興まちづくりの拠点として整備することも一策であろうと考えております。町の情報発信や特産品の紹介を行い、にぎわいの基地となるコミュニティスペースなどを整備し、多くの方々が集う商店街のスポットとしての可能性を検討したいと考えております。

また、ご高齢の方や車を持たない、いわゆる買い物弱者の利便性を図るために巡回バスの運行や、心地よく何度も訪れたいくなるような思いやりのあるサービスの充実なども検討したいと考えております。

復興の取り組みは1つだけではなく、その内容、規模等により短期的事業、中期的事業など複数の事業が必要と考えております。今後、商店街、商工会関係者の皆様、地域の皆様と十分な協議調整を進め、一丸となった商店街の復興に取り組んでまいりたいと考えております。

町といたしましては、皆様の復興に向けた取り組みを具現化するためには、財源の確保を初め、事業手法の調査検討が必要と考え、関係各課職員で構成する町内プロジェクトチームを今月1日に設置し、準備体制の整備を進めているところであります。

一日も早い商店街の復興と、いわゆる地域の宝、町、住民に夢と希望を与えられる活力のあるまちづくりの取り組みに邁進する所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合運動公園用地の利活用についてのおただしであります。総合運動公園用地の利活用については財政再建を優先する必要があることから、しばらくの間は事業の凍結をせざるを得ない状況にあり、町民の皆

さんにご理解をいただいております。財政再建3カ年計画の取り組みにより、当初の目標が達成されたことから、改めて平成22年度当初より庁内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開いたしました。年度内には、利活用の資料などを取りまとめることとしておりましたが、東日本大震災により作業が中断し、現在に至っております。

中断されるまでの利活用方法の抽出と課題の整理の検討作業においては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入など複数の活用方法を重視しておりましたが、利活用については今後の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、柔軟に対応していくことが必要であり、平成22年度内での方法の絞り込み、あるいは優先順位をつけることが困難と考えていたところでありました。

引き続き本町の保健福祉の向上、産業の振興、教育の充実などに資する利活用方法、あるいは民間活力を導入した利活用方法を検討してまいりたいと考えております。

また、東日本大震災からの復旧、復興に向けては、新たな視点を持ち対策をとることが必要であると考え、総合運動公園用地を本町の復興、あるいは福島県の復興のための利活用方法についての検討も必要ではないかと考えております。

貴重な町民の財産としてなるべく早い時期に活用することが望ましいと考えますが、最も効果的な方法を選択したいとも考えており、ある程度選択肢が明確になった段階で、改めて議員の皆様へ説明させていただくとともに、関係機関、団体との意見交換、町民の皆様への意見聴取の機会に説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町次世代育成推進協議会の進捗状況についてのおただしであります。本来私が答弁すべきところですが、永沼議員からの要望により副町長を指名しておりますので、後ほど渡邊副町長に答弁をさせたいと思います。

以上で、10番、永沼議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 10番、永沼議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小学校5、6年生の英語教育の実態についてのおただしですが、永沼議員ご指摘のように、平成23年度から新教育課程により小学校すべての教科書が変わりました。5、6年生では、外国語活動として授業時数35時間の活動が必修化されました。その外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としております。

矢吹町においては、以前より総合的な学習の時間等を利用して、英語指導助手による英語学習を実施し、平成21年度から文部科学省より提供された英語学習ノートを参考に、年間35時間の英語学習を行ってまいりました。必修化された今年度からは、各小学校とも5、6年生の学級担任と英語指導助手による打ち合わせの上、2人体制で授業を行っております。また、町民によるボランティアを活用し、3人で授業を行っている小学校

もあります。学級担任は、英語教育が専門ではありませんが、各小学校とも研修会や講習会に参加したり、校内研修会を実施し、英語教育の指導法、教材の研究に力を入れ、有意義な授業実施に努力しております。

なお、ご指摘いただきました英語ノートにつきましては、24年度も国より無償配布するよう教育長会としても強く要望しているところであります。

次に、教育長の理想の子供像についてのおたがしでございますが、理想の子供像につきましては、成長の段階がありますので、発達段階に応じて求める子供像も高いものになるわけですが、私は総合的に次のように理想の子供像を考えております。

これからの変化の激しい社会にたくましく生きていくために、みずから考えて、目の前の課題を見出し、その課題をみずから解決していこうとする強い意思と、その課題解決のために最後まであきらめずに辛抱強く努力することができる子供を求めていきたいと思っております。

そして、課題解決に当たっては、みずからの能力を生かしながら、必要に応じてパソコンや辞典、書物などを活用したり、周囲の人々に聞いたりして、必要な情報を得たり、活用したりするとともに、友達と話し合ったり、よりよい考えを出し合い、協力して課題解決に取り組むことができる姿勢を大事にしたいと考えております。

また、社会生活を送るに当たっては、決まりを守り、明るくあいさつを交し合い、友達と仲よく、思いやりを持った子供を求めたいと思っております。

そして、健康、安全に気をつけ、自他の生命を大切にし、人の心の痛みがわかる子供になってほしいと願っております。

そして最後に、このような子供に育っていくためにみずから学習し、みずから体を鍛え、たくましく挑戦し続け、あきらめないで努力することができる子供を求めたいと考えております。ご理解とご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

副町長、渡邊正樹君。

〔副町長 渡邊正樹君登壇〕

○副町長（渡邊正樹君） それでは、10番、永沼議員の質問にお答えをいたします。

矢吹町次世代育成推進協議会の進捗状況についてのおたがしですが、すべての子供と子育て家庭への支援施策の指針となる矢吹町次世代育成支援行動計画前期計画が平成21年度をもって5年の計画期間を満了したため、前期計画での基本理念等を継承しつつ、子育て中の世帯を対象としたニーズ調査等を実施し、それらの結果を反映した後期計画を平成22年3月に策定いたしました。

後期計画の期間は、平成22年度から平成26年度の5年間で、各施策の年度ごとの進捗状況を把握及び評価するため、平成22年度分については、本年9月に矢吹町次世代育成計画推進委員会を開催し、関係各課で取り組んでいる調査対象の110の事業について評価を行いました。

調査の結果は、実施済みが102事業、廃止が1事業、未着手は7事業となっており、進捗状況等の調査結果については、町ホームページ等で公表しております。

これら未着手の事業につきましては、法改正や現状を踏まえながら事業の推進を図り、関係各課が連携し、

事業拡充を図ってまいりました。

矢吹町においても今後の次世代育成事業につきましては、国・県の動向、総合的な住民ニーズの中で、取り組まなければならないと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、永沼議員の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（永沼義和君） 再質問いたします。

町長に町の商店街のことや何かこう答弁されたんですが、実は私、再質問でこのことは申し上げようと、質問しようと思っていたところでございますけれども、新聞にも1日の報道で、復興ビジョンを今年度に立ち上げると、まちづくりについて。そうじゃないんですよね、町長。私は、午前中、同僚議員からも3期目の公約、大きな公約があるかというようなことが出されましたが、これは幾ら町民で語り合っても、素晴らしい夢の持てる東北の玄関口、地理的にもインターチェンジが2つもある町なんてはないんです。そして、この災害でも浜通りにはこの震災が、津波がありましたが、震災でも強い地域なんです。今度の大地震では大分やられましたけれども、そうした中にもあって、今町長は学校改築にもそうですが、ピンチをチャンスにと言って、財政再建もそうですが、切り抜けてこられたんです。これが今ピンチなんですよ、今矢吹は。

そうした中で、今合併特例法も国のほうでこの東北3県は10年間延長になったんですよね。そうした中で、泉崎、中島、この辺との協議もしていき、私はもっと違う将来の矢吹町を今の若者、子供たちに夢と希望を与えるような町、あっと驚くような町を創造していただきたい、掲げていただきたいと強く望むのでございます。それには、やはり総合運動公園と同じく、あそこには運動公園用地というほかに、前の前の町長のときに基本計画を策定したんです。その当時約4,000万円のコンサルタント料、素晴らしい基本設計ができ上がったわけです。私は、やはり東北の玄関口、東北に矢吹ありと言われるような町をつくるのには、やはり専門のコンサルタントに何千万、何億かかってもいいでしょう、幾ら借金をしてもいいでしょう、未来に明るい町を築いていくべきであろうと思うんです。このことに町長は、今この国が、そもそもが世界じゅうが金融で混乱していく中でしょうから、なかなか切り出せないでしょうけれども、やはり東京、大阪に追いつけではありません。白河に追いつけ追い越せ、やはり東北に矢吹ありという町を築いていただきたいと、総合運動公園もしかり、そういう検討を私はお願いしたい。

続いて、教育長、教育長の英語指導、これは12年度は、今年度、国の政策のこれは町、県のほうで要望しているんでしょうけれども、インターネットなどというふうな中で12年度は変えるということを国で決定しているわけですよ、文科省では、そう先日の新聞で報道にありました。これは要望して、教育長、通るかどうかわかりませんが、それよりもいい先生を呼ばってきてくださいよ。

それは別として、子供の理想像、これは実はまさしく長年教育畑で生活してきた教育長の言葉であろうと私も感心して聞いておりました。実はこの子供の理想像、今私、地元のスポ少の父母らを見ていると、若い大人が悪いというふうなことを言ってまいりましたが、6月に簡保生命保険会社で30歳から44歳まで小・中学生の子供を持つ父母にインターネットによるアンケート調査をやったんですね。そうした中で、私は感心しました。一番は、思いやりがある子供55%、そして2番目に体の丈夫な子47.8%、3番が心の強い子42.8%、差がなく

4番目が友達の多い子、5番目が協調性のある子、最後に勉強のできる子、ぐっと下がって13.5%です。これが私は理想だと思うんです。

前に、県の教育のほうで大人が変われば子供が変わるといふ何かで勉強会がありました。その中で私も教師だか先生だか、その教育会の人だかわからないですが、どっちかそういう講習があったんですが、青山君もそのときに行って、その中で傍聴から意見のある人という中で青山君と私が立ち上がりましたが、私はその中で勉強できる子、勉強できる子、東大、京大を卒業する子供ばかり出てきたら、世の中どうなるんですか、頭じゃないでしょう、もっと精神的なものを教えることでしようというふうな、私は極端なことですけども、そう言いました。このアンケート、そして簡保生命保険の子供が運動不足、今運動不足なんです。体を動かせる場所がない、動かすことに興味がない、そういう社会になっている。でも、矢吹はそういう環境は考えられない。自然も豊かだし、いろいろなグラウンドも豊富です。近隣にはあります。そういうことは考えられません。この30歳から44歳の父母の考え、勉強ができる子、ぐっと下がって最後に13.5%ですよ。私は感心しました。

議員研修でも何年前に行ったときに、子供に勉強しろ、勉強しろ、父親と母親の能力を考えたら、そのこの2分の1、トンビがタカを生んだということわざもありますけれども、そうではないでしょう。いろいろな人間、子供の教育がやはり私は一番と思うんです。

教育長のさっきの子供の理想像を聞き、安心しましたけれども、先ほども申し上げましたが、いい先生を連れてくることをひとつ、もう決まったどうかわかりませんが、まだ間に合う、せめて1人でも2人でも連れてきていただきたいと要望しておきます。

子供は宝です。教育長、町長じゃないんです、教育長なんです。教育長にお任せしますから、矢吹の子供はすばらしいと言われる子供を1人でも多く育ててください、お願いいたします。これは要望です。

あと町長、その大きな公約を掲げてくださいよ、本当に。日本じゅうがたまげような、矢吹はというような、今そういう時期でしょう。このピンチのときにいいでしょう。そして町民に説得していくんですよ。野崎町長、まだまだ若いんですから、最後の何てというような言葉も、質問も出ましたけれども、町長、ぜひ目の黒いうちに町のかじ取りをやるという意気込みでやってくださいよ。ひとつその辺大きな公約があるのかどうか一言お願い申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、矢吹町は大震災を受けて、年末までに復興ビジョン、来年の3月までに復興計画を策定するという話は、前々から議員の皆様にご話をさせていただきました。この復興ビジョンについては県のほうで出た復興ビジョンにリンクするような形で、7つの基本的な柱、これは矢吹町のまちづくり総合計画、6つの基本的な柱を連携させるような形で策定させていただいております。

なおかつ、これに基づいて今多くの方たちから意見を聴取しながら、この復興ビジョン、復興計画の中に盛り込もうとしております。職員のプロジェクトチーム、さらには商工会の中心商店街の復興計画や多くのまち

づくり団体、またアンケートを実施したりして、多くの意見を聴取いたしました。それらの意見を取り込みながら、今後もつくっていくということではございますが、ただ永沼議員の思いはそうではなくて、こうした大きな震災を受けて、矢吹町は大きなピンチを迎えていると。これをチャンスに生かすべきだということについては、私も全く同じ考え方でございます。こうしたときでなければ、矢吹町を抜本的に変えることはできない。特に中心市街地の疲弊した環境を打破するためにも、ここで議員の皆様方の協力を得、支援を得ながら、やれるものについてはできる限りの対応をとっていきたい。ピンチをチャンスに変えて、町を大きくつくり変えると、そんな意気込みを持って、今後復興に当たっていききたいというふうに思っております。

東北に矢吹あり、未来に夢の持てる矢吹町をつくっていただきたいと、そのためにはあらゆる手段を講じながら、例えばコンサルタントの活用もいいんじゃないかというようなご意見もありましたので、当然そうした考えも盛り込みながら、復興計画、そして復興に当たっていききたいというふうに思っております。

今現在、ある財閥の財団、そして多くの大学を中心とする研究者も矢吹町の復興に協力したいというような人たちが矢吹町に出向いて、そうした話し合いも逐次しております。こうした人たちをどういうふうに組織立てをしていくかということ、今町の中では協議を深めております。

先ほどもお話ししましたように、役場の職員によるプロジェクトチーム、商工会の中心商店街の復興計画、さらには多くのそういう外部の支援団体、それをきちっと組織立てて、皆さんに納得いただけるような形をつくり上げる必要が今は必要なんじゃないかなというふうに思っております。仮称中心市街地復興協議会というものを最上部に据え置きながら、まちづくり総合計画、県の復興計画にリンクした形で調整を図りながら、そんな会議を持ちながら、矢吹町を大きく変えていききたいと、今現在そのような構想を抱いております。

まだまだ多くの皆様のお手伝いも必要になってきます。議員のご理解と協力も必要になってきますので、そうしたものが見え次第、もう一度皆様のほうにおつなぎをしながら、検討していききたいというふうに考えておりますので、そして前に進みたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○10番（永沼義和君） 時間がないから。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、10番、永沼義和君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時11分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時22分）

◇ 大 木 義 正 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

一般質問初日ではありますが、私で5人目ということで、質問内容が同僚議員と重なる部分もありますが、私なりに通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、温水プールの今後の営業方針について町の考えをお伺いいたします。

矢吹町の温水プールは、町民の健康増進を図るための施設として開設されて以来、町内外から多くの利用者が訪れており、利用者の健康増進に貢献してまいりました。特に、よその施設にはない温泉の熱を利用してプールの水を温め、適温となった温水水をあゆみ温泉に循環させて使うという、まさに理想的なシステムを駆使して運営してきました。さらに、温水プールの施設には、温泉のジャグジーが備えてあり、温泉に入っているのと同じ気分が味わえるため、利用者には大変喜ばれておりました。また、サウナ室でサウナ気分も味わえるために多くの利用者が訪れております。

残念ながら東日本大震災で被災し、休業を余儀なくされましたが、町や関係者の努力により、6月には再オープンすることができ、利用者はもちろんのこと原発事故の影響で学校の屋外プールが使えない子供たちが利用することができて大変よかったと思っております。ことばかりは、つくづく矢吹町に室内温水プールがあつてよかったと実感しました。

10月には1カ月ほど休んで本格的な改修工事を行って、11月2日から再オープンしました。プール利用者にとっては、プールで体を動かすことが生活のリズムとなっている人も多く、そのことが健康増進や健康維持につながっているのだと思います。利用者の方と実際に話をしたのですが、その方が言うには、休業している間、酒を飲む日がふえてしまって、調子が悪くなり、何年かぶりに医者に行ったら、いろいろな検査をされてまいったと言っていました。笑えない話です。

このように利用者の健康増進や健康維持に大いに役立っている温水プールですが、1月以降の営業については未定で、町で検討中ということで、利用者の皆さんは大変不安に思っております。私のほうにも冬期間もこれまでどおり営業を続けてほしいという声がたくさん寄せられております。

町は、ボイラーの能力を検証し、燃料費も考慮した上で今後の方針を検討するとしておりますが、利用者の中には料金を上げてもいいから、休まないで営業を続けてほしいと訴える人も大勢いらっしゃいます。町は、こうした声に耳を傾け、利用者の要望に配慮し、冬期間も営業を続けられるように努力すべきだと思うが、町の考えをお伺いします。

また、利用者の中には、ジャグジーに温泉水が来るのはいつごろになる予定ですかと尋ねる人もいますが、町としてはどのように考えているのかもあわせてお伺いします。

次に、東北自動車道の矢吹バスストップ設置推進事業の取り組みについてお伺いします。

新幹線よりかなり割安の料金で埼玉や東京に行くことができる高速バスの利用者が近年ふえてきております。今後も利用者の増加が見込まれておりますが、残念ながら矢吹町周辺には高速バスの停留所がなく、須賀川や西郷まで行かなくては利用できないために、矢吹町民を初め周辺住民の利用者は大変不便な思いをしております。もし近くに高速バスの停留所があれば、ぜひ利用してみたいという潜在的需要もかなりあると思われま。さらに、今後新たな企業を誘致しようとする際にも、高速バスの停留所があるということになれば、大きな強みになると考えられます。町にとってもメリットが多くあるバスストップの設置を積極的に進めるべきと考え

ます。

幸いにも泉崎村との境界付近に停留所を設置できるようなスペースがあるということなので、周りの自治体の協力を得ながら積極的に取り組んでいくべきだと思うが、町の考えをお伺いします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、答弁させていただきます。

7番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、温水プールの今後の営業方針についてのおたかしであります。町施設の温水プールについては、災害復旧工事等により臨時休館をするなど、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

さて、温水プールは、あゆり温泉の源泉を利用した熱交換システムにより、プール内の室温と水温を加温するため、あゆり温泉の用途に大きく影響される施設であります。震災によってあゆり温泉の源泉水位が急激に低下し、危険水位に達する可能性が高まったため、源泉の送水を取りやめ、既設ボイラーを利用した加温により6月1日から仮オープンさせていただきました。10月には1カ月の休業期間をいただき、災害復旧工事とともに毎年6月に実施していた定期清掃及び前年度から予定していた空気調和機取りかえ工事を実施し、11月2日より再オープンをいたしました。

現在は、プール水面の保温シートや節水型シャワーヘッドの導入、不要照明の消灯及び加温時間の延長、温泉スタンドで発生するオーバーフローしたお湯を温水プールの保温に活用できる工事を実施するなど、さまざまな燃料費の節減対策を図りながら、今議会で冬期間の燃料費の予算計上をさせていただき、1月からの営業に向けて準備をしております。

今後、ボイラーを利用する方法での加温に係る燃料費等のデータを蓄積し、次年度以降の営業期間や営業時間及び利用料金などについて費用対効果を検討しながら運営してまいります。

なお、ジャグジーの利用のおたかしについては保健福祉課長より説明させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹バスストップ設置推進事業の取り組みについてのおたかしであります。本事業は本町の高速交通体系の優位性をさらに向上する方策の一つであり、町民の皆さんの首都圏方面への交通手段の利便性向上のため、大変効果的であると判断し、今年度新たにスタートしたまちづくり総合計画後期基本計画に位置づけた事業であります。

前年度までには、NE XCO東日本からの事業実施方法などの聞き取り、西郷村との設置事業の実施計画の調査などを行い、改めて今年度から事業化し、着手しようとしていたところですが、ご承知のとおり、東日本大震災により東北自動車道の被災、また協力を求めて組織化を予定していた近隣市町村の被害も大きく、事業実施に向けた調査検討あるいは協議などをこれまで見送ってまいりました。

大木議員のご意見のとおり、矢吹バスストップの設置は、本町にとりまして大きなメリットであると考えております。関係機関、団体の震災からの復旧状況を見据えながら、なるべく早い時期に作業に着手してまいり

たいと考えております。

事業開始は、泉崎村を含む関係市町村による設置に向けた協議検討を行う組織の立ち上げが必要と考えており、今後時期を見て西白河地方市町村会で提案したいと考えております。

本事業は、まちづくり総合計画に位置づけた事業であります。震災以前以上の復興を目指す中で、復興事業の一つとしての位置づけをして、可能な限り早い時期での実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） 7番、大木議員のジャグジーに関する質問にお答えいたします。

町長答弁でもありましたように、当初あゆり温泉の源泉を守るために温泉のほうにはお湯を全く送らないという設計でもって災害復旧工事を進めております。

ただ、その中で温泉スタンドのほうでオーバーフローしたお湯を加温のほうに利用できないかということで、現在工事を進めております。この温泉水がジャグジーのほうに利用できるかどうかにつきましては、まだ技術的な検討をしておりません。衛生面でそういったものが可能なのか、あるいは温泉水をまた新たにジャグジーへ送る工事についてオーバーフロー管のほうから持っていく工事が可能かどうか、こういったところが検討課題になるかと思っておりますので、現在のところまだそこまでの検討する段階には至ってはおおりません。

以上で、大木議員の質問のお答えとさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（大木義正君） 温水プールのほうの再質問をさせていただきます。

なかなか利用者に町の、例えば検討している内容とか、あとなぜ例えば10月に1カ月休むんだとかというのがなかなか伝わっていないというのが、私も利用させてもらっていて、いろいろ聞かれるんですけども、結局私が聞かれた部分は、私の知っている範囲、町から聞いている、知っている範囲ではお話ししますが、ほとんどの多分来ている人は何で1カ月も10月に休まなきゃならないのか、何で1月から未定と書いてあるのかとかわからない人が多いんですね。

だから、震災で源泉が低下して、プールのほうにまで送るとちょっとあゆり温泉のほう心配だということはおわかりですけども、やはり長く休む場合とか、あとこれから例えば今先ほど答弁であったように、ボイラーの能力を検証したりとか、冬場の燃料費がどのぐらいかかるのかということも検討するということなんですけれども、そういうことも管理者との話でプールの中の掲示板がありますので、そこに今こういう、例えば検討、これから1月、2月、3月は検討していきますとか、例えば審議会を開くんだったら、審議会の中でこういう、例えば料金とかこういうのも今話し合いをしていますとか、そういう流れをもっと利用者がわかるように努力すべきじゃないかと思うんですね。情報の開示というか、そういうのがないと、たまたま私が議員で行っている、私の顔を見る人はいろいろと聞いてくるんですけども、それじゃない人は本当に何で急に休んでみ

たりとか、長く休んでみたりとか、何で1月からやらないとかとこういふ話がいっぱいあるので、その辺をやはりもっと努力をすべきじゃないかと思えます。

あとジャグジーの話は、課長のほうから今お話を伺って、今の現状ではなかなか難しいのかなと思えますけれども、利用していた中にはジャグジーでプールで泳ぐのと一緒に、ジャグジーで温泉に入れるので来ていたという人もいて、その人がやっぱり何人かですけれども、温泉がないならもう来ないと言って、それから来なくなったということも現実にはあります。

だから、もし可能であればやはり今までどおりなジャグジーにも温泉水がいけるようなことがもしできるんだったら、そのほうが利用者には喜ばれるのかなと思えます。

あとバスストップは、やはりこれからもっと需要がふえてくると思えます。そして、例えば新しい企業、新しくなくても今ある企業で働いている方もそうでしょうけれども、例えば都心に首都圏に帰るといふときに、新幹線だと、例えば新白河から乗る場合にも1時間前ぐらいに出て行って、駐車場に車を置いて、それから駅に行ってといふようなかなりの時間的ロスも考えなきゃならないんですけれども、例えばバスストップが近くにあれば、そのバスストップまでいく時間を考えて、仕事を終わってすぐ行けるとか、そういうメリットも多分将来的には出てくるんじゃないかと思うので、やはりそこにできれば矢吹町が一番メリットが出てくると思うので、やっぱりほかの市町村の協力も当然必要ですけれども、やはり矢吹町が主導を発揮して、積極的に進めていってほしいと思えますが、その辺もお伺いします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目のプールの件でございますが、おただしのように休業した理由、さらには再開の見通し、これらについて情報の開示というものが不十分ではないかといふようなことでございますが、そうしたことがあったことについて深くおわびを申し上げたいと思えます。

今後は、休業した理由、なぜ1カ月も休まなくちゃいけないのか、そうしたことの理由、さらには今後の見通し、できるだけ町の方針が議員の皆様の理解を得た上で、決まり次第速やかに報告をするなど、そして住民、さらに利用者に周知徹底するなどの努力をしまいたいといふふうに考えておりますので、ご勘弁いただきたいなといふふうに思っております。

さらにジャグジーの件でございますが、先ほども保健福祉課長から話がございました。町としては、可能な限りそうした利用ができる方向性で協議を深めているということでご理解をいただければと思えます。すぐにといふ対応が難しくても、あらゆる手法、そうした手段を講じながら、利用者の方に今までどおりサービスが提供できるようにしまいたいといふふうに考えておりますので、この件についてもご理解をいただければと思えます。

バスストップについては、大木議員のおただしのように、全くそのとおりだと思います。矢吹町に多くのメリットがあるといふことを含めて、この設置の必要性は十分に理解しております。

なお、震災前ですね、町村会で何度も話をさせていただいて、またNEXCOの関係者とも私自身もじかに

話をさせていただきました。西白河の町村会としましては、全面的に協力したいと、泉崎村としても用地の提供も含めて協力体制を築きたいというような、そういうお言葉もいただいておりますが、今回の震災は非常に残念だというふうに思っておりますが、できるだけ早く矢吹町が主体的にリードする形というようなことでございますので、そうしたことを含めて、今後さらに設置に向けて鋭意努力を重ねていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○7番（大木義正君） ありません。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、7番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

◇ 熊 田 宏 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

初日の最後ということで、なるべく早目に終わらせたいと思っておりますが、よって簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、震災直後から町長を本部長とされ復旧作業に当たられた職員の皆さん、消防団員の皆さん、関係団体の皆さん、本当にありがとうございました。まず御礼を申し上げ、感謝させていただきます。

それでは、同僚議員と重複する点多々ありますが、質問をさせていただきますので、答弁方よろしく願い申し上げます。

一般行政、教育行政、大きく1点、それぞれの項目数点ございますが、一般行政1点目、震災後の町民の安全と安心確保についてということで質問させていただきます。

①番、町民の日々の生活における安全と安心確保のため、町はどう取り組んでいるか。また、除染に対する考え方とその取り組みはということでお聞きします。

現在、我が町内また福島県内に住む住民の方、県民の皆さんは、被災された住宅や仮設住宅での日々の生活を送っておられます。日々の生活を明るく楽しくするのは、喜びがあることです。また、その前提として不安や危険がないこと、つまり安全と安心の確保が求められると思います。行政の使命は、町民の生命と財産を守ることであり、安全と安心の確保は大変な重要なことでもありますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

②番、現在の町内農産物の出荷額及び商工業の売上高は、震災前と比較しどう変わったか。また、今後の町としての対策はということでお聞きします。

連日のマスコミ報道のトップは、常に大震災または原発、ときどき政治家の不祥事ではありますが、特に原発関連については、日々新たなニュースが流れ、町民、県民の方におかれましても、またこういうニュースかと

いうことで落胆されていることでもあります。その報道により町内の農商工業に与える風評被害また実被害は周知のとおりであります、その辺をご答弁をお願いいたします。

③番、町民が安心して生活するためには仕事を持つことが重要な要素である。町民の仕事の確保に今後どう取り組むかということで質問させていただきます。

大震災以降、職を失った方もあり、今後の再就職が当面の問題であるという住民の方がいらっしゃいました。当町においての仕事や職を求める方の対応を伺いたいと思います。

④番、大震災以前と比較し、各税の税収に増減はということでお聞きします。また、その増減により町財政に与える影響とその対策はということでお聞きします。

先日、役場から固定資産税の減免の文書をいただきました。税金が減免されるということは、税収がすなわち減るということであります。また、一方ではたばこ消費税が値上げによりふえるというふうな話も伺いました。その辺のご答弁をよろしくをお願いいたします。

⑤番、先日の復興祭は大成功だったが、今後の復興に向けての取り組みはということでお聞きします。文面だけ見ると、復興祭の取り組みに聞こえますが、町の復興についてということであります。

今後の復興については、初日の町政報告の中で、町長が矢吹町復興ビジョンについて触れられております。その中でも町民の皆様の意見を一つの柱としながらも、町長の将来の矢吹町はかくあるべきだという強いビジョンをもう一つの柱として復興ビジョンを策定すべきではないかというふうに思いますので、ご答弁をよろしくをお願いします。

2番目です。教育行政ですが、大きな2番、震災後の町内教育施設での児童・生徒の安全確保策についてということでお聞きします。

①番、学校や家庭での安全に対する考え方とその取り組みはどのようにするのかということでお聞きします。やや抽象的な表現で申しわけなかったんですが、子供たちはこの町の無限の可能性を秘める大切な宝物であります。同僚議員からも同様の質問がありました。教育並びに環境の充実が大切であります。その安全となる基準の考え方を伺い、その取り組み方について伺うものであります。よろしくをお願いします。

②番、各小・中学校においての児童・生徒の生活態度は、通常に戻ったのかということでございます。

私は月に2回ほど朝の読み聞かせで学校に行かせていただいています。子供たちを目の前にして絵本を読ませただくんでありますが、また器楽クラブの保護者としても子供たちの顔を見ています。震災以前と全然変わりなく元気に感じておりますが、教育現場の先生方はどういうふうにとらえているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

最後③です。学力向上推進の取り組みはそろそろ結果が求められる時期ではないか。その経緯と今後の方針はということでお聞きします。

先ほど同僚議員の質問の中で、順番で5番目で13.5%ぐらいなので余り重要ではないのかもしれませんが、やはりある程度の学力があつての上の思いやり、心の強い子、友達の多い子、協調性のある子ということがあると思いますので、やはり学力も一番ではないかもしれませんが、ある程度の学力が必要だと思いますので、結果をそろそろ出していただきたいと思います。一朝一夕にできることではないというふうには承知しておりますが、そろそろ取り決めに始めてかなり時間がたっておりますので、その辺のご答弁をよろしくお聞きしま

す。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、答弁をさせていただきます。

9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、震災後の町民の安全・安心確保についてのおただしであります。東日本大震災は矢吹町でもこれまでかつてない大きな被害を及ぼし、多くの町民の皆様が被災されました。町といたしましては、一日も早く震災以前の日常生活を回復するよう、生活再建の支援と社会生活基盤の被害の復旧、復興に向け、最大限努めているところであります。

町民の皆さんの安全・安心の確保は、まず復旧事業を早期に実施することであり、一方では今回の大震災における避難所設営、給水活動などの応急対応の検証を踏まえた地域防災計画の見直しを行い、改めて総合的な防災体制の再構築を行う必要があると考えているところであります。

これまでに町民の皆さんから防災のために備えるべきことについて多くの意見をいただきました。現在震災の応急対応、応急復旧についての検証を進めておりますが、できるだけ早い時期に新しい地域防災計画を策定し、計画的な防災体制の再構築により災害に強いまちづくりを推進し、町民の皆さんの安全と安心を確実に確保するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、除染についてであります。福島第一原子力発電所事故による放射性物質による拡散は、発生時から現在まで減少傾向にあるものの、空間放射線量は依然として事故以前より高い数値にあり、安全とは言いがたく、いつ収束するのか先が見えない放射能との闘いであり、

町といたしましては、詳細な放射線量の測定とその結果に基づく除染は、町民の皆さんの安全を確保するとともに安心していただける状態になるまで継続していかなくてはならないことと考えております。これまで教育施設、公園施設、各地区集会所などでの定期的な放射線量の測定を行ってまいりましたが、さらに詳細な測定が必要として、現在まで町内150カ所の測定を実施しております。

今後は、この詳細測定を継続し、町民の皆さんに正確な情報をお知らせするとともに、今後策定を予定する除染計画に反映させ、効果的な除染活動を進めてまいりたいと考えております。

町としての除染の取り組みは、国・県の方針に沿った対策、対応をとることが必要とは考えますが、町として町民を守る必要があると判断した場合には、独自の対策を講じることも当然と考えております。

国では、来年1月1日に放射性物質汚染対処特措法を全面施行とし、詳細な運用方針等を示す予定としていますが、これらの動向を注視しながら、町として実行すべき対策を位置づける除染計画の策定を進め、それに基づく除染活動を実施し、一日も早く町民の皆さんの安全を確保し、安心して毎日を送れるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内農産物出荷額及び商工業の売上高は震災前と比較しどう変わったか。また今後の町としての対策についてのおただしであります。初めに、震災前の平成22年度における町の農業産出額は52億6,000万円と

公表されております。

なお、震災後の公式統計は発表されておきませんが、震災の影響により本町の水田では約6割に当たる約900ヘクタールが作付不能となったこと、また原発事故に伴い放射線の暫定基準値を超過したため、出荷制限等により蔬菜農家や畜産農家も大きな減収であったこと、追い打ちをかけるような風評被害による影響があったことなど、出荷額等への影響が懸念される状況でありました。

震災後の主要生産品目の市場等における概況について、JA東西しらかわ農協の説明では、3月から5月までは出荷制限や風評被害による影響がありましたが、6月以降のトマト、キュウリ、インゲン、ブロッコリーなど主要生産物取引価格は昨年と比べても大きな影響がなかったものの、他県のそれらの市場価格と比較すると全体的に1割程度の低価格で推移していると伺っております。

また、米の輸出については、全面的に停止しているとの見解でありました。

今後の対策としては、今年度に引き続き来年度も農家戸別補償制度の充実や、被災農家に対する町単独支援制度について検討するとともに、一日も早い原発損害賠償請求及び支払いが実施されるよう支援し、現在策定中の復興ビジョンに基づいた被災農地の完全復旧に努め、必要に応じた農地の除染を実施しながら農業基盤の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業の売上高についてであります。平成19年商業統計調査による商業年間商品販売額は234億2,700万円となっております。これら金額と震災後と比較する数値について統計等の公にできる調査が行われておりませんので、正式なものではありませんが、町商工会の店主等からの聞き取りによりますと、おおよそ4割減収になっていると伺っております。

次に、平成21年度工業統計による工業製品出荷額は415億6,000万円となっております。先月私が直接訪問させていただいた企業での聞き取りによりますと、いずれも大震災による建物の被災、設備、機器等の損壊等による休業や、原発事故に伴う放射能風評被害での取り引きや購買の落ち込みが原因となり売り上げに影響があったものの、全体的には前年対比で8割台まで回復していると見ております。

今後の町としての対策については、町商工会が策定した矢吹町中心市街復興計画を踏まえ、町の復興ビジョン、復興計画を位置づけながら、各種施策を打ち出し、具体的な事業を展開することで、町に活気を取り戻すことができると考えております。

あわせて、県の中小企業等復旧復興支援事業や、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業による補助金決定額の10%町上乗せ補助事業や、県の福島復興特別資金及び震災対策特別資金の融資に伴う信用保証料に対する保証料補助事業など、町単独事業として事業所支援を行い、商工業の一日も早い復旧と、今まで以上に活気のある商店街の実現に向け、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の仕事の確保に今後どう取り組むかとおただしであります。雇用対策として町が開設しております町無料職業紹介所における求人登録者数は36人、それに対し求職登録者数は227人となっており、有効求人倍率は0.16倍であります。

なお、ハローワーク白河は0.78倍、県平均は0.68倍となっております。

大震災後の町無料職業紹介所における3月末時点での有効求人倍率は0.11倍であったため、0.05ポイントは伸びてはいるものの、非常に低い状態であり、危機感を抱いているところであります。

主な要因としては、求人の内容が主に医療関係となっている中、求職の内容として製造業が多く、次いで一般事務となっているため、求人と求職のミスマッチが一つの要因と考えており、製造業の求人開拓を進めてはいるものの、依然として続く景気の低迷と大震災、原発事故による放射能風評被害での取引や購買の落ち込みが原因となり、求人をいまだ見送る経営者もあり、低水準の状態が続いております。

今後、これらを解消するため、事業所に対し、さらなる求人を要請するとともに、企業訪問等を実施しながら、既存のテクノパーク工業団地への誘致を進め、第二苗畑に予定されている県営工業団地についても、早急な整備を強く県に要望し、雇用確保を強固なものとしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、税収についてのおたただしであります。各町税等の課税につきましては、1月1日現在を基準日とし、町民税及び国民健康保険税は前年中の所得により算出し、固定資産税は当該年度の課税標準額により算出することになります。

今年度当初におきましては、各種町税等例年どおりの課税をしておりますが、今回の大震災により甚大な被害を受けた納税義務者につきましては、担税力の低下を考慮し、6月議会で議決をいただきました各町税等の減免条例に基づき、税の減免を実施いたしております。

11月末現在における減免状況としましては、町民税調定額5億3,800万円に対し5,723万円、率にして10.6%の減免、固定資産税調定額12億3,400万円に対して7,867万円、6.4%の減免、国民健康保険税調定額5億1,400万円に対し7,841万円、15.2%の減免となっており、税総合計では22億7,700万円の調定額に対し2億1,431万円、率にして9.4%の減免となっております。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、調定額8,831万円に対して1,858万円、21%の減免、介護保険料調定額1億3,401万円に対し2,723万円、20.3%の減免となり、保険料総合計では2億2,233万円の調定額に対し4,581万円、率にして20.6%の減免となっております。

平成24年度以降の町税等につきましては、大震災による農業や営業等の自営業者の所得の激減を初め、会社雇用者の給与所得についても若干の減少が見込まれることにより、町民税、国民健康保険税の減額が予想されます。また、固定資産税についても24年度評価替えにおいて震災による影響が固定資産税評価額に反映されることから、税収の減額が予想されます。

また、町財政に与える影響とその対策についてであります。歳入の大きな柱である町税等の減収については、今後復旧、復興事業を進める中で、原子力災害に伴う放射性物質の除染対策や想定外の費用が発生することも予想されることから、これからの予算編成においては、大きな影響を受ける状況にあると認識しております。

こうした減収に係る財源措置として町民税や固定資産税の減収分1億3,520万円の対応としましては、東日本大震災に伴う地方税等の減免及び地方税法改正等の施行により、地方税等の減収額を補てんするための地方債、歳入欠陥債を発行することが可能となります。歳入欠陥債は、その元利償還額については、75%を普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入するとともに、その残額は財政力に応じて最大20%を特別交付税で措置されることとなります。

また、国民健康保険税の減免分の対応としましては、退職被保険者分を除く7,661万1,000円のうち、特別調整交付金で20%に当たる1,532万2,000円、災害臨時特例補助金で80%に当たる6,128万9,000円が補てんされま

す。後期高齢者医療保険料の減免分の対応としましては、保険料の減免分1,858万円を、後期高齢者医療広域連合負担金で相殺する対応となっております。

このように歳入を補てんする国の有利な制度を活用することと、復旧復興事業についても補助率のかさ上げなど強く要望しながら、特定財源の確保に努め、町民の皆さんの負担が増すことがないように、最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、先日の復興祭は大成功だったが、今後の復興に向けての取り組みはとのおたただしであります。東日本大震災からの復興と、放射能による風評被害を払拭するため、町、商工会、JA東西しらかわ、JAしらかわの共催にて、矢吹球場をメイン会場として10月22日に矢吹復興祭を開催いたしました。農商業関係団体を初め、町内外の皆様64団体が一堂に集結し、飲食コーナーやフリーマーケット、物販などのブースが出店されたほか、中畑清さんによるトークショー、サンバショー、白河青年会議所によるアンパンマンショーなどの多彩なアトラクション、また地元農産物をふんだんに使用した復興なべや復興もちの無料配布、牛、豚の丸焼きなどの目玉コーナーもあり、悪天候にもかかわらず来場された約1万人の方々を大いに満足させる内容でありました。

さらに、オープニングセレモニーでの地元小・中学生による復興への誓い、フィナーレの復興花火が矢吹町の今後の力強い復興へ向け、参加団体の皆様や来場者の心を一つにさせる意義深いものでありました。

今回の復興祭の大成功は、参加団体の皆様や来場された方々を初め、町民が一丸となり取り組んだたまものであらうと推察いたします。ご協力をいただいた皆様に対し、この場をおかりし、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そして、これを契機とした今後のさらなる町の復興についてとのおたただしであります。復興に向かう基本的な考え方につきましても、これまでに実施した町民の皆さんからの意見書集約を踏まえ、復興ビジョンの策定作業を進めてまいりました。想定される復興の姿を7つの柱とし、それらを実現するための政策施策を位置づけたものとしております。

この復興ビジョンにつきましては、町民の皆さんに内容をお知らせし、共有して、町民一丸となって取り組めるよう、年内の策定に努めてまいりたいと考えております。

また、再度ご意見をいただきながら、具体的な方策として復興事業の内容、スケジュールを明確にした復興計画の取りまとめを来年3月までに終了し、その内容を来年度当初予算に確実に反映させ、可能な限り早い次期での復興を目指してまいりたいと考えております。今後の復興への道のりは長く、険しいものであらうとは想像にかたくありません。

しかし、復興祭において震災からの力強い復興を誓い合った町民の皆様とともにその困難に立ち向かい、町が目指すべき将来像、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指し、全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

学校や家庭での安全に対する考え方として、その取り組みについてのおたがしであります、議員の皆様のご理解、ご支援のもと学校施設等は中学校改築及び耐震補強工事が完了していたため、構造体力上の大きな損傷はありませんでした。

しかし、内外装材や電気、給排水設備、舗装、側溝等が被災しました。これらの被害については、今年度中の復旧工事完了を目指すとともに、大規模改修等の年次計画を作成し、より一層安全な学校施設整備を行いたいと考えております。

また、放射能対策は、震災後家庭での生活について情報を提供して安全・安心の確保に努め、学校施設等については表土除去や校舎等の高圧洗浄により、通学路についても行政区を中心に実施していただいた放射線低減クリーンアップ作戦により、安全な教育活動を行える放射線量まで除染できたのではないかと考えております。

なお、安全指導につきましては、地震はもちろん、津波も含めて防災、避難の指導を行うよう小・中学校長を通して指導しているところでありますが、総合的な指導内容については、24年度中に策定したいと考えております。

さらに、今後は学校給食の食材の放射線測定や継続的な空間放射線測定等によるホットスポット対策等を実施し、随時公表することにより、より安全・安心な学校施設にするよう努めてまいります。

さらに今回の大震災の際には、通信機器の障害による学校、家庭、教育関係機関の間の連絡に苦労したことから、通信手段の確保や震災時の教職員の役割分担、学校と地域の連携等についても検討してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校における児童・生徒の生活態度についてのおたがしであります、震災から9カ月が過ぎようとしていますので、大部分の児童・生徒は落ち着いた生活態度で学校生活を送っていますが、心のケアが必要な子供や不安を抱える保護者もおりますので、緊急カウンセラー等派遣事業によるスクールカウンセラーによるカウンセリングや、7月から導入したスクールソーシャルワーカーによる相談、支援等の対応をしております。

ストレス障害等の心の問題は、長期にわたり継続的に見守っていく必要がありますので、各幼稚園、保育園、小・中学校、関係機関等と連携を密にし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを今後も有効に活用して、対応してまいります。

次に、学力向上推進の取り組みについてのおたがしであります、学力向上につきましては、矢吹町学力向上推進会議を中心に、幼稚園、保育園、小・中学校、さらには高校も含めてともに取り組んでまいりました。

また、幼少連携や小中連携につきましては、各幼稚園と小学校、各小学校と中学校がそれぞれいろいろな機会をとらえて取り組んでまいりました。特に平成19年度から実施された全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を受け、町全体で学力向上に向け、授業交流会実施による教師の資質向上や全国標準学力調査の結果分析、対策等を矢吹町学力向上推進会議で協議してまいりました。

平成21年からは、夏季学習会を実施し、また各小・中学校では、今年度からはこれまでの朝自習の時間をすべての学校が矢吹学びの時間として一定の課題を学習する時間として学力向上に努めているところです。

また、1月には、各学校と教育委員会事務局で、秋田、山形の学力向上対策先進地並びに読書指導先進地視察を予定しており、さらに来年度からは指導主事1名を導入していただいて、指導主事を中心に学力向上を図りたいと考えております。

学力向上対策の結果についてであります。結果の判断はいろいろの指標があり、一概には判断できないものと考えます。例えば、先ほど申し上げました全国標準学力調査によれば、矢吹町の子供たちは全国平均かそれ以上の結果を残しておりますが、全国学力テストでは、全国平均か、科目によっては下回る状況にあります。このような実態を踏まえ、矢吹町の子供たちが確かな学力を身につけ、自分の進む進路へと進めるよう、今後も学力向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 一般行政1点、教育行政2点、再質問させていただきます。

仕事に関してですが、先ほども中心市街地活性化計画とか中心市街地復興協議会について答弁がありました。白河市では、商工会議所が事務局になって県と市で補助金を出して、空き店舗対策をやられています。1階でシャッターが閉まっているお店に家賃補助をして、1年目は10カ月、2年目は8カ月、それ以降は2カ月というふうに1年間のうちで補助を出していくんですが、十数年ぐらいで十数店舗実際に店舗が出て、効果を上げているという話を伺いました。そのチラシも拝見しました。町としては同様の取り組みをされるか否か、ご答弁願います。

教育行政についての1点目ですが、放射線量、子供たちに対しての接し方というのは、とらえ方というのは両極端でありまして、専門家においても深刻化、深刻視する方もいらっしゃいますし、福井大の医師のように論文で発表されましたが、なぜ放射線のみがゼロリスクを求められるのかというような話を、また論文を機関誌に発表されて波紋を呼んでおりますが、教育長におかれましてはどのように放射線に対してのとらえ方をされているか、その辺をお聞きしたいと思います。

教育行政についての2点目ですが、学力向上についてですが、先日町内在住で町外の学校で教員をされている方とお話をさせていただきました。学力向上は、家庭の協力がなければなし得ませんというお話でした。これに対して教育長は同様に思われるか、また違うと思われるか。もし違うのであれば、どう思われているか。もし同様であるならば、家庭の具体的などのような協力があれば学力向上はなし得るのかという点についてご答弁願います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

仕事づくり、また中心市街地の復旧、復興に向けて、白河市の事例を取り上げて提言をしておりますけれども、白河の商工会議所では、県や国の支援を受けながら空き店舗対策として家賃補助をしていると。それらについて効果が上がって、既にもう十数店舗以上が新たに白河市に出店されたというような内容でございます。

れども、これらについて同様の対策を矢吹町としてはとるのかどうかというようなおたがしでございますが、そうした視点も非常に大切なことだろうというふうに思っております。

この震災以前から空き店舗対策というものは、矢吹町にとっても中心市街地の再生ということが非常に大切な視点でございました。

熊田議員もご案内のように以前TMO、中心市街地活性化事業ということで提案を商工会のメンバー有志でつくっていたということもご存じかと思いますが、その中でもこの大きな課題の1つで空き店舗の問題が出ておまして、町としましてもそうしたものに補助をしていくというようなことも含めてTMOが終わった段階でも産業振興課を中心にしながら、商工会とそういう話をしておりました。ですから、当然今回の復興計画を策定するに当たっては、そういう考え方も網羅された中で話し合いが進んであるというふうに思っております。

それ以外にもさまざまな視点で今回復興計画を策定しようということで、以前から話をしておりますように、商工会、役場職員の庁内プロジェクト、さらには各種団体、大学機関、さまざまな方たちの意見を取り入れながら、熊田議員が考えていることもあわせもってそうした復興計画の中に取り込みながら、より明るい、そして活性化できる商店街づくり、大胆な発想というような同僚議員ということで永沼議員さんのほうからも質問がありましたので、そうした視点で今回のピンチをチャンスに変えるという、そういう視点も持ちながら頑張って復興に向けて努力していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 熊田議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

放射線量に対する考え方ということで、ご質問をいただきました。

熊田議員おっしゃられるように専門家の方にもいろいろな方がいまして、私どもも少しとまどっているところもございます。どなたのどういう考えを私たちは信じていいかということですね、その辺のところは大変難しい問題があるだろうと思っております。

しかし、共通していることが1つございます。それは人工的な放射線量はできるだけ受けないほうがよいということは共通しております。あと、先ほど棚木議員からのご質問というかご発言の中に、そういうふうにおっしゃられたかちょっとあれですが、100ミリシーベルト以下には閾値がない、それも事実。要するにこの100ミリシーベルト以上を受けると健康上必ず問題が出ると。しかし、それ以下の現在のように低線量を受けて、それがこの健康に直ちに影響が出るという閾値、決まった値はない、それも共通の考えでございます。

あとは、福島県のような原発のような矢吹町のようなといいますか、低線量でどういう影響が出るかということは例がないというふうにいいますが、実は例があると今言われております。それが1つは、チェルノブイリでありスリーマイル島であり、また実は日本でも1960年代、要するにロシア、旧ソ連、アメリカ等が原爆実験等をしていたときには日本にはその程度はというふうにいわれております。

そういうことからすると、低線量の場合には、健康的な影響が、専門家はみんな言うんです。健康については直ちに影響はない。この直ちにというのが大変解釈をどうしたらいいかということはあるんですが、そういう

ことで現在のような、矢吹のようなところでは健康的に問題が出るというふうには考えてはおりませんが、しかし初めに戻りまして、できるだけ受けないほうがいいということは事実ですので、できるだけ除染できるところは除染をして、そしてそのホットスポット等があれば、当然取り除くのはもちろんですが、子供たちには近寄らせたくはないと、そのように考えております。

あとは、心身の成長の上からもバランスのとれた生活をさせたいと考えております。

2点目の学力向上については、家庭の協力ということがございましたが、私は学力向上の最大のものは何と言っても授業の充実であると。毎日、例えば小学校の5、6年生以上であれば、ほぼ毎日6時間ぐらい学校で勉強しております。その授業がいかに充実したものであるか。これは教員もしっかり授業を行い、子供たちも真剣に授業を受ける、それが第一でございます。そしてまたよく言われますように、忘却曲線というのは反比例していますので、要するに時間とともに忘却していきますので、家に帰ったら復習をする、そういう家庭学習ということも大変大事なことでございます。

そういうことから、家庭の協力も得て、家庭学習の大切さということも保護者、家庭の皆さんにもご理解いただいて、そういう1つには例えば雰囲気づくり、例えばお父さんやお母さんがテレビを見ながら、子供たちに勉強しなさいよ、これはなかなかですね、もちろん子供部屋等があればまた別かもしれませんが、そういうことで、例えば食事が終わったら勉強させたいというのであれば、親は、じゃその間読書しましょうとか、そういう子供も親もテレビ漬けということではない、そういうような生活も大事だろうというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○9番（熊田 宏君） ありません。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） これにて本日の会議を閉じます。

これで、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時27分）

平成23年第366回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年12月6日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号・第68号・第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号・第76号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	青山英樹君	2番	竹元孝夫君
3番	鈴木隆司君	4番	鈴木一夫君
5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	13番	根本信雄君
14番	吉田伸君	15番	栗崎千代松君

欠席議員(2名)

12番	遠藤守君	16番	柏村栄君
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 圓谷誠君

総務課長 会田光一君 税務課長 井戸沼寿量君

町民生活課長 円 谷 一 雄 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 須 藤 源 太 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 会計管理者
兼出納室長 水 戸 邦 夫 君

教育次長兼
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君 生涯学習課長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼
局長 補 佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○副議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより、前日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 青山英樹君

○副議長（栗崎千代松君） 通告7番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、早朝よりお越しいただきました傍聴席の皆様方、心より敬意を表する次第でございます。ありがとうございます。

早速、通告によりまして質問をさせていただきます。

同僚議員からも同様の質問がなされておまして、重複する部分があるかと思いますが、私は私なりの視点で質問をさせていただきますことをご了承ください。

さて、初めに放射線の低線量被曝による健康被害への対応について質問させていただきます。

政府内におきましても、長期低線量被曝について検討が始まり、内閣府に設けられました低線量被曝のリスク管理に関するワーキンググループからそろそろ報告が出てくる模様であります。この低線量被曝による健康被害は計り知れないのが実態でありまして、二世帯、三世帯への健康被害がチェルノブイリからは報告されております。チェルノブイリでの事例を申し上げますと、症例としましては色盲、色弱、あるいは妊娠性の貧血、臓器の悪化、そして虚弱体質などが挙げられていますが、わけのわからない不調といったものも多いとされております。

問題は、被曝による健康被害かどうかという因果関係が科学的に証明され、どのように補償されるのかということ。チェルノブイリで被曝し、放射能の影響で甲状腺がん、または小児がん等になっている大人、子供の数は過去、現在を含めて5万人から6万人いると言われております。しかし、ソ連政府に被曝による疾患と認定されている患者はおおよそ10分の1の5,000人から6,000人と言われております。

過去の事例からもわかるように、被災認定は認定されるまでの過程がなかなか困難であり、そして無慈悲なものでございます。20年も過ぎて生まれた子供の様子がおかしいと訴え出ても、母親が20年前にチェルノブイリ周辺、もしくは放射能に汚染された場所にいたか、歩いていたか、住んでいたのかを証明するのに記憶だけでは政府は受けつけてはくれないと思います。ですから、訴訟になってくるわけでございます。国内におきま

しても、水俣病がそのような事例として記憶に残っているかと思えます。

町長の答弁等によりますと、県・国の動向をうかがうということでございますが、それも必要であることは間違いございませんが、県・国にできなければ、それは町民と最も身近な町がやらなければならないのではないかと考えるのが町民の思いではないでしょうか。県では、被曝線量を推定する目的で県民健康管理調査を実施しておりますが、なかなか上がってこないということが新聞でも報道されておまして、低調に終わっているのが実情でございます。

また、政府は現在原発事故の健康被害に対して積極的に補償しようという動きは見られておりません。飯舘村では、今は何となくとも10年後、20年後の補償を考え、若者でつくられたグループが健康生活手帳を配布しているといます。当町において、低線量被害への対応として飯舘村に見る同様の被曝手帳などの発行は考えていないのか、お尋ねいたします。

次に、低線量被曝のリスクを回避するためにも除染への取り組みについてお聞きいたします。

放射線量が高い警戒区域や計画的避難区域は国が除染を行い、そのほかは市町村で計画を立てて実施するとしております。除染を主体的に行うべきは国・県・町なのか、あるいは被害者としての東電なのか、いわゆるまたは受益者負担となるべき町の町民、個人なのか、これをどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

また、公共施設や公道に限らず、個人生活空間や農地の除染についても考えをお示しいただきたくお願い申し上げます。

除染費用に関しては、除染費を国が負担するのは自治体が除染した場合とする政府方針でありまして、8月5日公表の東電による損害賠償の中間指針にも除染費が損害賠償の対象とは明示されておりません。財務省は個人住宅の除染は今後市町村と相談して決めていくと後戻りの状態であります。飯舘村では9月28日除染計画を発表し、2年後までに宅地、5年後までに農地、20年後までに森林を除染するという計画を立てております。生活空間、農地などの除染が望まれる中、費用面も含め、今後どのような除染が進められていくのか、お示し願いたく存じます。

最後に、復興への必要条件としてスピード、そして社会各要素のパイを大きくするということが挙げられております。パイというのは分かち合うべき社会の富と抽象的ではございますが、そのような概念であろうというふうに規定されておりますが、さまざまな分野において規模を拡大させていくことが復興につながるものと考えられております。特に、農業、商業、工業を中心とした経済分野の富を広げるには、具体的にどのような政策をもって取り組むのかを伺いたく存じます。

野崎町政ゆえの独自性、アイデンティティに富んだ具体的な施策をお示し願いたくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、1番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、飯舘村でつくられた健康生活手帳と同様の被曝手帳の発行についてのおたがしであります。青山

議員おただしのとおり、飯舘村の若者グループ、愛する飯舘村を返せプロジェクト、負けねいど飯舘では、寄附金300万円をもとに、将来万が一健康被害や治療などが必要になった際には被曝推定値を算定したり、日常生活の中で被曝低減に取り組むための記録や健康管理のための個人個人の記録、さらには放射能についての知識を深めることなどを目的に健康生活手帳を作成したとのことであります。

県でも同様の健康調査や検査の結果を記録、保存できる、また放射線に関する知識を深めていただくための資料をつけた県民健康管理ファイル（仮称）を作成し、全県民に配布する予定と聞いております。

町といたしましては、県で作成する県民健康管理ファイルを利用し、放射線によるがん検診や甲状腺検査等の健康管理と適切な医療の確保に役立てるとともに、町民の皆さんの安全・安心のためできる限りの対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染への取り組みについてのおただしであります。東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故は全世界に福島が今回の東日本大震災の代名詞として語られるような大惨事となりました。放射性物質の拡散は広範囲にわたり、我が矢吹町にも大きな影響を及ぼしております。爆発事故以降、継続している空間放射線量の測定結果では、役場庁舎前の数値では、3月20日は毎時1.27マイクロシーベルトでありましたが、現在は0.25マイクロシーベルト前後と低減はしております。しかしながら、この数値が安全とは考えられず、町内にはこれ以上の数値が検出される地域が少なくありません。

町民の皆さんの安全・安心を確保するためには、考えられる方策をできるだけ早い時期から実施することが必要であると考えております。現在までに、多くの関係者に協力をいただきながら、教育施設につきましては校庭等の表土はぎ、施設の洗浄などを行い、また9月25日には全町民挙げての通学路を中心とした放射線低減クリーンアップ作戦を実施するなど、最も放射性物質の影響を受けやすいと言われている子供たちを守るための除染活動を行い、大きな効果があらわれたものと認識しております。また、中学生以下の子供と妊婦に対しては、ガラスバッチ式等の個別線量計を配布し、健康管理においても考えてまいりました。

町といたしましては、国・県の方針に沿った対策、対応等をとることが必要とは考えますが、町として町民を守る必要があると判断した場合には独自の対策を講じることも当然と考えております。

私は、この放射性物質の状況、放射線量の低減の取り組みについては、原因者である国及び東京電力の責任のもと行われることが原則であると強く考えております。責任、つまり費用負担につきましては、現時点では国、東京電力が示す方針では不透明な部分が多くありますが、来年1月1日に全面施行となる放射性物質汚染特措法の詳細な運用方針等を注視しながら、町として実行すべき対策を位置づける除染計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

私は、これまで町長の職を2期務めさせていただき、行財政改革、財政再建という厳しい課題に携わってまいりましたが、いずれにおいても、考え方の根底には町民の皆様の幸せ、町民の皆様の負担の軽減が根底にあることを申し添え、答弁とさせていただきます。

次に、復興への必要条件である産業振興策についてのおただしであります。復興に対しては住民のに対し行政がどのように対応すべきかを的確に判断し、適切かつ迅速に対応することが望まれているものと考えており、短期的に対応するもの、中・長期的に対応するものの検討を行いながら計画的に取り組む必要があると考えております。

農業は本町にとっての基幹産業であり、農業再生が極めて重要であると考えております。パイを広げるには農畜産物を生かしたブランド化やアンテナショップ等の活用を視野に入れながら、農業後継者の確保、特産品の開発や市場開拓等により農家の所得を向上させることが何よりも大切なこととあります。それには、後継者に対する営農指導を初め、国・県の農林関係補助金に対する町の上乗せ制度や農家戸別所得補償制度の加入を推進することが望ましいと考えております。

また、産業復活発展のための条件づくりとして、再生可能エネルギーの活用を図りながら、施設園芸や復興特区構想に基づく土地利用規定の緩和や耕作放棄地の活用を推進してまいります。

次に、経済分野のパイを増やすことの施設として、既存のテクノパーク工業団地への企業誘致を強力に進めるとともに、西白河市町村会の総意として、9月30日に知事へ要望した新たな県営工業団地について早急な整備事業が着手できれば、生産力と雇用確保が強固なものとなることにより、経済分野のパイが広がるものと考えております。

次に、商業については新たな民間活力の導入も検討し、あわせて商業者への支援策として中小企業等復旧復興事業や各種制度資金等のあっせん及び災害資金の保証料補助制度の創設を行って事業者を支援してまいります。

また、商店街中心市街地の復興策として、町商工会の矢吹町中心商店街復興計画を町復興ビジョンへ十分に位置づけながら、中心市街地の復興を推進することで活気にあふれ、人々が集う町並みづくりが可能なものと考えております。

このように、スピード感を持って経済分野のパイを広げる施策を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（青山英樹君） まず、私、再質問しますが、今回地方選もございまして、県議会議員選挙があり、また大阪では市長選と知事選がございました。投票率を見てもかなり今回の県議選のほうは低かったんですけども、このような状況を見て評論家たちでもって何が話されているかという、震災があり、放射能に悩む県内においては、一般的な県民、町民も大方そうなのかもしれませんが、望まれることというのはやはり将来を見据えて具体的に何をしていくのか。それを今きちんと考えられる政治家はいるのだろうかというふうに評論家の方々、おっしゃっている方が多くおられます。これは、恐らく私も地震に遭いまして、個人的な部分でもそのように思うことがあります。

それらから考えていきますと、健康を守ること、それから除染に関しても、あるいは復興に関しても、今言ったように将来を見据えて具体的に何をしていくのかを考える政治家が欲しいというところに帰結するのではないかというふうに思います。

そしてまた、これスピードが非常に大事です。このあとの特措法ですか、特別措置によったあとで策定するというのではなくて、これもう9カ月たっていますから、放射能を浴び続けておりますので、これはもっぱら危険性の認知が高ければ高いほど、もっと早急に独自に行政マンではなく政治家としての町長が何らかの方

法があってもよかったのではないかというふうに思うところでございます。

例えば、88年前の関東大震災でよく比較されますけれども、当時の東京市長、後藤新平が復興委員の総裁になったと思いますが、当時で3兆円のお金を投下しておりまして、それによって人が生き延びるための町というのをテーマにグランドデザインをしているわけです。当時の3兆円といったらかなりのお金でございまして、今回震災ということでは千年に一度とも言われる今回の大きな被害をもたらした地震でございまして、東京と当時のようなことができないのかなと、町長の権限を遙かに逸脱する大きなものなのかもしれませんが、そういう意味において具体的な方策はないのかと。例えば人口を増やす上においては、被災者の方々、避難された方々にはまことに申しわけないんですが、やはり現実を直視して見ればなかなかすぐに帰還するというものでもないすれば、我が矢吹町においては、そういったものをすべてプラス的思考に変えていって、そういう方を受け入れる態勢をつくっていく。

同時に、当然廃炉に向かっていくものと思われませんが、原発の廃炉に向かっていくお金に関しては7,000億円、8,000億円とも言われております。とするならば、そういったものに対しての拠点、あるいは世界でもって廃炉に向けた技術、そういったものをどんどん無償でもって町に受け入れていくとか、そういった大きな意味での将来を見据えて具体的にどんなことを歩んでいったらいいのかというようなものはないのかというふうに思っております。

例えば、農業に関しましても福島空港があり、この矢吹町の立地条件というのは非常にポテンシャルが高いと、これは皆さんも重々承知の上だと思います。ところが、これを生かすためにはどうしたらいいのかと。中には、町民の中には福島空港もあり、ソウル、上海においては午前中でもって6時間もあれば市場まで届ける位置にはあると。とするならば、検疫の問題があるならば空港で検疫をせずに町に簡易の検疫所等を設けるなりして、そこを出発点にして新線な野菜等を送る方法もあるのではないかと、そういったものをデザインしながら、同僚議員からの質問にもありましたが、夢、希望等を含めたような、そういう野崎町政のアイデンティティというものは持ち得ないのかと。いわゆる、県が、国がということに従っていくのであれば、行政マンの皆様方の範囲で終わってしまうというふうな意見もあるわけございまして、やはりここは町長としての政治家としての目標として、ぜひとも独自性を持った、そのようなビジョン、骨子ではなくて本当のビジョンというものをお示しいただけないかというふうに考えるわけでございます。

何度か県・国がという言葉をお聞きするんですが、やはり県・国がだめであれば、これは町がやっていかざるを得ないだろうと思うんです。そういう意味においては、例えば起債をするにおいても、やはりそれが町民のほうに返ってくるのか、自分たちのために使われるお金を借金するんだ、それが目に見えて自分たちの利益、町の利益に返ってくるんだというものであれば、また違う認識を町民は持つものでありますし、そういうところでの提示、政治家野崎町政としての提示というものがあってもよろしいのではないかというふうに考えます。

実際に、気仙沼とか石巻の場合には政府を頼らずに漁港を再開したという事例がございまして、今、本当に必要なのは、このポテンシャルの高い矢吹町において考えられること、あるいは夢を託して、今までの既存のものを伸ばす、それも一つの手でしょうが、または違った意味での将来を見据えて具体的に何を構築していくのか、そういう町長としての政治的なビジョンがあればお示しいただきたいというふうに思っております。その点についてお答えいただければありがたく存じます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

私と全く同じような考えでいることを、まず申し添えさせていただきます。全くそのとおりだというふうに思います。私自身もそういう政治姿勢で臨んでいるつもりですが、どうもなかなか私の本意が青山議員に伝わらない、もう少し協議を深めていくことがまず最初に必要なのかというふうに思っております。

先ほどもお話がありましたように、今、政治に対する不信任感というか関心の薄さというものは非常に私も問題視しております。県議選においてというような、そういう例え話がありました。ただ、この投票率の問題については私自身も非常に心配しております。政治に関心を持っていただくということで、私自身も町内数十社ある企業訪問をさせていただいて、県議選さらには投票率アップのために、関心を持っていただくために五十数社歩かせていただきました。

これについては、企業の現在の動向を含めて、あわせて歩かせていただいたんですが、その際にも県議選に、政治に興味を持っていただくようにぜひ工場長、社長のほうから話をしていただけませんか。多少、近隣の町村から比べれば投票率も矢吹町は高かったのかなということで、そういう点では私も一定の効果はあったかなというふうに思っております。

なお、除染に対して、さらには私の今後のまちづくりの復旧・復興に対するそうした基本的な考え方、ビジョン、具体的なものを出せと、夢と希望を、そして独自性を持った、主体性を持ったアイデンティティをということについては、これについては前々から、きのうからの議員さんの質問にもお答えさせていただきましたように、それを今、皆さんの知恵を、私自身の考え方ももちろんあります。しかしながら、議員の皆さん、町民の皆さん、商工会の皆さん、多くの皆さんの知恵と情熱を、それを復興ビジョンにまとめ上げて、それを復興計画にしていくということでございますので、それが今私が最も政治課題としている公約でもあり、私自身の政治姿勢でもありますので、そうしたことをまずご理解いただければというふうに思っております。

一つ一つ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

復旧については、道路、上下水道、さらには農地、そういったものについてはいち早く町民の理解と協力のもとに、他の町村に比べても引けをとらない形、スピード感を持って対応できたのではないかなというふうに思っておりますし、また生活基盤の安定ということで、生活支援のために国から、県からの支援金、義援金、そうしたものについても迅速かつ正確性を持って対応できているのではないかなというふうに思っております。何せ件数が非常に他の市町村に比べて多いにもかかわらず、スピード感を持って、そして町民の目線に立った形で、そうした支援もできたと思いますし、また一部損壊、さらには半壊以上の災害において国・町の負担、そうしたものについて多少おくれたにせよ、町民の要望にこたえる形でできたのではないかなというふうに思っております。

何よりも、農地についてはパイプライン、これはいち早い土地改良区の役員の方の皆さん、相談員の皆さん、さらには町民の方の皆さんの意見を踏まえて迅速な対応ができて、国の直轄事業として、さらには国の補助金も最大限に生かす中で、町民のさらに農家の皆さんの負担が少ない中で作業が、工事が迅速に行われているというこ

とについては大変うれしく思っております。

除染についても、表土はぎ、他の町村からなぜ矢吹はそんなに早くやるんだと、そういうお叱りを受けながら、独自性を持って対応できたと思いますし、放射能洗浄、これも他の市町村になく、近隣の町村になく、いち早く対応してきたと思っております。

さらには、これは国でやるべきこと、東電でやるべきことということでございますが、これを待っていたのではなかなかできない。国、東電を頼りにしても、国に県が、東電がやっていただかなければ、町として独自性を持って、スピード感を持って対応しなければならないというような、そうした判断で、そうした除染活動については町民の理解、行政区の理解、そして議会の皆さんの理解のもとで対応させていただいたというふうに思っております。

さらには、農業の問題にも触れておりましたが、若い農業者も立ち上がってきました。独自化という形で農商工一体となった農業の発展、商工業の発展というものができないかということで、農業先がけ塾、ぐるぐるノーカーズが立ち上がって、今すばらしい活動をしております。

これを如実にあらわすものとしては、新規就農者が他の市町村に比べて矢吹町は非常に数が多い、これを見ても今農業者が置かれている立場を十分認識した中で、不安を持った中で、矢吹町と農業者、商工業者、それらの意思が結集した形であられた成果ではないかなというふうに思っております。

町民本位、町の利益、町民の利益、そのために町はスピード感を持って、町の独自性を持って、そうした視点に立って、通常60億円の町の予算を40億円に膨らませました。青山議員も何度も臨時議会をもって補正予算を組まれたこと、これはすべて町民本位、町の利益、町民の利益につながるものという、そういうシグナルのもとに町の補正予算を皆さんのほうにご提案させていただきましたし、青山議員も賛同いただいたというふうに理解しております。こののちも、農家、商工会の皆さん、さらには町民の利益につながるような形で精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

重ねて申し上げます。復興ビジョン、復興計画については、皆さんの総意を取り入れた中で、もちろん私のアイデンティティ、リーダーシップを発揮しながらつくっていくことを重ねて答弁をさせていただきながら、青山議員の再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（青山英樹君） 自己評価100点ということで、私も町民の皆様にはそのようにお伝えしていきたいと思っております。

それで、例えばビジョン等を示すということに関しましても、例えば町民の声がありますが、こういうときでもないといけないのではないかと。と言いますのは、本当に中央商店街の状況でございますけれども、この際広い道路を通すなり、そういう整備をこの機に考えてみてはいかがではないのかというような意見が出ております。こういったものに対してはどういうふうに考えているのか。

いわゆる、先ほど東京の例を挙げましたが、関東大震災によりまして江戸城下の曲がりくねった城下町の町並みを一変させてしまったようなことがあるわけですね。そういったものを踏まえていった場合、解体した家

屋等がところどころ歯抜けのように出てきておりまして、そういう意味では新しいまちづくりを、既存ではなくて、地震によって起きた状況を踏まえて、ここからさらにステップアップをしていくという意味においてのジャンプをしていくためのグランドデザインというのもしてみたいかということでございます。そういったものについてどういうふうに思うのか、お聞きしたいと思います。

また、除染等に関しても、国、東電がやるのが当たり前ということでございますが、やはり待っていたのではいつまでたっても放射能のさらしものに遭っているわけなんですね。実際に、軽井沢あたりでは自分で除染しまして、それを東電に請求しているのではないですか。ですから、そういった意味でのスピードなりというものをやはりもう少し実直に行動に移されてもいいんじゃないかと。確かに、ビジョンというものは骨子だけは見えてきますが、じゃ具体的にというとなかなか見えてこない。あげくの果てには県・国の動向を見るという言葉に終わっているわけでございます。それが一番間違いない方法なのかもしれませんが、町民の多くはやはり何か道筋を具体的に目に見える形で示していただきたいというのが、それが先ほど言いましたように、将来を見据えて具体的に何をやるかということに期待している政治家の姿であろうと思っております。

そしてまた、除染に関して農地の問題ですが、よく最近聞かれることですが、おばあちゃんの話ですが、うちの嫁は畑でとれたものを食べずに買って来ると。せっかくつくっても子供には食べさせられないと言うような、そういう面を一家の中での話でもって、放射線量が心配でうちでつくったものが食べさせられない、食べてもらえないというようなこともよく聞かれるわけでございますが、やはりこれは自然循環で、ご存じのように海から上がった水蒸気等が山に行き、そしてまた上から下に流れてくるわけです。その循環が自然循環なわけです。そういう意味においても、除染をどこでしていくかというのははっきりしないかもしれませんが、やはり現実を直視して手をつけなければ変わらないということなんです。その意味において、先ほどの農家の話もありますが、これは代々ご先祖さまから受け継いでいく土地ですから、これを傷つけられたまま譲っていくというのは、これは農家の方々としては心にのしかかるものもでございます。

そういう意味では、今現在、文科省では2キロ四方に1カ所ですか、線量の測定が。そして、農水省では県内360カ所というような地点での測定かと思いますが、やはり隣同士でも線量が違うというようなことが実際出てきている以上、現実を直視しなければ先へは進めませんので、そういう意味では田畑1枚1枚の線量というものを測っていくということを積極的に、前向きに出していくということも非常に大事ではないのかというふうに思います。そういった部分での行動も野崎町長ならばとれるのではないかとこのふうにも思います。

また、廃炉に向けて福島県はどんどん進んでいくわけでありまして、その中でも、この矢吹町のポテンシャルは高速道路あり、インターチェンジが2つもあり、そして放射線量も比較的低いというような好条件に恵まれているというふうにとらえるのであれば、逆に世界最高峰の放射線、これはまだだれも封じ込めていないわけですから、それを研究施設なり、そういったものをいち早く矢吹町が提供しますよというような形で研究期間なり企業なり、そういったものをアピールしているということは、これはもう県・国を待たずに、今でもすぐにはできないことではないのか。そういったものを示しながら進んでいくことが大事なのではないのかというふうに考えておりまして、その点をどのようにこれから策定されるでしょうから、どのように位置づけていけるのか。

私が申し上げていることは、大体町民の皆様から出てきた話が主体でございます。それをどのようにしてい

くかということ、町長自身も除染なくして町の復興なしと申しておりますし、やはり月日を待たずにスピーディーに、ほかの市町村を出し抜いてでも、歩調を合わせるのではなく出し抜いて、矢吹は早くやって、そして町民に喜ばれるわけですから、その辺の政治家としてのポテンシャルを高く打ち出していきたいと思えます。今、申し上げましたことに関して所感をお聞きしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

青山議員のほうから自己評価100点ということで、青山君のほうでは100点をつけていただいたみたいなのでありがとうございます。

ただ、これについては私自身も大いに反省しなくちゃならないものは反省しなくちゃならないし、また課題がすべて解決できたものではないと。放射線については正しく理解して、正しく恐れると。ただ、必要以上に恐れるものではないと、そういう考え方のもとに、今言われたようにスピード感を持って、他の町村に先駆けてというようなことも頭に入れながら、今後対応していきたいというふうに思っております。

細かい点では、道路について除染の話も含めて話ございましたが、そうした視点は当然もう視野に入っております。そうしたものを復興ビジョンの中にきめ細かくそうした具体的な計画を盛り込むものではないので、まだ皆さんのほうにはお示しすべき段階ではございませんが、しかし、復興計画の中には既に道路を広げる、駐車場が少ないために駐車場のポケットパークをつくると、さらには壊れてしまった建物、更地になったところにどうした形でまた歴史的な奥州街道の景観づくりをしていくかということについては、そうしたもののさまざまな基本的な考え方は入っております。

ただ、これについては先ほどからも申し上げておるとおり、こちらからのお仕着せではなくて、押しつけるのではなくて、そういうものが具体的に商店街から自発的な考え方のもとに、つまりは与えたものでやってくださいではなくて、自分たちがこういうことをしていきたいんだというような、そういう知恵と情熱が結集したものにしていきたい。要するに、すべての方が同じベクトルでそういう計画に邁進できるような、そんな考え方を基本的に持っていることについて改めてご理解をいただきたいというふうに思っております。

除染についても全くそのとおりでございます。行動に移されてはどうかと、迅速に行動されてはどうかと、目に見える形で町民のほうに訴えかけていってはどうかということについては、私自身もそういう考え方のもとで対応しているつもりでございます。

ただ、ご指摘のように、まだまだ足りないということであれば、そうしたことをさらに再認識をしながら、反省をしながら行動に移していきたいというふうに思っております。自分の家の農地でとれたものを小さい子供たちに親御さんたち、子供さんが食べられないと、本当に悲しい出来事でございます。スクリーニング調査を以前にしたんですが、農地からは暫定規制値を下回る値が出たといっても、すべての不安が解消されたものではないということは私も重々承知でございますので、これについてはきちんと町の中で除染計画の中に、宅地、個人の住宅、さらには道路、公共施設、さらには農地、山林、そうしたものについての除染をどうしていくかということについても、具体的にその計画書の中に位置づけながら計画的にやっていきたい。もちろん、

今その指示をしておりますので、まもなくそうしたものが議員の皆様にも、町民の皆様にもお示しできるというふうに思っております。

文科省がやっている放射線調査や、さらには農水省がやっているきめ細かな対応をしているといえども、まだまだ何度も言うようですけれども、国・県の対応は遅いということがございますので、町独自のそうした対応についても、今現在もしておりますけれども、さらにそうしたものについてきめ細かに、さらにスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。

廃炉の問題にしても、国の方針というものについてはまだ明確になっておりません。県のほうでは、知事さんも廃炉を打ち出しました。私自身も廃炉は当然だという意識は持っております。ただ、それに代わる代替エネルギーということになってくると非常に難しい面もあるということも理解しておりますが、ただ、矢吹町は青山議員がおただしのように、非常に交通アクセスの優れたところ、企業が集積しやすい場所だというふうに私自身も理解しております。

これについては、9月の時点で矢吹町のそうした恵まれた利便性というものを県のほうに具体的な計画ということでの提案をさせていただきました。町有地に物流基地を持っていくことや、さらには企業誘致をしていただくこと、さらには商店街の復興計画案、さらには健康センターというような位置づけ、町有地を利用したさまざまな提案を県の振興局を通じて県のほうに届いておりますし、これは先日県のほうに出向いたとき、各部局を歩いたときにもそういった資料をいただいております。県の復興ビジョン、県の復興計画に十分検討材料として生かさせていただきますというような、そうした話もいただいておりますので、そうした回答が具体的に来るのを楽しみにしております。

また、町には再生可能エネルギーということで、さまざまな利用者というか企業も町に打診をしているような状況がございます。そうした情報を的確にとらえながら、町としても枚の優位性を十分に訴えかけて、そうしたものが町として町の土地に入っていただくというようなことを強力に進めて、推進していきたいというふうにも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◇ 吉 田 伸 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告8番、14番、吉田伸君の一般質問を許します。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

私で8番目の最後の一般質問となります。きょうは傍聴者の皆さんも来ていただきました。心から感謝いたします。

私は、6月、9月と一般質問をやめていました。そういうふうな大震災がありましたときは、激動の時代ですから、こういうときはしっかり見ていたほうがいいでしょうと私なりに考えまして、どういうふうな状況になるのか、どういうふうに過ぎていくのか見ていこうと思ったからです。

その間、いろいろなところを歩いてきました。そうしたら、あるところの町民の方にこう言われました。吉

田さん、12月の議会は一般質問をやらないんですか、私はそろそろやりたいと思っているんです。ならば、ぜひとも私は震災で大変役場にお世話になりましたとあって、あいさつしていただいけませんかと私も言われました。よって、私も役場のことが心に引っかかっておりますものですから、一言、3月よりこの担当の課長の皆さん、町長、副町長はしようがないと思っています。局長もこれもしようがないと思います。それと、恐らくビデオで見いただいていると思いますけれども、全職員の皆さんにその方にかわってお礼の言葉を申し上げます。長い期間本当にご苦労さまでございました。本当にご苦労さまでございました。

頼るところはこの役場でございます。先ほどよりも各同僚議員の皆さんが言っているとおり、最後は皆さんが頼るところはここですから、そして全職員の皆さんの力ですから、私は心から本当にご苦労さまでございましたと言います。そして、これですべて終わったわけではありません。9カ月が先ほど言ったとおり過ぎました。大体国の方針も見えてきております。まだまだ大変でしょうけれども、12月はすぐ年末で休める時間がきますから、どうぞ自分の心と体のケアをしてください。そして、自分の心を冷静にしてください。そういうふうをお願いして感謝の言葉といたします。

この平成23年は大変な激動の年でございました。ご存じのとおり、今言った東日本の大震災、外国に目を向けるとヨーロッパのほうのユーロの経済不安、続けて中東アラブの政情不安、政権の崩壊、中東アジアの大洪水、そしてご承知の円高ドル安、まあ世界の至るところで何だろうと思うほどの事件が起きております。ニュースが流れております。これがこの先どういうふうになるんだろうかというふうな注視していかなければならないと思います。

我が矢吹町においても、この大震災の直撃を受けまして、先ほど述べたとおり同僚議員の皆さんがおっしゃるとおり、放射線の汚染、復興・復旧、こういうものがこれから出てくるものと思います。先日話題になりました米のセシウム問題、日本の福島県が世界の福島と、その言葉で通用する、このような状況になってきております。先ほど申しましたとおり、第3次補正がようやく国で決議されて、ようやくだと私は思います。その段階に入ってきたんだと思います。これから国の方針に沿いまして、また先ほどの同僚議員の話のとおり、独自の復興ビジョン、これは後で質問しますが、そういうものに入っていたきたいと切に願うものであります。

さて、野崎町長、町長は9月にこの議場で3期目の町政を担当すると立候補を宣言しました。これからがまた3期目、大変なことだと思います。もちろん、当選しましたらですけども、私は町長と8年間一緒にいたしました。まあ一言で言って、野崎吉郎町長というのは忙しい人だと、私はそう思っております。町長になった途端に財政再建、財政再建途中の野球場改築事業、ようやく改築が完成になったと思ったら、目前にして大震災、特急に急行をつないでエンジンフル回転で私はその汽車に乗ってきたような気がします。いつ振り落とされるんじゃないかと、ようやく落とされなくて乗ってきましたが、本来なら野球場改築事業が終わった時点でちょっと本当ならば一休みしたほうがいいんです。じゃないと、皆さんで大騒ぎして、それは後で言いますが、やはり急いでやってきましたし、その事業をやってきましたから、本当は皆さんで一回冷静になって、それで次の構想を考えていけばいいんですけれども、でも先ほども申したとおり大震災の、同僚議員の皆さんが言うとおりで、とてもそういう時代ではないでしょうから、せめて年度末は28日で御用納めなんですよけれども、まあ本当でしたら玄関で町長と副町長が町民の案内をして、職員の皆さんを2日ぐらい休ませ

たい、そういうふうにしていただければありがたいと私は議員の立場で思うものであります。

それでは、これは枕言葉ですから、本題に入っていきます。ちょっと時間がなくなりますけれども、途中でやめても構いませんから、今度の一般質問は先ほど言った3期目の立候補ということで、ちょっとが述べました復興ビジョン、復旧ビジョン、町の再生ということでやっておりますので、要点だけ申し上げますから、時間がなくなってしゃべれないとすれば、文書をもって返していただいても結構ですから、ここで入っていきたいと思います。

それでは1点目の復興ビジョンについて伺います。

生活再建の支援策、生活基盤の復旧・復興の対策は、町の現状を伺うとともに、一番目として3次補正が出ましたね。これはもう何回も聞いていますからわかりますけれども、一応は概略で説明していただきたいと思います。

それと、2番目が生活再建の支援、これも要点だけお願いしたいと思います。公共施設の早期復旧の目標、これもあると思います。

2点目、町民の生活を支える産業基盤の復旧の目標、これはご承知のとおりだと思います。そこで、一つだけお願いしますけれども、皆さんのおっしゃるとおり除染というのは、これは問題でしょうから、お並の議員の皆さんにもお願いしたいんですけれども、この問題は執行部だけでも私はいかなものなのかと思います。でき得れば、議員の皆さんもやはり町のいかにしてこういうことが、これから脱原発になるでしょう。また、先ほども言った同僚議員の健康被害とか、そういうものがいろいろなものがこれからあります。東電の対策、調査、どのようにするのかわかりません。ですから、調査委員会でも皆さんでつくっていただければ、私はありがたいことだと考えておるものであります。後で、皆さんにこれは議員会の常任委員会で訴えます。

2点目ですが、今度は復興ビジョン、復旧と復興は違いますので、ここら辺が一番大事なことだと思います。町長の、復旧は直すですから、復興は興すですから、そこら辺から町長のきっぷとするものを、これはもちろんすぐ結論が出るものではありません。いろいろな方たちの知恵と意見を取り入れて、もちろん次の世代を担う、そういう人の気持ちも、目標も入れてもらって、早急に決めるものでもないんです。時間と、でも早いほうがいいんですから、そういう感覚でお示しをいただければありがたいことだと思います。

そこら辺は要点でお願いします。

あとは、新たなまちづくりビジョン、これは復興となりますので、町長がお示した中身がどういうものか私は知りたいというふうにはありませんので、とぼししますので、そこら辺をよろしくお願いします。

後は、再質問が少しありますから、お願いいたします。

あと、教育長に、災害に強いまちづくり、これは後で再質問をやりますので、ここら辺の要点をお願いしたいと思います。

町・町民全体での支え合う体制、これは大事なことでしょうから、そしてこういうふうな災害について、先ほどお礼を述べたとおり、官民一体、行政一体、町民一体と、そういうシステムをやはりつくるべきだと私は思います。

教育長にお願いします。簡単に教育長のほうに関しては、各幼稚園、小学校、中学校の安全対策とその指針と、これは同僚議員 大事なのは、除染の状態が違っております。その場だけではありませんので、そ

の環境対策をどのようにするのか、どのように考えておるのか、また教育長の考え方をお尋ねしたいと思えます。これも同僚議員がやっていますけれども、教育体制、おあります。大体の概要はわかっておりますけれども、きょうこの点についてお示しをしていただければありがたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりますので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議したいと思います。

（午前11時01分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活再建の支援についてであります。本町では被災者にできるだけ早く支援策を講じるため、その基本となる罹災調査を3月末から実施し、近隣市町村や県外市町村職員の応援をいただき、集中的に行ってまいりました。震災直後の生活再建支援策といたしましては、住民の確保を第一優先とし、4月末には全壊世帯等の方々に応急仮設住宅へ入居していただきました。また、あわせて半壊以上の被災住宅の応急修理の受け付けを実施し、屋根や外壁など日常生活に必要な部分の修理を行い、重機の確保を図ってまいりました。

5月初旬には、生活再建に向けての経済的支援となる義援金と被災者生活再建支援金の受け付けを開始し、5月25日に第1回目の義援金を配分いたしました。これまで計15回、約12億4,800万円の義援金を配分いたしました。また、支援金につきましてもできるだけ早く被災者に支給されるよう、県を通して支給先である財団法人都道府県会館へ働きかけを行い、6月30日を第1回目とし、これまで計22回、約6億2,100万円の支給が行われました。支援金は基礎支援金と加算支援金があり、それぞれ支給額も高額であるため、被災者の生活再建の支援として大きく役立っているものと考えております。

このほかの生活再建支援といたしましては、11月14日から一部損壊住宅の修繕費助成の受け付けを行っております。震災で一部損壊の判定を受けた住宅の修繕費が15万円以上の工事が対象であり、助成金額は修繕費の3分の1とし、10万円を限度に助成いたしております。

また、昨日の藤井議員のご質問にも答弁いたしました損壊家屋と解体撤去支援事業の申請受付を12月から行っております。

以上のような事業を含め、今後の支援につきましては加算支援金を申請されていない方へ通知し、申請していただくこと、そして一部損壊住宅修繕費の助成、損壊家屋等の解体撤去支援を中心に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設及び産業基盤の復旧目標についてのおただしであります。初めに、公共施設の復旧目標につきましては、学校教育分については、そのほとんどを夏休み中に完了し、残る部分についても応急工事を済ませ、年度内に完了する予定であります。

保健福祉施設については、あゆり温泉及び温水プールの復旧工事が完了し、11月に営業を再開しております。保健福祉センターは年明けに工事を発注し、年度内の完了を予定しております。その他、公共施設につきましては、自治会館、小池会館、新町集会所の3つの集会施設及び福祉会館は次年度の対応となりますが、その他施設につきましては年度内の復旧完了が予定されており、順調に進捗している状況であります。

次に、産業基盤、生活基盤の復旧につきましては、道路については補助事業分96、単独事業分537の復旧箇所がありますが、7月にすべての災害査定を終え、年内には工事を発注し、台風15号災害の被災箇所とあわせて平成24年9月の工事完了を予定しております。この中において、特に産業基盤と密接に関係する工業団地ない、あるいは接続する道路の災害は、丸の内工業団地については2カ所あり、うち1カ所は既に復旧を終え、残り1カ所は現在施工中であり、年度内の完了を予定しております。また、堰の上工業団地においては1カ所あり、こちらも現在施工中で、年度内の完了を予定しております。

上水道については、本管200カ所のほとんどが震災直後の4月までに復旧を完了し、水管渠、配水池、ポンプ場等については年度内の完了を予定しております。

公共下水道及び農業集落排水についても、被害延長合わせて約14.5キロメートル分のすべての災害査定を終え、年度内には工事を発注し、平成24年度中の完了を予定しております。

農地、農業施設については、補助事業分101、単独事業分300の復旧箇所がありますが、11月末に災害査定を終え、年内の工事発注を予定しております。また、震災に追い打ちをかけて発生した台風15号による被害は、補助事業分80、単独事業分170の復旧箇所がありますが、12月末までに災害査定を終え、1月中に工事発注を完了する予定であります。

なお、これら両災害による単独事業分約470カ所についても、現在現地確認作業を実施しており、春の作付けに支障を来さぬよう鋭意取り組んでいるところであります。

最後に、工場施設につきましては、生産設備については5月中にはほぼ復旧し、現在は震災前と同様の生産態勢に復帰しております。

以上が、公共施設及び生活産業基盤施設の復旧の目標であります。いずれの復旧作業についても進捗管理をしっかりと行い、スケジュールにおくれが生じぬよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、産業分野での復興の基本的な考えを申し述べさせていただきました。今後のまちづくり全般の構想についてであります。今年度、平成23年度は第5次まちづくり総合計画後期基本計画のスタートの年であり、おおむね財政基盤の再建の明るい兆しを見出すことができたことから、ネクストステージ、新たなる挑戦として次代を展望したまちづくりに取り組む所存でありました。

しかしながら、東日本大震災の影響は多大であり、まちづくり政策の遅延、巨額の財政負担は本町の行財政運営をある程度の期間停滞させるものではないかとも考えております。大震災以降、一日も早い町民の皆様の生活の再建、社会生活基盤の応急復旧に取り組み、現時点ではおおむね震災以前の日常生活の回復は図られた

ものと認識しておりますが、いまだ町内の各所には震災の大きなつめ跡が残り、また目に見えない放射性物質の脅威が続いております。

吉田議員のご意見のとおり、大震災からの復旧・復興にはある程度の期間、多額の予算措置が見込まれます。そして、その取り組みには町民の皆さんが一体となった熱意が大切と考えております。復興に向かう基本的な考え方につきましては、これまでに実施した町民の皆さんからの意見集約を踏まえ、復興ビジョンの策定作業を進めてまいりました。

想定される復興の姿を7つの柱とし、それを実現するための政策、施策を位置づけたものとしております。この復興ビジョンにつきましては、町民の皆さんに内容をお知らせし、共有して町民一丸となって取り組めるよう年内の策定に努めてまいりたいと考えております。

また、再度ご意見をいただきながら、具体的な方策として復興事業の内容、スケジュールを明確にした復興計画の取りまとめを来年3月までに終了し、その内容を来年度当初予算に確実に反映させ、可能な限り早い時期での復興を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業の再生ビジョンについてのおたただしですが、議員おただしのように、農業が本町にとっての基幹産業であり、農業再生が極めて重要であると考えております。農業を取り巻く環境は、原発事故による風評被害、担い手不足による高齢化、耕作放棄地の拡大やT P P交渉の参加など、以前にも増して一段と厳しい状況に置かれております。このような状況の中で、強い農業づくりと安全・安心の農産物の推進を図るため、5つの施策を立て強力で推進してまいります。

まず初めに、食と農業・農村基本条例の制定であります。本町の農業政策を総合的に推進するための条例を制定いたします。

2つ目には、農業者の新技術の普及と次世代の担い手支援であります。農地の除染技術を確立し、農地の除染を実施してまいります。また、東京農業大学や関係団体と連携を図りながら、若い農業者の育成に努めてまいります。

3つ目には、農地の所有と利用の分離による大規模経営体の形成であります。耕作放棄地の解消を図り、認定農業者への規模拡大を図ってまいります。

4つ目は、施設園芸の振興であります。2005年農林センサスによる本町の野菜作付け面積の県内順位は、ミツバ2位、キャベツ、ホウレンソウ、トマトが4位、ニラ6位と県内でも有数の野菜産地になっております。このように、野菜産地の強みを生かし、さらに高付加価値と生産性の効率を高めるため施設園芸の拡大を推進してまいります。

5つ目として、独自化の推進であります。現在、矢吹町地域ブランド化検討会議を立ち上げ、本町のブランドづくりを推進しており、新たな特産品として町おこしにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、商工業の再生ビジョンについてのおたただしですが、経済基盤の強化策として既存のテクノパーク工業団地への新たな企業誘致を強力で進めるとともに、第2苗畑に予定されております県営工業団地について早急な整備を県当局に対し強く要望し、生産力と雇用確保を強固なものとし、あわせて商工業者の支援策として中小企業等復旧・復興事業や各種制度資金等のあっせん及び災害資金の保証料補助制度の創設を行うなど、

事業者の皆様を支援してまいります。

また、商店街中心市街地の復興策として、町商工会の中心商店街復興計画を町復興ビジョンへ十分に位置づけながら、今後、地域の方々、店主の皆様、行政で組織を予定している中心市街地復興まちづくり協議会にて多様な構想を具現化するための検討を行うなど、町と地元商店街の皆様が協働で活気にあふれ、人々が集う町並みづくりを目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ようやく再生への道筋が見えた中での災害に強いまちづくりへの考え、またそれを実現するための町民全体での支え合う体制づくり、そしてこれら施策実行のための国・県の補正予算の活用についてのおたただしではありますが、今回の震災はかつて本町が経験したことのない大規模な災害であり、発生以降の情報収集、支援物資、給水などの応急対応と応急復旧に大きな教訓と課題を残しました。災害発生の際には、被害を最小限に抑えるための応急基準や態勢等のソフト面、そして耐震性など災害対応力の高い施設等のハード面、それぞれの着実な整備が必要であることを、このたびの震災により実感いたしました。

この反省を生かし、地域防災計画を初めとする防災に関する主計画を抜本的に見直し、防災機能、防災基盤の強化を図るとともに、災害時の防災拠点である公共施設、そして道路、上下水道などの災害対応機能の強化を図り、さらには災害時における避難・救護の円滑な実施のため、保険・医療・福祉提供体制のさらなる整備に努め、災害に強いまちづくりの骨格づくりを推進してまいります。

そして、その骨格に肉をつけ血を通わせるものが支え合いであると、私は強く認識しております。震災後の避難及び応急対策には、家族、近隣、行政区などの身近な結びつき、絆が強い力と大きな効果をあらわすことが実証されました。また、町内外からの多くのボランティアの皆さんの活動は、今後の防災体制のあり方を変える上での大きな要素となりました。

今後は、公共的な活動を行うボランティアの要請や地域組織の形成等を支援し、地域コミュニティの強化を図り、支え合いによる地域防災体制の再構築に努めてまいります。

この支え合いによる災害に強いまちづくりの構築については、今年度中に策定する復興計画に基づき、新年度より各種事業を展開いたしますが、その取り組みには相応の経費が必要となってまいります。既に、これまでの各種復旧事業や放射性物質の除染等による支出の増大、さらには地方税等の減免措置等による収入の減少は確実であり、財政面での不安はないとは言えません。しかしながら、町民の皆様の安全確保及び生活再建、そして震災以前以上の活気ある矢吹町の姿を取り戻すためには、揺るがぬ意思で実行していかなければなりません。

このような状況の中、吉田議員がご指摘された国・県の復興支援策の活用は、今後の復旧・復興の推進に当たり非常に重要な視点であると考えます。先般打ち出された国の第3次補正予算において、防災対策基金として5,752億円が計上されているほか、復興地域づくりに必要なハード・ソフト事業を実施可能とする自由度の高い東日本大震災復興交付金として1兆5,000億円が計上されております。

詳細については、今後、県を通し徐々に明らかになるものと思われませんが、今後の動向を注視しつつ積極的に活用し、財政負担の軽減に努めてまいります。

復興への道のりは、今スタートラインに立ったばかりであります。これから長く険しい道のりが続きますが、その先にある町民の皆様の笑顔、そして町が目指すべき将来像、みんなで支え創造する私のふるさと、さわや

かな田園の町やぶきを心の支えとして粉骨砕身の精神で邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、吉田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

各幼稚園、小・中学校の安全対策と指針についてのおただしであります。東日本大震災の影響により、県内では教育施設が数多く被災を受け、子供たちが不自由な学校生活を余儀なくされており、加えて原発事故による放射能問題もあり、本県は施設の安全対策とともに、子供の健康問題も今後の大きな課題となっております。

そのような中、本町の幼稚園、保育園及び小学校施設については、議員の皆様のご理解、ご支援のもと、平成22年度に耐震化工事を完了しておりましたので、老朽化等による一部被災はありましたが、倒壊などの大きな被害は免れることができました。特に、矢吹中学校については新しく建設された校舎と体育館は、大地震に遭っても全く損傷することがなく、安心して学校生活を送ることができており、体育館は被災当日から避難場所としての利用をすることができました。現在は、災害補助の認定を受けた施設等の復旧工事を進めております。

今後は、校舎等の老朽化に伴う壁や照明施設などの大規模改修工事について年次計画を立て、整備できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、放射能対策につきましては、放射性物質が日本全国の多くの都道府県に降ってしまったことや、排水がたまる場所、あるいは樹木の下などにおいても放射性物質が集まりやすい場所があるということでもあります。本町では6月末からすべての幼稚園、保育園及び小・中学校の表土除去を実施してまいりましたので、各園や学校の園庭、校庭の放射線量は除去前に比べ2分の1以下に低減をすることができました。除染の際は、樹木の下や花壇などについてもできる限り除去をし、PTAや保護者会、町消防団などのご協力をいただきながら、園舎、校舎周辺の除染も行われてきております。

このほか、全町による放射線低減クリーンアップ作戦などにより、子供を放射線から守るさまざまな取り組みがなされてまいりました。しかし、対策がこれで万全ということではなく、学校以外の公園や運動場などについても除染対策が必要と考えており、今後も除染活動を継続し、幼児、児童・生徒の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

今回の大震災では、県内の多くの市町村において、子供を含めた人口が流動しております。本町でも、児童・生徒の転入・転出はある程度ありますが、全体的には少子化が進行する中で、矢吹町の今後の教育体制につきましては、5年後、10年後という将来を見据えた大きな方向性を検討する必要があると考えております。

今回、第2次幼稚園・保育園に関する基本方針を踏まえた実施方針を策定するため検討会議を立ち上げる予定であります。つきまして、国の子ども・子育て新システムの中間取りまとめ等に基づく子供園構想なども勘案し、町民の皆様のご意見を大事にし、今後の矢吹町の幼稚園・保育園のあり方について具体的に検討して

いく考えであります。

中学校以外の教育施設は老朽化等の課題も抱えており、今後の幼・保・小・中学校の教育体制につきましても、議会を初め委員の皆様などのご意見を伺いながら、短期的、長期的な見通しを持ち、慎重かつ適切に方向性を定めてまいる考えでありますので、議員の皆様を初め、ご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（吉田 伸君） 本音は、私は3期目の野崎町長の何をやりたいのかということを知りたかったからやったのでありますけれども、余りにも時間がございませんので、重要な4点だけ聞いていきたいと思っております。

除染ですけれども、なぜ除染という言葉が出ているのかというと、こういう新聞報道があるのです。渋谷区の福島県の米取扱高61%の11月の何日におおむねを受け農業が倒産しているんですよ。取扱高61%、たった1カ月です、10月からですから。販売不振ということで、要するに福島県の風評被害、要するに作物に放射能セシウムが出ていますよ、新聞報道でおわかりのとおりです。ここに住んでいる私たちは何とも思いませんけれども、大消費地の皆さんはこういう問題が確実に起こっております。第1号店で2億8,000万円近くの負債で、かわいそうだと思いますし、気の毒だと思いますが、第1号店として卸売業者がそういう事態になっております。

ですから、我々はここでは食べておりますので、あれですけれども、きちんと考えて、全部やれとかああとかではありません。でもそういう対策をしていないと、そしてこれは12月1日の米の研究調査安全宣言を出した後にセシウムが出ていますね。ですから、2万何千戸ですか、こういう問題が出てくるんですから、新聞報道には三神（旧三神村）。ですから、次から次とそれは各議員の皆さんが言っているとおりで、そういうことになっていくと、だったらば町としても心構えをして準備をしておかなければならないということをおっしゃっております。これはまだまだ続く問題だと思いますので、続けて議会で尋ねていきたいと思っております。もちろん、これにも時間と経費がかかるでしょうから、その場その場でそういう問題について聞いていきたいと思っております。それと、矢吹町の基幹産業は農業でございます。これは今言った除染、この問題が含まれております。

そして、今度はTPPの問題が出てくるんですよ。これは難しいんです。情報開示をしているものから、じゃどうするんだと、そういう問題も出てくると私は思います。そこら辺を町長はどのように考えているのか、またどのように対処をしていかなければなりません、お示しをしていただければありがたいことだと思います。

そして、商工業の再生ビジョンということでもありますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、第5次総合計画は状況も加味しながら総体的にもう一度全体像をあわせて考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、その点についても考えてみたいと思っております。復興というものは、先ほど言ったように復旧とは違いますので、そこら辺の路線これは各議員の皆さんの言葉と同じだと思います。

それと、新たなまちづくりということでもありますね。この震災は、私たちにとっては被害ですけれども、今後ないとは限りませんので、防災マニュアルとか、いい体験をしましたから、そういうものを300年、400年、1000年に一度というふうな体験をしたわけですから、そういうものをもう一度練り合わせてやっていかなければ

ば、そしていかなるときにも経験を積んだわけですから、もしチェルノブイリの原発のあの被害状況がもっと情報開示をさせていただいておれば、福島県の対策ももっと違ったのではないかと私は思っておりますので、そういうことを考えてどうぞそういうふうな体制も組んでいただきたいと、こう思うのであります。

災害に強いまちづくり構想がありました。同僚の議員が言われたまさにそのとおりです。そして、ある町村では始まっております。それで私はお願いしたいんですけども、小学校公園、人の集まる災害場所に10日間でした。地震というのはそうですね、電気もとまるんですから、当たり前のものがとまるんですから、そういうことになると思います。よって、昔のポンプですか、そういうものを各小学校と中学校とか、避難場所ですから、グラウンドとか、あれはそう大した経費がかかるものではありません。でも、電気がとめられても大丈夫、水があれば何とかありますので、そういうものを立てておいてはどうかと。同僚議員からタンクをつくれと、そういうふうなこのところではそういうものも必要ではないか。そうすれば、いざというときに、恐らく10日間職員の皆さんも、町民の皆さんも大変なことだったろうと思います。つねづね先ほど言ったように体験として味わったわけですから、そういう事も必要じゃないか。ささやかなんですけども、そういうことで考えて、一つですけども、またいろいろと出てくるでしょう、これから。

それと、加えてですか、これだけの被害を受けた福島県ですから、宮城県、岩手県は復興に入っています、50%近く入っているというんです。ただ、福島県は原発問題がありますので、復興がおくれています。ですけども、国の復興予算も20兆円近く予想されております。これは立法によって出てくると思います。

最後に、福島原発をどうするんだということになってくると思います。中通りは、泉崎、矢吹、鏡石、須賀川と、ここが重点的ですから、我が町もそういうことで各議員の皆さんが言っているとおり、まちづくりの再生、これを時間はありますので、骨格をつくって、肉をつけていってください。それは議員ともども、また皆さんの意見を得て、そういうことでひとつよろしく願います。

あと、教育長のほうには大体がそれで私は了解しますけれども、一つはやはり健康管理ですから、はっきり言ってこれが本当なのかという状況ではないんですよ。ですから、皆さんが騒ぐ、情報開示がおくれていますので、そこら辺をひとつ、後は大体概略でわかりました。そのところひとつ、子供は健康管理が、そして安全対策、これは教育長としての努めですし、そういう点でひとつよろしく願います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

除染の問題で、放射能の影響があつて、渋谷区のお米屋さんが今回倒産してしまったと、福島のお米の取扱高が61%だと、本当にお気の毒だというふうに思っておりますし、また大変遺憾なことだというふうに理解しております。私もJAを通じて米の流通を巡る話を聞かせていただきました。農家から受け取ったお米については、農協のほうで仮渡し金という形で引き取ったわけですが、そのあと非常に食味も、さらには品質も高いということで、いち早く流通に回っていたお米が、ことしは福島の米と聞いただけで流通していない。また、矢吹町のブランド米を下回る価格で推移していた他県のお米が、福島の仮渡しした価格以上に市場で高

くなっていると、そういう話も聞いております。

この憤りをどうやってぶつけるかということについては、このあとJ Aのを通じて協議を深めながら、福島の米をどうするんだと、地元の福島県内でもさばけない、そういった状況も含めてどうするんだということは、これは非常に重要なものであり、また農家経済にとっても大変厳しい現実だというふうに受けとめられておりますので、そうした対策について町としてどういうことができるのか。また、例えば東電に請求をすとか、例えば国のほうに請求していくとか、そうしたものについても町としてはできる限りの支援、そして要請をしていきたいというふうに考えております。

また、T P Pの問題、これも非常に私自身も大変激しい怒りを覚えております。特に、今回被災した東日本、岩手、宮城、福島、米どころの東北地方の3県が被災しております。大震災ということで、まず優先順序を考えれば、国としても、県としても、町としても、大震災の復旧・復興だろうと。そうした中であって、政府がいち早くT P Pという形で国の農産物についても、さらに医療関係についても、人の動きについても自由化していくと。そうした場合に、これだけ大変な目に遭っている東北地方に、さらに追い打ちをかけるような仕打ちはいかななものかというふうに思っております。

これらについては、さきにT P Pの話題が出た際にも、国へ出向きまして、全国町村会、市長会、議長会を含めて地方6団体の団体がこぞって反対しておりますし、また矢吹町議会においても反対声明ということで要請書も出しております。先日の全国の町村長大会においても、このT P Pが反対決議がされたということを受けて、さらにはJ A独自の反対行動というものもあったというふうに、皆さんも理解していると思いますけれども、私自身もそうした運動に呼応する形で積極的に国に今回のT P Pについては反対の立場で要請をしておりますし、要望活動にも加わっていきたいというふうに考えております。

さらには、復興について、災害に強いまちづくりということも含めて、どう町は考えていくんだということでございます。今回の震災で多くの課題が見つかりました。本当に多くの支援物資、さらには多くの義援金、多くの人出というもので、町外から頼らざるを得ない状況にございました。特に、災害支援物資については、水、食料、後は毛布等を含めた生活する上での必要な物資、こうした備蓄についての備えが全くできていなかったこと、さらには水道におきましてもまさか管の復旧において、そうした資材が手に入らないというような状況についても、さらには避難場所についても本当に安全な場所ということを考えていくと、中学校がなかったらどうしたんだろうということを考えていくと、非常に反省すべき点は多くございました。

先ほども答弁させていただいたように、防災計画、災害の行動マニュアル、さらにはボランティア、人を動かす上でのそうしたリーダーの確保も含めて、さまざまな視点が浮き彫りになってきておりますので、そうした見直しを早急に図っていきたいというふうに思っております。

提案いただいた小学校や公園に簡易井戸を設置してはどうかとか、さらには非常用の発電機、電気が通じない場合の対応についてもいろいろとご提案いただいたことにつきましても、今回それらを参考にしながら、そうしたことも防災計画、さらには災害に強いまちづくりということでの災害行動の基準の中にきちんと位置づけをしながら、今後対応を協議してまいりたいというふうに思っております。

福島原発については、先ほども答弁させていただきました。廃炉の方向ということで、国のほうの動向も踏まえて、これらについては注視する必要があるんですが、県議会も県知事もいち早く廃炉の方針を打ち出し

ておりますし、私自身も廃炉の方向で賛意を示しているところでございます。

代替エネルギーの問題がございしますが、これらについても今後注意深く見守りながら、さらには住民の安全・安心、命と健康を守るために、この動きについては最大の関心を払って対応してまいりたいというふうに思っております。

まとめになりますけれども、矢吹町の再生ということでご質問がございました。これらについては、先ほどから答弁させていただいているように、今回の震災を永沼議員から話もございました。ピンチをチャンスにと、そして夢の持てる、こういうときだからこそできるという青山議員のご意見もございました。そして多くの議員の皆様からも質問をいただきました。そうした中であって、多くの意見を参考にさせていただきながら、町民の声を聞き、さらには職員の庁内プロジェクトのその意見を集約し、さらには商工会、さらには多くの団体、そして多くの専門家から意見をいただきながら、矢吹町の町民の利益、矢吹町の生活の基盤の確立、安全・安心のために、矢吹町の再生のために努力してまいりますので、なお一層皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

この健康管理と安全対策ということでございますが、とても大事なことだというふうに私も認識しております。特に、子供たちの放射線に関しての心配があるわけでございますが、それを考えますと、外での活動をもっと制限すべきかどうかということが常に、あるいは毎日問題にある意味なっているわけでございますが、しかし、制限をしますと、特に発達期になる幼児、児童・生徒、当然ストレスを受けます。そのストレスなども含めて、心身の成長が心配であるということも学者からも指摘されております。

皆様もご存じのように、郡山市内のある幼稚園で子供たちの体重測定をしたところ、今年度の成長が非常に少ない、例年に比べて少ないという、それは郡山だからだというふうに思いましたが、私も各幼稚園、保育園から昨年度の成長と今年度の成長を比べて報告しなさいと、報告してもらいました。それから、小学校1つ、1年生の体重増加に変動はないかと報告を求めましたが、幸いなことに矢吹町ではそういう変動は見られなかったと。それで少し安心はしているわけですが、そういうふうに運動しないとまた、特に小さい子供は運動を通して、体を動かすことが心の成長、体の成長、あるいは脳の発達ということにも影響してくるということでございますので、今後もそういうバランスを考えながら、そうかといって外での活動はどんどんしなさいというのももちろん問題もあるでしょうし、保護者も不安になると思いますので、その辺のバランスを考えた指導を学校にはお願いをしているところでございます。

次に、安全対策についてでございますが、これは一つには指導面ですね。例えば、私は校長、園長会において津波に対する指導をしてください。と言いますのは、矢吹は津波などは全く心配ないわけですが、しかし、やがて浜通りに就職しないとも限らない。そのときに、矢吹の子供はそういう指導を受けてこなかったために逃げ遅れたということにならないように、津波を含め、地震、火災、そういう災害に対する指導も行うように。具体的な指導内容とかについては、これから計画を立てて、そして昨日の答弁でも申し上げましたが、来年の

詳しい計画を立てて、各学校で指導してもらいたい。

それから、指導面のほかに管理面といいますか、いわばハード面というか、今ほど町長からの答弁もありましたが、小・中学校は町の避難所に指定されているわけでございます。ところが、小学校に避難しようと思ったら、小学校が壊れていて体育館に入れなかったという例も事実ございました。今後は、そういうことのないように十分にハード面の充実を図っていく。

しかし、例えば、じゃ窓ガラスは割れないのかという、これは保障がございません。でも、一時的にでも避難をして、では小学校に避難すれば物資などはあるのか、全くありません。毛布はあるのか、ありません。食べ物あるのか、ありません。そういうことについては、今町で全体の防災計画を立てていただいておりますので、そういう中で教育委員会としても小学校の、では小学校のどこに置くかという問題もありますから、それは町の全体の計画の中でいいと思いますが、最低限冬場に避難してきたら、毛布の1枚、2枚なくてどうするということが当然あると思います。あるいは、体育館が使えないなら校舎を、阪神・淡路大震災のときの報告書を私は何度か、特に今回もう一度読み直しました。もう学校にだれが駆けつけるまでもなく、町の人たちは学校の鍵を壊して、寒くていられない。避難する場所は学校しかない。体育館なんて言っていられない。校舎でも職員室でも校長室でもどこでも入ったということです。いざとなればそうなると思います。そういうことなども、今回の震災の反省を受けました、総合的に考えていかなければならない。

吉田議員からは、町長からもありましたが、井戸を準備してはどうかということもございましたので、そういうことも総合的に町の計画の中で検討いただいて、避難場所として十分機能するように総合的に、教育委員会も町と一緒に検討していきたいということでございます。

子供たち、町民の方々の生命、安全、健康に関することでございますので、教育委員会としましても、私も肝に銘じまして計画的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、14番、吉田 伸君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了しました。

これにて、一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより、町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 総括質疑でありますので、少し町長にご意見をいただきたいと思っております。

今回の震災や東京電力原発事故と、町でも大変今までよりも仕事のほうも多くなっているわけでありましてけれども、財政再建や公債費比率の達成のために町でも大分職員が減っている中、町民生活課や事業を持っている担当課がかなり仕事が多くなっているわけでありましてけれども、今回は原発の事故、そして先ほど同僚議員にもありますように、復旧そして復興といろいろな面で仕事が多くなるということでありまして、国のほうで

はこういった仕事をするのに復興課というようなことで復興担当大臣などを決めておりますけれども、そういった中で今までもある町民課、そして産業振興課、都市建設課という中で復興課などといった課があればいいんじゃないかと思っておりますけれども、町長はいかが考えているかをお聞きしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の大震災を受けて仕事が大変増大していると。なおかつ仕事も専門的になっていこうというようにすることも含めてのおたしだと思っておりますけれども、国、他の市町村でも専門的な分野の復興担当課、復興課なるものがつくられているけれども、矢吹町についてはどう考えるのかということにつきましては、これらについても現在協議はしておりませんが、復興計画を作成する上で、そういう専門的な部署というのは大変重要な視点であろうというふうにも理解しておりますので、そうしたことも含めて、今後、来年度に向けて検討していきたいというふうにも考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第70号について質疑をいたします。

白河地方広域市町村圏整備組合の報告書が皆さんの手元にあると思うんですが、これについて負担割合が載っているわけです。3ページの附則の改正ということで載っているわけですが、いわゆる情報通信ネットワーク関係経費については、旧12市町村のうち西郷村及び泉崎村は加入していなかったんですね。均等割を10市町村とし、白河市は10分の4、その他の町村については10分1、矢吹町は10分の1負担するわけです。そのあとに、今回の改正では、これは泉崎村と西郷村が加入するんだと思うんですが、その負担割合は7分の1ということで、いわゆるこの情報通信ネットワークが始まったときには相当の負担をしたわけです。そういった点で、後から加入するこの2つの村については、負担割合は公平になっているのかどうか、それが1点。

それともう一つは、この中で今回の大震災で白河消防署の表郷分署の仮設庁舎の建設ということで載っておりますけれども、これの予算は幾らかかるのか。また、いわゆる町の負担があるとすれば幾らになるのか、その点について。

あともう1点は、消防救急デジタル無線の整備についての、いわゆる具体的に概算仕様が載っているわけです。15億272万6,000円という莫大なお金がかかるわけです。これについて2つの例が出ているんですね。いわゆるデジタル化整備で、消防指令センター整備ともということと、消防指令センターは該当しないということで、これは矢吹町の負担は幾らになるのか。それと、このいわゆるデジタル化すれば、いざというときに町の防災無線につながられるのかどうか、できないのか、そういった点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第70号 白河広域圏の統合に関する質問でございますが、この内容等については町のほうで詳しく報告ということで受けてはなくて、今回議会のほうの定例議会のほうということで、矢吹町から選出されている議員の中で協議をされている内容だというふうに理解しております。

負担割合、さらには情報通信ネットワークの西郷村、泉崎村の負担割合、さらには矢吹町の今後の負担金額、さらには表郷庁舎の消防デジタル無線に伴う矢吹町の負担割合、さらには町の防災無線とどういうつながりがあるかということにつきましては、詳しい内容を調べて上で後日棚木議員のほうに文書をもって回答させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第70号について再質疑をいたします。

白河地方広域市町村圏整備組合の議員は、町長は管理職になっていると思うんですね。また、矢吹町からは議長が広域市町村圏の議員ですので、これは事前に議会で当然審議されていると思うんですが、そういった点で今わからないということなんですが、ちょっと私はその点については解せないわけです。このデジタル化するだけでも15億円、そしてまた表郷の分庁舎、仮庁舎をつくるだけでも、また莫大な金がかかると思うんですが、こういった大事なことが議会でわからないでは、私は通らないのではないかとこのように思うんですね。

まして、議案第70号として提案しているわけですから、提案者がわからないということでは大変困りますので、大至急に調べて、全議員にお知らせいただきたいというふうに要望しておきます。

○副議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第72号、第73号、第74号、第75号及び第76号については7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第71号については6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

構成名簿を配付いたします。

〔構成名簿配付〕

○副議長（栗崎千代松君） 事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） それでは、朗読いたします。

第1 予算特別委員会、平成23年度特別会計補正予算、委員名を申し上げます。青山英樹議員、鈴木隆司議員、藤井精七議員、大木義正議員、熊田宏議員、諸根重男議員、根本信雄議員。

第2 予算特別委員会、平成23年度一般会計補正予算、竹元孝夫議員、鈴木一夫議員、棚木良一議員、角田秀明議員、永沼義和議員、吉田伸議員。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号及び第70号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時13分）

平成23年第366回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成23年12月12日(月曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第61号・第70号
審査結果報告 総務常任委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第62号・第63号・64号・65号・66号・67号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第68号・第69号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第72号・第73号・第74号・第75号・第76号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第71号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第79号 矢吹町寺内地区第1回工事災害復旧請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第80号 公共下水道災害復旧工事3工区請負契約の締結について
- 日程第10 議案第81号 公共下水道災害復旧工事4工区請負契約の締結について
- 日程第11 議案第82号 矢吹小学校空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第83号 善郷小学校空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第84号 矢吹中学校(Ⅰ期)空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第14 発議第 5号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書(案)
- 日程第15 発議第 6号 東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会設置に関する決議(案)
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 青 山 英 樹 君 2番 竹 元 孝 夫 君

3番	鈴木隆司君	4番	鈴木一夫君
5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	13番	根本信雄君
14番	吉田伸君	15番	栗崎千代松君

欠席議員（2名）

12番	遠藤守君	16番	柏村栄君
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	水戸邦夫君
教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君	生涯学習課長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第61号、議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第1、去る12月6日の本会議において各常任委員会第1及び第2予算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長より順次報告を求めます。

これより議案第61号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例及び議案第70号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○総務常任委員長（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。どうもご苦労さまでございます。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書。

第366回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。1番から7番まで割愛させていただきます。

議案第61号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例。

本件は、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものとしましては、個人住民税の寄附金税額控除について、県が指定する、町に事務所を有する社会福祉団体を指定するものであります。

また、租税特別措置法の改正により、各町税の納税義務者及び納税管理人にかかわる不申告に関する過料について、現行の3万円を10万円に引き上げるものであります。

「その他」から入りますけれども、最後の3カ月を3カ年と訂正していただきたいと思います。その他、肉用牛の売却による事業所得にかかわる課税の特例について、3カ年延長され、平成27年までの過料となるものであります。

討論に入り、青山委員から過料の部分に対して、7万円上がるということが社会的な部分も考えると憂慮することも必要であり、根拠と目的が合致していないことから反対する意見がありました。一方で根本委員より、今年は震災のこともあり、町内の社会福祉法人への寄附も過分にあり、地方税の解釈からして賛成するとの意見が出されました。

挙手採決の結果、賛成3名、反対1人で、原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第70号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本件は、平成24年3月31日をもって解散する西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の共同処理事務を白河地方広域市町村圏整備組合が承継することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定による同組合同規約の変更に関する協議であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上のとおり総務常任委員会から報告いたします。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議案第61号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論を行います。

改正案として示されました第26条第1項を初めとする過料に関する規定を3万円から7万円増額し、過料10万円もしくは10万円以下の過料を課すことにつきまして、7万円増額する額面の根拠、意義、目的は明確ではなく、また実態としては有名無実化していること、そして震災等の被害により多くの町民が被災している中にあっては、いかなる負担も課することは看過されるべきではないと考えます。

よって、議案第61号に反対の意を表するものであります。よろしくご考量の上、ご判断を願いたく存じます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第61号に賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、地方税法改正に伴う改正であります。今回の主な改正点は、個人住民税における寄附金全額補助や肉用牛の課税の特例等、直接町民の利益につながるものであります。過料の増額についても妥当なものと考えられます。

そもそも、納税は国民の義務であります。過料の増額についての改正は、義務の履行を怠った者に対して履行を促す意味での改正であります。よって、大変に重要なものでありますので、私は賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第61号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第70号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第62号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第62号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について、議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について、議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について、議案第66号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散について及び議案第67号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産の処分についてを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番、鈴木一夫君。

[4番 鈴木一夫君登壇]

○4番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、文教厚生常任委員会審査結果報告書報告をいたします。

第366回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番については割愛をさせていただきます。お手元の報告書をごらんください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第62号、63号、64号、65号、66号、67号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第62号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、市町村が消防団を設置する際の根拠法令となる消防組織法の改正に伴う改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について。

本案は、既定の健康センターにかかわる指定管理業務の指定期間が平成23年度で終了することから、その制度の継続を公募手続により実施した結果、伸和建設株式会社1社以外に応募がなかったことから、選定委員会9名で審査を行い、24年4月から新たに3年間の指定管理候補として議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について。

本案についても、健康センターの附帯施設として存在している矢吹町ふれあい農園に係る指定管理者業務の指定期間が平成23年度で終了することから、健康センターとともに3年間の指定管理について、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について。

本案についても、既定の保健福祉センターにかかわる指定管理業務の指定期間が平成23年度で終了することから、その制度の継続と、町の保健福祉を担う施設としての性格から非公募とし、現在までの社会福祉協議会により24年4月から3年間指定管理者にしたいということから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散について。

本案は、効率的な組織及び事務の効率化を図り、複合的に広域行政を推進するため、西白河地方衛生処理一部事務組合を解散し、平成24年4月1日から白河地方広域市町村圏整備組合に統合するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分について。

本案は、議案第66号の西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分についてであり、解散にあたり、その財産のすべてを新たに統合される白河地方広域市町村圏整備組合に帰属させるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

大変失礼しました。一部、私のほうでも読み違えといたしますか、考えなくちゃいけなかったんですが、第66号でございますが、66号と67号につきまして、議案第66号ですが、上から4行目、白河地方広域市町村圏整備組合でございますが、整備組合でございます。失礼しました。67号も同じく、3行目でございます。整備組合となっておりますが、整備組合でございます。申しわけありません。よろしく訂正のほどお願いをいたします。以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 皆さん、こんにちは。

議案第63号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について、議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

本議会の一般質問でも、健康センターへの町負担は年々多くなっている。この際、指定管理はやめて、町が運営し、町民の健康増進と町民サービスの向上に努力すべきということで質問をいたしました。町長は、指定管理は経費の節減、大震災のときに温泉の無料開放などで町民サービスの向上に努めたと言いましたが、本当にそうでしょうか。これまでの町の報告では、平成16年は収入5,358万円、支出9,836万円、差し引き4,478万7,000円の赤字だということで町負担なんだということであります。17年度も4,229万4,000円の赤字で、18年度指定管理に2,393万6,000円で委託したら、削減効果額は1,835万8,000円、19年度は1,782万円削減効果額があったということでありますが、私の計算では逆に町の負担が18年度で1,699万円の町負担、19年度は1,747万4,000円の町の負担、つまり指定管理にしても削減効果がないということであります。特に、今度の温泉の無料開放についても、町長は住民サービスの向上に努めたということでありますけれども、町負担がないのなら住民サービスの向上とも言えますけれども、後から町が300万円負担をしているわけでありまして。

健康センターの指定管理問題については、私ばかりでなく多くの同僚議員からも問題について指摘されております。また、今回町の平成23年度定期監査結果報告に見られるように、管理運営の実態、費用負担など、問題があることが指摘されています。委託業務については、我が町の場合、経費の節減にのみ注目する町と企業と、利益に視点を置く団体が安易に結節したにすぎず、町民の利益、利便、合意が重視されてこなかったわけでありまして。必要性については、町民の利益の向上の観点から、その実態を分析し、町民の同意を前提とすべきであることをこれまで要望してきたわけでありまして、一向に改善されないうえにできたわけでありまして。このままですと、町負担は年々増大するばかりであります。

今回の一般会計の補正予算、この中に議案71号で債務負担行為補正が指定管理料として、24年度から26年度、3年間の指定管理料は1億50万円にもなっているわけでありまして。この際、来年4月1日からの健康センターへの指定管理の指定はやめて、議案第63号は取り下げ、詳細に検証しなければならないと思います。

健康センターについては、これまでも言いましたが、町が責任を持って運営し、町民の健康増進と住民サービスの向上が町民の願いでもありますので、私は町民の暮らしと健康を守る立場から、議案第63号、議案第64号に反対するものであります。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いをいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第65号 保健福祉センターの指定管理について、反対の立場で討論いたします。

今、国も県も、そして町も、今まで経験したことのない放射線汚染との戦い、いつまで続くかわからない戦いを強いられております。そして、この被害の賠償にもとんでもない線引きをさせていただきました。強い憤りを覚えます。町長、先頭に立ち、賠償問題解決のためにお骨折りくださるようお願い申し上げます。

野崎町長は、就任当初から開かれた町政、対話の町政ということで、町長室を何回か移動してきました。よ

く私は引っ越しに始まり引っ越しで終わるということを書いてきましたが、私は今落ち着く場所、もどに戻ったと感じております。先人たちがつくった町長室です。安心感があります。保健福祉センターも、町民の健康と福祉を守る拠点として建設されました。これから健康問題、産業問題から教育、環境と多くの分野から、放射線の問題はますます深刻な状況になってくると思います。このことによって、町役場自体の事務事業、仕事の量がふえてくるでしょう。こうした状況の中にあっても、少しでも町民が安心して暮らしていく生活ができる、その相談窓口、これは役場が一番いいんです。このためには、保健福祉センターを町が責任を持って管理運営をしていく、このことが一番適切と思っております。そして、その一番いい場所でもあります。これからの放射線問題の拠点として、そして保健福祉センターが設立の原点に戻るし、町が管理運営をする。落ち着くところに落ち着くことを切望して、議案第65号に反対をいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第63号、議案第64号、議案第65号に対して賛成の立場で討論いたします。

まず最初に、議案第63号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、平成18年4月から指定管理者制度を導入した健康センターの指定管理期間が本年3月末日をもって満了となることから、次期の指定管理者を指定し、町民サービスの向上を図るものであります。新たな指定管理者は、公募を行い、公開による選定委員会を得て選定されております。新たに選定された伸和建設株式会社は、制度導入時の平成18年及び平成21年にも公募、公開による選定委員会を得て健康センターの指定管理者として指定され、この約6年間を適正に運営してきた実績をあわせ持っています。具体的には、毎月イベントの開催、営業時間の延長、休日の先読みによるサービスの向上に努めるとともに、町内商工業者、農業者、サービス業者の連携を図り、農畜産物、手工芸品、加工食品等の展示販売や土産物の開発を行っております。

以上のことにより的確と判断できますので、本案に賛成するものです。皆様のご賛同をお願いします。

次に、議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

ふれあい農園の新たな指定管理者として提案された伸和建設株式会社は、健康センターの指定管理者としても提案され、先ほど可決されております。健康センターとふれあい農園は一体的な施設であり、これらを分割して管理運営することは非効率以外の何物でもありません。健康センターとあわせて管理することにより相乗効果と施設の発展的活用が期待できることから、本案に賛成するものです。皆様のご賛同をお願いします。

次に、議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の選定について、賛成の立場で討論します。

本案は、平成21年4月から指定管理者制度を導入した保健福祉センターの指定管理機関が本年3月末日をもって満了となることから、次期の指定管理者を指定し、町民サービスの向上を図るものであります。施設の管理につきましては、平成21年より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っておりますが、この間の運営につきましては、提案理由にありましたように、関係法令を遵守し、町民の平等な利用促進を図り、維持管理経費の一段の削減にも努めていること、保健福祉センターに事務所を置く指定管理者のため、利用者の利便性、管理運営の効率化にすぐれ、住民サービスの向上が図られていること、利用

者からの要望、苦情処理についてもその都度適切に対応し、円滑な解決に努めていること、施設の利用者の安全対策、災害・事故発生など緊急時の体制については緊急時連絡体制を整備し、適正訓練を行っていること、さらには社会福祉協議会の運営方針に基づき専門的な職員の配置、適切な人員等により職員の能力向上対策にも努め、利用者の安心・安全に配慮しており、東日本大震災発生時の折、避難所として約120名を収容し、社会福祉協議会の職員が昼夜を問わず避難してきた重病患者、要介護者のケアをしてきた実績もごございます。

以上のことから、社会福祉協議会は指定管理者としての的確と判断できますので、本案に賛成するもので、皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

保健福祉センターは、町民の健康づくりのために各種事業を実施し、保健、介護福祉、医療にかかわる拠点施設として建設されたことはだれもが認めるところであります。まして、保健、介護福祉の領域は、地方自治体にとっては行政の主体的、中心的仕事であります。それにもかかわらず、町の主体的各種事業を自分が会長をしている福祉協議会に委託していることは、町民の健康や介護福祉を向上させる上からも問題であり、また今後のまちづくりを進めていく上でも大きな問題があることはこれまでも指摘してきたところであります。見直しをするならともかく、非公募による選定など絶対認めるわけにはまいりません。以前は、福祉協議会の事務局長は町職員だったわけであり、しかし、現在は町職員ではありません。千年に一度の大震災、ほとんどの町民が被害を受け被災者でもあり、原発による被爆者でもあります。このような事態に、日赤でさえことしの募金については自粛したわけであり、このような事態に、平気で町民に寄附行為を行った福祉協議会は問題だと思いますし、こういったところに指定管理を委託することは問題であります。

我が町においても高齢化が進む中、特別養護老人ホームが足りなくて、診るほうで倒れると言われる家族介護を余儀なくされている方が大勢いるわけであり、寿光園の待機者は150人余りです。この本人や家族は、いつになるかわからない入所の順番を待たされ、精神的にも肉体的にも経済的にも極めて厳しい状況に追い込まれています。待機解消に向けて、2つ目の特別養護老人ホームの開設、介護サービスの充実、家族介護の負担軽減、介護労働者の処遇改善など、町の主体的仕事であり、そのための保健福祉センターであります。町が責任を持って管理運営をすることは先人の願いでもあり、町民の願いでもありますので、私は町民の暮らし、健康を守る立場から、議案第65号に反対するものであります。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） どうも議場の皆さん、こんにちは。

野崎町長を初め町執行者、今指定業者に対しての63号から65号までの反対意見が多数ありますが、私、健康センターについて、63号、前回3年前の20年選定委員の会長をやったからわかります。18年から指定管理者制

度にしてきたわけですが、前にも問題があったわけでございます。そうした中で、今回また同じ指定業者に決まったというふうなことでございます。

ただ、今と3年前、6年前とは地域の環境が大分変わっております。そのことをよく執行側、議会の議員の皆さんも考えていただきたい。特に、あゆり健康センターの件についてでございますね。状況が違います。今1万5,000人弱の有権者多くが町執行に対してと議会の動きを監視しております。目を光らせております。が、現在、東日本大震災による福島県、宮城県、岩手県のこの3県は、我が町、いやしの方はあゆり温泉なんですね。そうした中で、私はこの63号に賛成する立場で、ぜひ今回は同僚議員も初め、賛成のほうで立ち上がっていただきたい。ただ、町執行者は、今後のことについては考えていただきたいとお願い申し、賛成の立場で討論をいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 私は、議案第63号並びに64号に賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理が行われてから、指定管理料以外に出費がなされましたが、それは施設の老朽化に伴う修繕の費用であります。これは、指定管理を行う前に、町が当然に修繕を行ってから渡すべきものであります。それを行わず指定管理を行ったということで、町に若干至らないところがありました。それ以外にも20万円以下か20万円未満か、ちょっと正確な表現は忘れましたが、それ以外の出費については町は負担しないと。指定管理者が負担するというので、その辺の出費も削減されております。ここで指定管理の芽をつんでは、今後指定管理者になろうという創意工夫を持ってする企業の芽をつんでしまうので、ここでその芽をつまず、今後指定管理の幅広い運営を行えるように、皆様のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 私も、健康センターのことに町側に対して指摘をしながら賛成討論をしたいと思います。

町は今、入浴料などで西白河郡白河を中心とした中で料金を同じ料金で他町村の方も入浴させておりますけれども、矢吹町のあゆり温泉に関しては、岩瀬郡とか郡山、須賀川、岩瀬関係の玉川とか、そういう入浴される方が大変多いわけですね。そんな中で、あゆり温泉の指定管理者の中でも、やはり料金がまばらだというようなことで大変営業しづらいと。

そういった中で、私は提案をするわけですが、例えば老人の方々に町の温泉サービスをするならば、年間無料の入浴券を配付するとか、そういった形をとりながら、料金は福島県じゅうだれが入っても同じような料金で入浴させ、そして町の特定的の方々にはそういった形で年間何枚か、何十枚かの無料券を配付しながらそういった形でやったほうが、よその人たちに矢吹町は我々を差別するののかというようなことがなくなるのではないかと。ということで提案をしながら、私はあゆり温泉の指定管理者の件に対しては賛成をいたしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第62号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第66号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号 西白河地方衛生処理一部事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第68号、議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第68号 白河地方水道用水供給企業団の解散について及び議案第69号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 産建常任委員会審査結果報告書。

第366回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番まではご案内のとおりですので、割愛させていただきます。

議案第68号 白河地方水道用水供給企業団の解散について。

本件は、効率的な組織及び効率化を図り、複合的に広域行政を推進するため、白河地方水道用水供給企業団を解散し、平成24年4月1日から白河地方広域市町村圏整備組合に統合するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分について

本件は、議案第68号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分についてであります。解散に当たり、その財産のすべてを新たに統合させる白河地方広域市町村圏整備組合に帰属させるものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第68号 白河地方水道用水供給企業団の解散についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号 白河地方水道用水供給企業団の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第72号～議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより議案第72号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第74号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第76号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 第1 予算特別委員会審査報告書。

第366回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1 予算特別委員会結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりですので、ごらんください。

7番、審査結果報告。

当委員会に付託されました議案第72号、第73号、第74号、第75号及び第76号の審査結果は次のとおりです。

議案第72号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,306万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,990万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、療養給付費交付金、諸収入を増額し、国民健康保険税を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、諸支出金を増額し、総務費、後期高齢者支援金等を減額するものであります。

す。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ368万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,009万6,000円とし、地方債の限度額の増額補正をするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金、町債を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、事業費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,835万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億24万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額し、保険料を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費を増額し、基金積立金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出の予算からそれぞれ1,851万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,954万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、諸収入を増額、後期高齢者医療保険料、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金を増額し、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の収益的支出予定額から24万1,000円を減額し、収益的支出予定額を4億7,061万3,000円とするものであります。

収益的支出補正の主な内容は、営業費用を減額するものであります。

資本的収支補正予算は、既定の資本的支出予定額の款項目の金額をそれぞれ補正するものであります。

資本的支出予定額の款項区分による補正の内容に、建設改良費、災害復旧費のうち工事請負費を減額し、材料費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第72号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時02分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時12分）

◎議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第366回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番につきましては割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第71号の審査結果は次のとおりです。

議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,729万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億1,437万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税、県支出金等を減額し、地方特例交付金、国庫支出金、町債などをそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費、農林水産業費、文教施設災害復旧費などを減額し、総務費、民生費、教育費等をそれぞれ増額するものであります。

討論に入り、棚木委員から、健康センターについてはいろいろな問題が出てきており、今後3年間の債務負担行為を含んだ本予算には納得できない。指定管理制度をやめ、町が管理すべきであるとの見解から反対討論がされました。一方で、吉田委員より、今回の震災復旧・復興には本補正予算が不可欠であり、賛成するとの意見と、角田委員より、一部健康センターの問題はあるが、町の復興と多くの町民の暮らしを守るため、本予算に賛成するとの意見が出されました。

挙手採決の結果、賛成4人、反対1人で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告をいたします。よろしくお願いをいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算に反対の立場で討論を行います。

歳入歳出予算の補正であります。それぞれ2億2,729万5,000円を追加し、総額をそれぞれ106億1,437万2,000円とするものであります。内容を見ますと、東日本大震災の災害復旧のための災害対策費や、倒壊危険建物解体工事などは、町民の要望にこたえた補正予算で評価できるわけであり。しかし、この中には債務負担行為補正で追加として、矢吹町健康センター指定管理料、平成24年度から平成26年度までの3年間で1億50万円もの指定管理料が計上されています。このことは、大幅な町の負担増につながるおそれがあり、問題であります。

同じく矢吹町保健福祉センターの指定管理料ですが、3年間で1,048万5,000円計上されております。

健康や福祉の領域は、町にとっては行政の主体的、中心的業務であり、これらの施設の管理委託は行政主体の放棄であります。議案第63号、65号でも反対しておりますので、私は町民の暮らしと健康を守る立場から、議案第71号に反対するものであります。

○副議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 私は、議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論を行います。

各課の補正に関する予算は、多少問題はあるものの、震災による災害復旧に関する予算が多く、1日も早い復旧を望んでいる町民の皆さんのことを考えれば、この議案を1日も早く通し、復旧工事を行ってほしいと思っております。

よって、私は議案第71号に賛成をいたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

○副議長（栗崎千代松君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第71号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。今会期中に町長及び議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて、ただいまから議会運営委員会を開く

ため、暫時休議いたします。

(午後 2時21分)

○副議長(栗崎千代松君) 再開いたします。

(午後 2時40分)

◎日程の追加

○副議長(栗崎千代松君) 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

[4番 鈴木一夫君登壇]

○4番(鈴木一夫君) それでは、ご報告をいたします。

会期中に町長から条例の一部改正関係2件、工事請負契約の締結関係6件の計8件及び議員から発議2件、閉会中の継続調査の申し出の追加議案が提出をされました。また、議会運営委員会の委員長から、閉会中の継続調査申し出など並びに議員の派遣についての取り扱いについて、議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をしました。皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副議長(栗崎千代松君) お諮りいたします。ただいまの副委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(栗崎千代松君) 日程第6、これより議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は議会議員の退職する月の報酬額を日割りにすること及び期末手当の支給制限並びに一時差し

とめ制度を定めるため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第77号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の給料月額を引き下げ及び給料の支給方法の変更をするため、条例の一部を改正するものであります。

本年10月の県人事委員会勧告においては、地方公務員法が定める給与決定の原則及び県内の厳しい経済情勢等を総合的に勘案し、人事院勧告に準じて本棒について平均で0.23%引き下げ改定を行うこととし、また期末・勤勉手当については改定を見送る旨の勧告を行ったところであります。

人事院勧告並びに県人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであります。また、職員労働組合との団体交渉においても改正案を了承いただいたことから、平成24年4月から給料表を引き下げること及び月途中の病気退職者は当該月分の給料を日割り計算し支給することとする改正を行うものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第78号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 町長にお伺いいたします。

78号の件について、12月9日に国会が閉会し、人事院勧告やその他職員、国家公務員の給与の削減など、いろいろと計画はしていたものの、人事院勧告からの案件については廃案になったわけでありますけれども、矢吹町としては国に先駆けて職員の給料の引き下げを行うのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の給料の削減の議案について、国家公務員の給与費の削減に先駆けてというようなことについてのおただしであります。先ほど説明させていただいたとおり、県の人事院勧告が出たために、これにのっとり町のほうでは引き下げするということについて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより議案第79号 矢吹町寺内地区第1回工事災害復旧請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第79号 矢吹町寺内地区第1回工事災害復旧請負契約の締結についてであります。本案は寺内地区農業集落排水施設災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。工事内容につきましては、寺内地区の下

水道管路の復旧工事となり、延長が2,544.6メートルであります。

入札につきましては、平成23年11月20日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社平成工業、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、2億1,367万5,000円で矢吹町五本松32番地2、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第79号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第79号について質疑をいたします。

工事請負契約の締結については前回の臨時会でも質疑をしたわけですが、あのときの質疑について町長は検討されたのかどうか、その件が1点。あと、今回の落札率は何%なのか。そしてまた、前回はいわゆるこういった応急工事については何社かに分けて分割して発注してはどうかということを行ったと思うんですが、その辺についてはどのように検討されたのか、この点についてお尋ねをいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の落札に当たって、前回、棚木議員から質問されましたように、大きい工事分割してはどうかと。さらには落札率が高どまりになっているのではないかというようなご質問の趣旨だったと思いますが、これらについては今回も同じような答弁を繰り返すようになりますが、正規のルールにのっとって定められたとおり落札は行われております。

分割してはどうかということにつきましても、前回も答弁させていただきました。また、その後職員のほうとも関係各課と協議をした結果、分割については分割せずに実施したほうが経費的にも少なくなるというようなことで、そうしたことについては継続させていただく。今回も同じような考え方で分割せずに入札をいたしております。

落札率が何%かについては上下水道課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

上下水道課長、円谷清茂君。

〔上下水道課長 円谷清茂君登壇〕

○上下水道課長（円谷清茂君） お答えをいたします。

落札率につきましては97.94%になっております。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第79号 矢吹町寺内地区第1回工事災害復旧請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより議案第80号 公共下水道災害復旧工事3工区請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第80号 公共下水道災害復旧工事3工区請負契約の締結についてであります。本案は東日本大震災に伴う公共下水道災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。工事内容につきましては、町道本町8号線を含む9区間の下水道管路の復旧工事となり、延長が1,888.52メートルであります。

入札につきましては、平成23年11月22日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社ヨンダ建設、株式会社平成工業、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、1億4,175万円で矢吹町大町192番地、高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第80号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第80号 公共下水道災害復旧工事3工区請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより議案第81号 公共下水道災害復旧工事4工区請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第81号 公共下水道災害復旧工事4工区請負契約の締結についてであります。本案は東日本大震災に伴う公共下水道災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。工事内容につきましては、町道善郷内6号線を含む8区間の下水道管路の復旧工事となり、延長が1,790.08メートルであります。

入札につきましては、平成23年11月22日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社平成工業、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、1億1,539万5,000円で矢吹町白山837番地1、株式会社ヨシダ建設が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第81号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第81号 公共下水道災害復旧工事4工区請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第11、これより議案第82号 矢吹小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第82号 矢吹小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてであります。本案は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、矢吹小学校の教室に空調設備を設置するため、福島県公立学校等校舎内緊急環境改善事業を活用し整備するものであります。

入札につきましては、平成23年12月8日、株式会社浦島通信、有限会社伊藤電気工事、有限会社ふじ電設、東陽電気工事株式会社、車田電気工事株式会社、株式会社白河電設の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、5,302万5,000円で矢吹町北町183番地1、株式会社浦島通信が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第82号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 質疑をいたしたいと思えます。

今回、各小学校とか中学校とか、これからも出てくるであろう議案の中に空調設備が各小学校に設置されるわけでありましてけれども、今まで矢吹の各学校にはこういう設備がなかったわけですが、そういった中で今回これほどの空調設備が備えつけられるわけでありましてけれども、その電気料とかそういったものは、これはこれからも町で持つのか、またこれが東京電力のほうに損害賠償として請求をしていくのか、その辺もお聞きしたいと思います。

今までは、扇風機ぐらいでもう各子供たちが勉強しながらやっていたのにもかかわらず、今回はこういった形でエアコン設備をしながら教室に設置していくということは、かなりのやっぱりこういった形で電気を使うんじゃないかというようなことで、やはり町の負担がかなり多くなるんじゃないかという思いをします。もしこれが町から出すとすれば、これからは東京電力のほうに損害賠償を出していただくことをお願いしながら質疑をしたいと思えます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、小・中学校に空調設備の整備をするわけですが、整備するに当たっては、工事費はもちろんですが、この後の維持管理費ということで、電気料等についても相当多額の出費が町としてしなくてはならないのではないかと。そうした場合に、今後東電に請求していくのかどうかというようなお尋ねについては、私も全く同じような考え方でおります。当然、この原子力損害賠償の事故に伴って、放射能汚染の問題が解決すればまた別な考え方も出るでしょうけれども、そうしたものが解決しない以上は、私自身も東京電力のほうに損害賠償を請求をしていく考えでおりますので、これらについてはこの後十分に町として、また議員の皆さんにお諮りをしながら協議をして深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第82号について質疑をいたします。

各小学校、中学校に放射能汚染対策としてエアコンが設置されることは、子供たちにとっても大変喜ばしいことでもあります。これについての費用は、全額国の補助なのか、それとも町の負担もあるのか、その点が1点。そしてまた、この空調設備整備工事ですが、全部でこれ1億6,000万円くらいになるんですね、各学校をあわせると。このいわゆる指名競争入札ですが、いわゆる公共工事をやる場合の資格として見ますと、皆さん電気屋さんみたいなものですから、電気屋さんの資格ということでいいのか、それともまた別の工事の資格なのか、そういった点について問題はないのか。また、いわゆる公共工事をやる場合には経営審査も受けなければならないということで、そういったものについても受けているのかどうか、それらの点についてお尋ねをいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の空調設備の整備に当たって多額の金額が必要となると。その金額、整備に要する額は全額補助なのか、町の負担にあるのか。また、もう一点、競争入札に当たって、業者の入札資格、工事の資格及びさまざまな経営審査の点数等についてのおただしでございますが、これらについては詳しく学校教育課長に説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

町負担はあるのかということに関しましては、本事業は県の補助事業として、補助そのものは2分の1、補助残の100%が起債、うち80%が交付税対象、また残りの20%についても上乘せがあるというふう聞いておりますが、その残りの部分についての上乗せがどのくらいになるのかはまだ確定をいたしておりません。

それから、今回の工事に関する資格の関係でございますが、本工事につきましては国の経営資格審査事項の届け出をしている業者のうち、複数の技術職を抱えている業者を選定いたしました。その業種については電気工事でありまして、電気工事を指名すれば本工事については問題ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） ただいま教育次長の答弁では、いわゆる経営審査は受けている。あと、いわゆるこのエアコンの整備工事については、複数のいわゆる工事の種類というんですか、そういうのを持っていれば大丈夫だということですが、いわゆるこのエアコンの工事については、電気工事と、あともう一つは複数というのはどういった工事の業種なのか、それがちょっとわからないんですが、教えていただきたいと思います。

つまり、建設工事の業種区分けの中では、いわゆる冷暖房設備工事、こういったものについては管工事業ということになっているんですね。それらについては、そういう資格を持っているのかどうか。もし持っていないとすれば後々問題になるわけですから、そういった心配がないのかどうか。なかったら別にいいと思うんですけども、そういうことが大変心配されますので、それらについてお答えいただきたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

なお、詳しい内容ということで、学校教育課長から先ほど答弁をいただいた中にまだ不明な点があるというふうなおたただしでございました。これらについても、学校教育課長のほうから詳細について説明させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 棚木議員の質問にお答えいたします。

先ほど私の説明が不十分であり、複数と申しあげましたのは、その指名した業者の中に2人以上の技術職を抱えている業者さんを指名したというふうな意味でございます。したがって、複数の業種の資格を持っているという意味ではございません。

それから、もう一つは、今回のエアコン、冷房でございますが、エアコン工事につきまして、管工事業というふうなことでございますが、今回は私どもで指名させていただいたのは、電気工事について資格を持っている業者さんを受けました。したがって、その工事業者さんが設備的な部分に関して有資格をしていない、あるいは資格を持っていないとできない部分があるということがあるとすれば、それは当然有資格者を下請承認を受けながら工事を行っていただくようになりますので、今回私どもで指名した業者については電気工事業で問題ないというふうな理解をしているところでございます。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第82号について質疑をいたします。

ただいま次長からは、電気工事業を持っていれば差し支えないということですが、いわゆる先ほども聞いたように、業種ではこういった冷暖房の工事をやる場合には管工事のいわゆる建設工事の種類になって、いわゆるこの建設業法の公共工事に参加する場合は1種目ごとに経営審査を受けなければならないというふうになっているんですね。ですから、そういった点で、電気工事業で経営審査を受けていても、管工事の資格、それに経営審査、そういったものを受けていけば問題ないというふうに思いますが、次長のお話では何かその辺がまだあいまいな気がするんですが、そういった点について、後々問題になってからでは遅いので、そういった資格、これらについてはきちんと対応して問題のないように対応していただきたいというふうに思いますので、その点について再度お答えいただきたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

問題のないように工事を発注していただきたいという内容でございますので、これはもちろん問題のないように、今後十分に資格審査も含めてこちらのほうで準備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第82号 矢吹小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第12、これより議案第83号 善郷小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第83号 善郷小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてであります。本案は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として善郷小学校の教室等に空調設備を設置するため、福島県公立学校等校舎内緊急環境改善事業を活用し整備するものであります。

入札につきましては、平成23年12月8日、株式会社浦島通信、有限会社伊藤電気工事、有限会社ふじ電設、東陽電気工事株式会社、車田電気工業株式会社、株式会社白河電設の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、5,733万円で矢吹町善郷内299番地、有限会社ふじ電設が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第83号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第83号 善郷小学校空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第13、これより議案第84号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第84号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の締結についてであります。本案は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として矢吹中学校の教室等に空調設備を設置するため、福島県公立学校等校舎内緊急環境改善事業を活用し整備するものであります。

入札につきましては、平成23年12月8日、株式会社浦島通信、有限会社伊藤電気工事、有限会社ふじ電設、東陽電気工事株式会社、車田電気工業株式会社、株式会社白河電設の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、4,977万円で白河市西三坂50番地1、車田電気工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより議案第84号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第84号について質疑をいたします。

契約の金額が4,977万円ということでありますけれども、これの落札率は何%だったのかお尋ねをいたします。

それと、本議案82号、83号、84号といわゆる空気設備整備工事の請負契約でありますけれども、先ほども言いましたけれども、何か指名業者を見ますと、いわゆる資格の問題で非常にあいまいな気が見受けられるというか思うんですね、そういった気がつくというか。そういった点で、指名委員会としてきちんとそういう業者についての資格などについて検討されたのかどうか、その点が何かあいまいな気がするんですけども、その点についてお尋ねをいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

落札率については何%か、さらには資格の問題であいまいに思うというような表現でございましたが、指名委員会で検討されたのかということにつきましては、落札率については学校教育課長、またこの指名委員会については、内申でもって担当課から上がってきたものを委員会の中で十分協議をした上でその資格については協議されておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 6番、棚木議員の落札率についてお答えいたします。

本工事の落札率は97.93%でございます。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 今、議案第84号、これまで79号から公共工事入札の結果なんですけど、参考までに同僚議員の棚木議員のほうからも質問あったように、ほとんどが九十七、八%の価格でとられていると。業者もすべて6社同じ、前回の議会のときにも3社、今回入っていない3社がとって、今回は高田工業さんだけが重複しているというような形、何かこれを見たときに、歴然と相談し合っているといるなというふうにしかとられないんですが、もう少し努力した跡を見られるような形で議会のほうに提起していただきたいと思うんですが、その辺がどうなっているのかお聞きしたいと。

例えば、入札の中で最低価格も決まっているでしょうから、失格価格も。安いところに落ちていくんでしょうが、予定価格は公表しているから、これ以上予定価格より高くは入札していないんでしょうが、5月の臨時議会のときみたいに、学校のあれで予定価格を上乗せしたというようなことは出さないんでしょうけれども、そうした中でもこの企業に対して指名を外さないというふうなことは何なのか。こういうことが幾ら地元だからといってそれでいいのかどうか。何か今ずっと見てみますと、執行が、行政側が、災害復旧に向けて地元業者育成というふうな形に余りに力を入れ過ぎているんじゃないかなと私思うんであります。

この公共工事はもちろんですが、私も一番思うのには、これ84号議案に対しての質疑なんですけど、これまで議員になって、商店街も育成するのが行政でないのかというふうなことで一般質問をやったことがありますが、例えばすべての備品購入、こういったものに対しても、私は行政で手助けしていかなくちゃならない。何か多くあればダイエイトとかビバホームとかと入れるというふうなこと、何か町民に理解を得られない入札がこここのところ固まっているんじゃないかなと思うんですが、この辺の審議をどうされたのか。先ほど指名委員会というふうなこともありましたけど、これも指名委員会も町長指名の職員での委員会であって、第三者が入っていないという中で、この辺も何か私は一般町民に理解の得られない形になっているんじゃないかなというふう思うんですが、その辺参考までにお聞きしたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の公共工事の結果を見て、業者については指名競争入札に基づいて行われました。そこで指名した業者

が毎回同じではないかというようなことですが、この件につきましては、公正に定められたルールにのっとり指名をしております。先ほどから話をしているように、国の経営審査、その審査点数でもって、この工事についてはこの業者しか指名できないという、そうしたルールにあることはご存じのとおりだというふうに思っております。

なお、指名委員会でそうしたものについて、今後どういうふうなものが協議の場にのせられるかどうかについては今後検討してまいります。今回の入札に当たっては公正に、かつ公平に定められたルールにのっとり指名競争入札が行われたというふうに理解しておりますので、永沼議員におかれましてもご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第84号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第14、これより発議第5号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書（案）。

去る12月6日に文部科学省の原子力損害賠償紛争委員会により自主避難者などへの賠償指針が出されたが、その賠償対象が一部の市町村に限定されており、我々が以前より強く求めていた県内全域を対象とする内容とは異なっており、全く納得がいくものではない。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の被害は県内全域に及び、風評被害、健康不安など、大きな打撃を与え続け、県民は不安と失望といら立ちを感じている。原子力損害賠償紛争審査会長は、「低放射線量でも長時間浴びるとそれなりに健康被害が生じる可能性があるという意味での不安がある地域」と説明

しているように、福島県民すべてが被害者であるという実態を審査会は理解していないと言わざるを得ない。

賠償指針対象地域から外れた地域には自主避難者もいるが、18歳以下の子供や妊婦、避難せずに生活を続けている人々が大勢いる。放射線に対する不安や影響は、賠償指針の対象区域と全く同じ感情であり、このことを考えれば、23市町村に限定する理由は見当たらない。

よって、福島県民の感情を全く無視した今回の賠償指針を次の事項を踏まえた指針に見直すよう強く求める。

1. 23市町村に限定した賠償指針を撤回し、賠償の対象は福島県全域とすること。
2. 賠償額は実態に見合った額とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月12日。

内閣総理大臣、野田佳彦様、文部科学大臣、中川正春様、経済産業大臣、枝野幸男様、原子力損害賠償紛争審査会会長、能見義久様、原子力災害対策本部現地対策本部本部長、柳澤光美様、東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長、吉田 泉様。

福島県西白河郡矢吹町議会議長 柏村 栄。

○副議長（栗崎千代松君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第15、これより発議第6号 東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別

委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称、東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会。
2. 構成人員、15名。
3. 設置の根拠、地方自治法第110条及び矢吹町議会委員会条例第5条。
4. 審査期間、平成23年12月12日からこの任期満了の日までとし、閉会中も継続して調査を行うものとする。
5. 目的、だれもが体験のしたことのない未曾有の3月11日、大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの早期復旧・復興及び救済のため、調査特別委員会を設置、構成するものであります。特に、町民の安全・安心のため、経験のない未知の分野の放射線物質への対応、健康、町農産物を初めとした経済の分野への影響など多大な損害に対し、将来の矢吹町が夢と希望に満ちた町となるように町民ともに考え、その対応策を講じるため、全議員一丸となり調査研究するものであります。

なお、先ほどの意見書のとおり、まだまだこの話は長いものだと思いますので、ぜひとも皆さんのご協力を、そして支持を得たいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（栗崎千代松君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

発議第6号 東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会設置に関する決議（案）は、これを設置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会設置に関する決議については、これを設置することに決しました。

お諮りいたします。東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会の委員については、矢吹町委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認め、議長において指名いたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） 朗読いたします。

委員名を申し上げます。

青 山 英 樹 委員	竹 元 孝 夫 委員
鈴 木 隆 司 委員	鈴 木 一 夫 委員
藤 井 精 七 委員	棚 木 良 一 委員
大 木 義 正 委員	角 田 秀 明 委員
熊 田 宏 委員	永 沼 義 和 委員
諸 根 重 男 委員	遠 藤 守 委員
根 本 信 雄 委員	吉 田 伸 委員
栗 崎 千代松 委員	

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

◎会議時間の延長

○副議長（栗崎千代松君） 時間を延長して審査を続けていきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ここで、ただいま構成されました特別委員会の正副委員長を選出するため、暫時休議いたします。

（午後 3時43分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時54分）

○副議長（栗崎千代松君） ただいま特別委員会の正副委員長が選任されましたので、議長から報告いたします。

東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会の委員長に、14番、吉田伸君、副委員長に5番、藤井精七君が選出されました。

ここで、ただいま選出されました委員長から発言を求めます。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） ただいまご指名のありました吉田伸でございます。

皆さんの賛同を得まして、ちょうど中に入っていましたけれども、こういうふうな新聞がね、お怒りになったと思えます。行政のほうも、町長を初めとして運動を起こしてくださるんでしょうから、ここで壇上でお願いしたとおり、執行部と、そして町民の皆さんを代表する議員の皆さんで、恐らく長い戦いになると思えます

けれども、どうぞご理解のできるような、どうぞ全員でやっていきたいと思いますので、今後のご協力とご指導をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）

◎閉会中の継続調査の申し出について

○副議長（栗崎千代松君） 日程第16、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長より次回定例会の運営協議のため、所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの次回定例会運営協議としての閉会中の所管事務調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○副議長（栗崎千代松君） 日程第17、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙に目的、消防出初式、派遣場所、矢吹中学校体育館、派遣議員全員を口頭で追加をして議員の派遣をいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎町長発言

○副議長（栗崎千代松君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 第366回矢吹町議会定例会最終日に、議長を初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、議員の皆様のご理解のもと、全議案、原案どおり可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは、議員の皆様にご説明し、ご理解を賜りたい案件が3件ございます。

初めに、臨時議会の開催についてであります。

今議会でも答弁させていただきましたとおり、復興へ向けた各分野における取り組みが急務となり、被災者の生活再建支援、各種施設の復旧等、早急かつ確かな対応をしていかなければならないと強く認識しております。

現時点では、下水道災害関連工事の請負契約締結で2件の議案を予定しており、来年1月下旬には臨時議会を開催し、審議をお願いしたいと考えております。

なお、あわせて国の第3次補正に伴う案件につきましても、必要に応じてご審議いただきたいと考えております。

次に、矢吹町復興ビジョンについてであります。さきの議会全員協議会で説明申し上げました復興ビジョンにつきまして、本定例会での一般質問の内容を含めた最終調整が完了し、本日付での決定とさせていただきます。

なお、お手元に資料として配付させていただきましたので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、原子力損害賠償紛争審査会が示した賠償指針についてであります。先般報道されているとおり、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会では、避難指示が出ていない地域から自主的に避難した住民への賠償額を一律8万円、また放射能による不安や影響が大きい18歳以下の子供と妊婦については40万円と認定しております。

問題となるのが対象区域についてであります。県内、会津、南会津の26市町村が対象外となっており、その線引きについてはだれもが納得いく明確な基準による適切な対応とは到底言いがたく、強い憤りを感じるものであります。この新聞報道後、直ちに県南地区の首長による抗議活動を実施し、県知事へも要望書を提出したところであり、また、町としましても、是が非でも賠償対象地域の拡大へ向け、署名活動の準備をしているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

このように、今後も町民の皆様の生活再建及び安全で安心な生活環境の確保を第一とし、さらに気持ちを引き締め、復興へ向け全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様のご支援とご協力をよろしく願います。

ありがとうございました。以上で発言とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第366回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 4時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月12日

副 議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 大木 義正

署 名 議 員 角田 秀明